
愛媛県立中央病院整備運営事業

事業契約書（案）

平成 19 年 9 月

愛媛県

目 次

第1章 総 則	1
第1条 本契約の目的及び解釈	1
第2条 公共性、経済性及び民間の趣旨の尊重	1
第3条 本事業の概要	1
第4条 乙に対する支払	1
第5条 契約の保証	1
第6条 許認可及び届出等	3
第7条 乙の資金調達	4
第8条 起債・補助金申請への協力	4
第9条 優先関係	4
第10条 責任の負担	4
第2章 統括マネジメント業務	5
第1節 個別業務のマネジメント業務	5
第11条 個別業務のマネジメント業務	5
第12条 個別業務のマネジメント業務の第三者による実施	5
第13条 個別業務のマネジメント責任者等の通知等	5
第14条 年度マネジメント計画書の提出	6
第15条 個別業務のマネジメント業務に係る日報・月報の提出	6
第16条 個別業務のマネジメント業務に係る四半期報告書の提出	7
第17条 個別業務のマネジメント業務に係る年度総括書の提出	7
第2節 病院経営支援業務	7
第18条 病院経営支援業務	7
第19条 病院経営支援業務の第三者による実施	7
第20条 病院経営支援責任者等の通知等	8
第21条 年度経営支援業務計画書等の提出	8
第22条 病院経営支援業務に係る日報・月報・月次報告書の提出	9
第23条 病院経営支援業務に係る四半期報告書の提出	9
第24条 病院経営支援業務に係る中間報告書の提出	9
第25条 病院経営支援業務に係る年度総括書及び最終報告書の提出	9
第3節 リスク・マネジャー	10
第26条 リスク・マネジャーの通知等	10
第3章 病院施設整備業務（施設整備に係る設計）	10
第27条 設計業務の実施	10
第28条 設計業務の第三者による実施	10

第29条	関連行政手続等	11
第30条	設計業務総括責任者の通知等	11
第31条	設計作業工程表の作成及び提出	11
第32条	設計業務の進捗状況の確認	11
第33条	乙による事業者提案又は設計の変更	12
第34条	甲の指示による事業者提案又は設計の変更	12
第35条	法令変更等による設計変更等	12
第36条	基本設計説明書及び設計図書の提出	13
第4章	病院施設整備業務（施設整備に係る建設）	14
第1節	総則	14
第37条	本件土地の貸付	14
第38条	建設に伴う各種調査	14
第39条	近隣対応	15
第40条	周辺影響調査・対策業務	16
第41条	関連工事の調整	16
第2節	工事監理業務	16
第42条	工事監理業務の実施	16
第43条	工事監理業務の第三者による実施	17
第44条	工事監理者	17
第3節	建設業務	18
第45条	建設業務の実施	18
第46条	建設業務の第三者による実施	18
第47条	監理技術者及び主任技術者	18
第48条	施工計画書等	18
第49条	施工期間中の保険	19
第50条	本件解体工事の実施	19
第51条	本件新設工事の実施	19
第52条	本件改修工事の実施	19
第53条	工事記録の整備等	20
第54条	甲の説明要求等	20
第55条	中間確認	21
第56条	部分使用	21
第57条	医療機器・医療情報システム・備品の搬入	21
第58条	乙による本件対象施設の竣工検査	21
第59条	甲による本件工事対象施設の竣工確認	22
第60条	甲による本施設の竣工確認通知	22

第61条	工期の変更	22
第62条	工事の中止	23
第63条	工期の変更に伴う費用負担等	23
第64条	第三者に発生した損害等	23
第65条	不可抗力による損害	23
第66条	本件新設工事対象施設の引渡手続	24
第67条	本件改修工事対象施設の引渡手続	24
第68条	引渡し等の遅延	24
第69条	瑕疵担保	25
第5章	医療機器及び一般備品調達関連業務	26
第70条	医療機器等調達関連業務の実施	26
第71条	医療機器等調達関連業務の第三者による実施	26
第72条	医療機器等調達関連業務の総括責任者等の通知等	26
第73条	医療機器等の選定等	27
第74条	医療機器等の変更に伴う費用負担	27
第75条	医療機器等の調達及び設置	28
第76条	瑕疵担保責任	28
第6章	医薬品・診療材料等調達関連業務	29
第1節	医薬品調達関連業務	29
第77条	医薬品調達関連業務の実施	29
第78条	医薬品調達関連業務の第三者による実施	29
第79条	医薬品調達関連業務の総括責任者等の通知等	30
第80条	年度医薬品調達業務計画書の作成等	30
第81条	医薬品調達関連業務に係る日報・月報の提出	30
第82条	医薬品調達関連業務に係る四半期報告書の提出	31
第83条	医薬品調達関連業務に係る年度総括書の提出	31
第84条	医薬品調達予定リスト作成支援業務	31
第85条	医薬品ベンチマークの設定等	31
第86条	医薬品の調達及び納品	32
第87条	確認後の医薬品の変更	32
第88条	瑕疵担保責任	33
第89条	医薬品の管理に係る特則	33
第2節	診療材料調達関連業務	33
第90条	診療材料調達関連業務の実施	33
第91条	診療材料調達関連業務の第三者による実施	33
第92条	診療材料調達関連業務の総括責任者等の通知等	34

第93条	年度診療材料調達業務計画書の作成等	34
第94条	診療材料調達関連業務に係る日報・月報の提出	35
第95条	診療材料調達関連業務に係る四半期報告書の提出	35
第96条	診療材料調達関連業務に係る年度総括書の提出	35
第97条	診療材料調達予定リスト作成業務	35
第98条	診療材料ベンチマークの設定等	36
第99条	診療材料の調達及び納品	36
第100条	確認後の診療材料の変更	37
第101条	瑕疵担保責任	37
第102条	診療材料の管理に係る特則	38
第3節	準備品・消耗品調達関連業務	38
第103条	準備品・消耗品調達関連業務の実施	38
第104条	準備品・消耗品調達関連業務の第三者による実施	38
第105条	準備品・消耗品調達関連業務の総括責任者等の通知等	38
第106条	年度準備品・消耗品調達業務計画書の作成等	39
第107条	準備品・消耗品調達関連業務に係る日報・月報の提出	39
第108条	準備品・消耗品調達関連業務に係る四半期報告書の提出	40
第109条	準備品・消耗品調達関連業務に係る年度総括書の提出	40
第7章	運営業務	40
第1節	運営業務開始前準備及び運営業務実施体制の整備	40
第110条	運営業務の総括責任者等の通知等	40
第111条	運営業務開始準備	40
第112条	移転作業に係る特則	41
第113条	習熟訓練	41
第114条	運営前リハーサル	41
第115条	運営業務実施体制の確認	41
第116条	事業計画書の提出	41
第117条	本件病院施設完成後の保険	42
第118条	本件病院施設の運営開始日の遅延	42
第2節	運営業務の実施	43
第119条	運営業務の実施	43
第120条	第三者に対する委託	43
第121条	業務仕様書等の作成	44
第122条	年度運営業務計画書の提出	44
第123条	運営業務に係る日報・月報の提出	44
第124条	運営業務に係る四半期報告書の提出	45

第125条	運營業務に係る年度総括書の提出	45
第126条	運営期間中におけるその他書類の提出	45
第127条	場所の貸与	45
第128条	情報管理関連業務に係る特則	46
第129条	利便施設運營業務に係る特則	46
第130条	施設維持管理業務における計画修繕に係る特則	46
第131条	臨機の措置	47
第132条	甲又は乙に発生した損害等	47
第133条	第三者に発生した損害等	48
第8章	モニタリングの実施	48
第134条	モニタリング実施計画書の策定	48
第135条	運營業務等のモニタリングの実施	48
第9章	サービスの対価	48
第136条	サービス対価の支払	48
第137条	設計・施工期間中の支払のための出来形確認	49
第138条	サービス対価の改定	49
第139条	サービス対価の減額	49
第140条	サービス対価の返還	49
第10章	業務等に関する変更等	50
第141条	要求水準書の変更	50
第142条	業務仕様書等の変更	50
第11章	表明及び保証等	50
第143条	事実の表明及び保証	50
第144条	乙による約束	52
第145条	甲による約束	55
第12章	契約期間及び契約の終了	56
第146条	契約期間	56
第147条	乙の債務不履行による契約解除	56
第148条	甲の債務不履行による契約解除	57
第149条	甲の任意による契約解除	57
第150条	違約金	57
第151条	1号館施設引渡し前の解除の効力	58
第152条	本件工事対象施設のすべての引渡終了日後の解除の効力	59
第153条	1号館施設引渡日後本件工事対象施設のすべての引渡終了日前の解除の効力	60
第154条	期間満了による契約の終了	60
第155条	保全義務	61

第156条 関係書類の引渡し等	61
第13章 損害賠償等	61
第157条 遅延利息	61
第158条 損害賠償	62
第14章 法令変更	62
第159条 通知等	62
第160条 協議及び増加費用の負担等	62
第161条 法令変更等による契約の終了	63
第15章 不可抗力	63
第162条 通知の付与	63
第163条 協議及び損害額の負担等	63
第164条 不可抗力への対応	64
第165条 不可抗力による契約の終了	64
第16章 協議会等の設置	64
第166条 経営に関する会議等	64
第167条 係争調整会議	65
第17章 著作権等	65
第168条 著作権等の帰属	65
第169条 著作権の譲渡等	65
第170条 著作権等の譲渡禁止	66
第171条 第三者の知的財産権等の侵害	66
第172条 工業所有権	66
第18章 その他	67
第173条 公租公課の負担	67
第174条 金融機関との協議	67
第175条 計算書類等の提出	67
第176条 秘密保持・個人情報保護等	67
第177条 契約上の地位の譲渡	68
第178条 乙の兼業禁止	68
第179条 監査・会計検査等への協力	68
第180条 見学者対応等	69
第181条 管轄裁判所	69
第182条 疑義に関する協議	69
第183条 その他	69
別紙1 契約金額の内訳	70
別紙2 用語の定義集	71

別紙 3	日程表	83
別紙 4	設計図書等一覧	84
別紙 5	本件土地	92
別紙 6	行政財産無償貸付契約書（案）	93
別紙 7	乙が加入すべき保険等	98
別紙 8	竣工図書	100
別紙 9	瑕疵担保に係る保証書の様式	101
別紙 10	運営協力企業の変更	103
別紙 11	モニタリング基本計画書（案）	104
別紙 12	サービス対価の算定及び支払方法	105
別紙 13	要求水準書の変更手続	126
別紙 14	業務仕様書及び業務マニュアルの変更手続	129
別紙 15	法令変更等による増加費用の負担割合	132
別紙 16	不可抗力による損害等の負担割合	133

愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書

- 1 件 名 愛媛県立中央病院整備運営事業
- 2 事業場所 愛媛県松山市春日町 83 番地他
- 3 契約金額 円
(うち消費税及び地方消費税額は 円)
(ただし、その内訳金額は別紙 1 に記載するところによる。)
- 4 契約期間 本契約の締結の日から平成 年 月 日まで
- 5 契約保証金 第 5 条に定めるとおり
- 6 支払条件 本契約書中に記載のとおり

上記事業について、愛媛県(以下「甲」という。)及び (以下「乙」という。)は、各々
対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って
誠実にこれを履行するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自その
原本 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲 : 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県公営企業管理者

乙 :

株式会社
代表取締役

第1章 総 則

(本契約の目的及び解釈)

- 第1条** 本契約は、本事業における当事者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。
- 2 別段の定めがある場合を除き、本契約において用いられる用語は、別紙2において定められた意味を有するものとする。
- 3 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

(公共性、経済性及び民間の趣旨の尊重)

- 第2条** 乙は、本件病院施設等が、自治体病院としての公共性と公営企業としての経済性が求められることを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本事業の概要)

- 第3条** 本事業は、統括マネジメント業務、病院施設整備業務、調達関連業務及び運営業務その他これらに付随し関連する一切の業務及びこれらの業務実施に係る資金調達から構成される。
- 2 乙は、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を遂行しなければならない。
- 3 乙は、別紙3に定める日程に従って本事業を実施するものとする。

(乙に対する支払)

- 第4条** 甲は、本契約に定めるところにより、サービス対価を乙に支払う。
- 2 甲は、本契約に基づいて生じた乙に対する債権債務を法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

(契約の保証)¹

- 第5条** 乙は、次項各号の期間の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第6号の場合においては、当該履行保証保険契約の締

¹ 契約の保証に関する条文は未だ検討中であり、現時点における考えを示したものです。正式に決定した後速やか（提案書類の提出（入札）期限までのできるだけ早い時期）に公表します。

結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならず、第7号の場合においては、当該保証契約に係る銀行、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の、第8号の場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険会社の異議なき承諾でかつ確定日付ある書面による債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 国債又は地方債の提供
 - (3) 政府の保証のある債券の提供
 - (4) 資金運用部資金法（昭和26年法律第100号）第7条第1項第9号の規定による金融債の提供
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が确实と認める金融機関の保証
 - (6) 甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結
 - (7) 乙が、建設協力企業をして、当該建設協力企業の債務不履行により乙に生ずる損害金の支払を保証する保証契約を銀行、甲が确实と認める金融機関又は保証事業会社との間で締結させ、乙が自己の費用において当該保証契約に基づき乙が有する保証金支払請求権の上に、第150条第1項に規定された乙の甲に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を甲のために設定すること
 - (8) 協力企業の全部又は一部が、乙を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、乙が自己の費用において当該履行保証保険契約に基づき乙が有する保険金請求権の上に、第150条第1項に規定された乙の甲に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を甲のために設定すること
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、次の各号の期間に応じ、当該各号に定める金額の10分の1以上としなければならない。
- (1) 施工期間中（運営期間と重複する期間を除く。）
別紙1の施設整備業務費相当額から本件工事対象施設の設計業務費相当額及び工事監理業務費相当額を控除した額。ただし、本件解体工事が終了したとき又は乙が甲に各本件工事対象施設を引き渡したときは、当該解体工事終了部分及び当該引渡し済み本件工事対象施設に相当する建設工事費相当額を適宜控除することができる。
 - (2) 運営期間中（施工期間と重複する期間を除く。）
契約金額から別紙1の内訳金額のうち、運営期間開始予定日以前に実施される統括マネジメント業務費相当額、施設整備業務費相当額、調達代金相当額及び本事業の業務範囲となる計画修繕業務費相当額を除いた額の238分の12に相当する

額

(3) 施工期間と運営期間とが重複する期間中

前2号の額を合算した額

- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号から第5号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保(当該担保の価値は、第2号の債券にあっては額面金額とし、第3号及び第4号の債券にあっては額面金額(発行価格が額面金額と異なるときは、発行価格)の10分の8をもって換算した額とし、第5号の規定による担保の価値は、その保証する金額とする。)の提供として行われたものとし、同項第6号ないし第8号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第2項各号に定める金額の著しい変更があった場合には、保証の額が変更後の当該各号の金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(許認可及び届出等)

第6条 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、乙が自己の責任及び費用により取得するものとする。また、乙が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出及び報告は、乙がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、甲が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

- 2 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、乙による許認可の取得について、法令の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 3 乙は、第1項ただし書に定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下、本条において同じ。)を負担するものとし、その遅延が当該許認可権限を有する者の責めに帰すべき事由による場合には、甲及び乙の間でその責任及び損害の負担について協議するものとする。
- 4 甲が、その単独申請又は届出に係る許認可の取得又は届出若しくは報告を遅延した場合又は甲が第2項の協力を怠ったことにより乙が申請すべき許認可の取得又は届出若しくは報告が遅延した場合、甲は、乙に対し、当該遅延により乙に生じた損害を賠償する。
- 5 乙は、本件事業の実施に係る許認可の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、事業期間終了時に甲に提出するものとする。
- 6 乙は、本件事業の実施に係る許認可の原本を保管し、甲の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付の写しを甲に提出するものとする。

(乙の資金調達)

第7条 本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約において甲が負担する費用を除き、すべて乙が負担する。

2 本事業に関する乙の資金調達は、すべて乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲の協力が必要な場合、甲は可能な限りその協力を行うものとする。

(起債・補助金申請への協力)

第8条 乙は、甲による本事業に係る起債又は補助金の申請について、書類作成等への協力を行う。

2 乙の責に帰すべき事由により、乙が前項の規定に従い作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、乙は、甲に対し、当該遅延により甲に生じた損害を賠償する。

3 前項の場合を除き、甲が行う本事業に係る起債又は補助金申請に関して損害が発生した場合の責任は、甲が負うものとする。

(優先関係)

第9条 本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。

2 入札説明書等の各書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

3 事業者提案と要求水準書の内容に差異があり、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、第1項の規定にかかわらず、その限度で事業者提案の記載が要求水準書の記載に優先するものとする。

(責任の負担)

第10条 乙は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本事業実施に係る一切の責任を負うものとする。

2 本契約に別段の定めのある場合を除き、乙の本事業実施に関する甲による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、確認若しくは立会い又は乙から甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、乙は、いかなる本契約上の乙の責任をも免れず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、確認若しくは立会い又は通知、報告若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

第2章 統括マネジメント業務

第1節 個別業務のマネジメント業務

(個別業務のマネジメント業務)

第11条 乙は、事業期間中、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、自ら又は個別業務のマネジメント業務協力企業をして、個別業務のマネジメント業務を実施し又は実施せしめる。ただし、個別業務のマネジメント業務協力企業をして、個別業務のマネジメント業務の全部又は主たる部分を実施せしめてはならない。

(個別業務のマネジメント業務の第三者による実施)

第12条 乙は、個別業務のマネジメント業務を実施する個別業務のマネジメント業務協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、個別業務のマネジメント業務協力企業が協力企業等(ただし、個別業務のマネジメント業務協力企業及び病院経営支援業務協力企業を除く。以下、本項において同じ。)に対し、乙から受託し又は請け負った個別業務のマネジメント業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。また、乙は、個別業務のマネジメント業務協力企業が協力企業等以外の第三者に乙から受託し又は請け負った個別業務のマネジメント業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

3 個別業務のマネジメント業務実施に関する個別業務のマネジメント業務協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、個別業務のマネジメント業務協力企業その他個別業務のマネジメント業務の実施に関して乙又は個別業務のマネジメント業務協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(個別業務のマネジメント責任者等の通知等)

第13条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、個別業務のマネジメント責任者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、事業期間中、個別業務のマネジメント責任者を配置しなければならない。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第1項に基づき甲に通知した個別業務のマネジメント責任者を変更することができる。ただし、乙は、運営業務開始日後2年が経過する日まで、個別業務のマネジメント責任者を変更しないよう努めるものとする。

- 4 甲は、第1項に基づき乙から通知がなされた個別業務のマネジメント責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、個別業務のマネジメント責任者の変更に関し協議を行う。
- 5 個別業務のマネジメント責任者は、病院経営支援責任者、病院経営支援業務担当者、リスク・マネジャー又は病院施設整備業務、調達関連業務及び運営業務の総括責任者若しくは業務担当者を兼務してはならない。
- 6 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、個別業務のマネジメント業務担当者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 7 乙は、個別業務のマネジメントの対象となる病院施設整備業務、調達関連業務及び運営業務が実施されている期間中、それぞれ各業務の個別業務のマネジメント業務担当者を配置しなければならない。
- 8 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第6項に基づき甲に通知した個別業務のマネジメント業務担当者を変更することができる。
- 9 甲は、第6項に基づき乙から通知がなされた個別業務のマネジメント業務担当者的の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、個別業務のマネジメント業務担当者的の変更に関し協議を行う。
- 10 個別業務のマネジメント業務担当者是、病院施設整備業務、調達関連業務及び運営業務的業務担当者を兼務してはならない。

(年度マネジメント計画書の提出)

- 第14条** 乙は、事業期間中、各事業年度に、要求水準書、事業者提案及び第116条の事業計画書に基づき、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度マネジメント計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前まで(ただし、本契約締結日の属する事業年度については本契約締結後速やか)に甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 2 甲は、年度マネジメント計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度マネジメント計画書の見直しを行わなければならない。
 - 3 乙が、年度マネジメント計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(個別業務のマネジメント業務に係る日報・月報の提出)

- 第15条** 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、個別業務のマネジメント業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の個別業務のマネジメント業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。

- 2 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、毎月、当該月の翌月の 10 日（当日が閉庁の場合は、その直後の開庁日とする。）までに、前項の日報に基づき、個別業務のマネジメント業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の個別業務のマネジメント業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

（個別業務のマネジメント業務に係る四半期報告書の提出）

第16条 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、毎四半期終了後 10 日以内に、個別業務のマネジメント業務の月報をまとめた甲が合理的に満足する様式及び内容の個別業務のマネジメント業務に係る四半期報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（個別業務のマネジメント業務に係る年度総括書の提出）

第17条 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後速やかに、第 14 条に規定する年度マネジメント計画書に対応するものとして甲が合理的に満足する様式及び内容の個別業務のマネジメント業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

第 2 節 病院経営支援業務

（病院経営支援業務）

第18条 乙は、甲に対し、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、自ら又は病院経営支援業務協力企業をして、病院経営支援業務を実施し又は実施せしめる。

（病院経営支援業務の第三者による実施）

第19条 乙は、病院経営支援業務を実施する病院経営支援業務協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、病院経営支援業務協力企業が協力企業等（ただし、個別業務のマネジメント業務協力企業及び病院経営支援業務協力企業を除く。以下、本項において同じ。）に対し、病院経営支援業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。また、乙は、病院経営支援業務協力企業が協力企業等以外の第三者に病院経営支援業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
- 3 病院経営支援業務実施に関する病院経営支援業務協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、病院経営支援業務協力企業その他病院経営支

援業務の実施に関して乙又は病院経営支援業務協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(病院経営支援責任者等の通知等)

第20条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、病院経営支援責任者を定め、甲に通知しなければならない。

2 乙は、[(平成 21 年 9 月までの日であって、事業者提案に基づき甲と乙が別途協議して定める日)] から運営業務等終了日までの間、病院経営支援責任者を配置しなければならない。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第 1 項に基づき甲に通知した病院経営支援責任者を変更することができる。

4 甲は、第 1 項に基づき乙から通知がなされた病院経営支援責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、病院経営支援責任者の変更に関し協議を行う。

5 病院経営支援責任者は、病院施設整備業務、調達関連業務及び運営業務の総括責任者又は業務担当者を兼務してはならない。

6 乙は、要求水準書及び事業者提案に従い、必要に応じて病院経営支援業務担当者を配置し、配置したときは速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

7 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、前項に基づき甲に通知した病院経営支援業務担当者を変更し、又は配置の停止若しくは中止をすることができる。

8 甲は、第 6 項に基づき乙から通知がなされた病院経営支援業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、病院経営支援業務担当者の変更に関し協議を行う。

9 病院経営支援業務担当者は、病院施設整備業務、調達関連業務及び運営業務の総括責任者又は業務担当者を兼務してはならない。

(年度経営支援業務計画書等の提出)

第21条 乙は、[(平成 21 年 9 月までの日であって、事業者提案に基づき甲と乙が別途協議して定める日)] から運営業務等終了日までの間、各事業年度に、要求水準書、事業者提案及び第 116 条の事業計画書に基づき、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度経営支援業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する 30 日前まで(ただし、本契約締結日の属する事業年度については本契約締結後速やか)に甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、前項の年度経営支援業務計画書の作成後速やかに、年度経営支援業務計画書をより詳細にした内容の詳細業務計画書を作成し、別途甲及び乙の協議により定める

期日までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 3 甲は、年度経営支援業務計画書及び詳細業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度経営支援業務計画書及び詳細業務計画書の見直しを行わなければならない。
- 4 乙が、年度経営支援業務計画書及び詳細業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

（病院経営支援業務に係る日報・月報・月次報告書の提出）

第22条 乙は、〔（平成 21 年 9 月までの日であって、事業者提案に基づき甲と乙が別途協議して定める日）〕から運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、病院経営支援業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の病院経営支援業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。

- 2 乙は、〔（平成 21 年 9 月までの日であって、事業者提案に基づき甲と乙が別途協議して定める日）〕から運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎月、当該月の翌月の 10 日（当日が閉庁の場合は、その直後の開庁日とする。）までに、前項の日報に基づき、病院経営支援業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の病院経営支援業務に係る月報及び月次報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（病院経営支援業務に係る四半期報告書の提出）

第23条 乙は、〔（平成 21 年 9 月までの日であって、事業者提案に基づき甲と乙が別途協議して定める日）〕から運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎四半期終了後 10 日以内に、病院経営支援業務の月報をまとめた甲が合理的に満足する様式及び内容の病院経営支援業務に係る四半期報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（病院経営支援業務に係る中間報告書の提出）

第24条 乙は、〔（平成 21 年 9 月までの日であって、事業者提案に基づき甲と乙が別途協議して定める日）〕から運営業務等終了日までの間、各事業年度に、要求水準書に基づき、甲が合理的に満足する様式及び内容の病院経営支援業務に係る中間報告書を作成し、別途甲及び乙の協議により定める期日までに、甲に提出しなければならない。

（病院経営支援業務に係る年度総括書及び最終報告書の提出）

第25条 乙は、〔（平成 21 年 9 月までの日であって、事業者提案に基づき甲と乙が別

途協議して定める日)] から運營業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後速やかに、第 21 条第 1 項に規定する年度経営支援業務計画書に対応するものとして甲が合理的に満足する様式及び内容の病院経営支援業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、[(平成 21 年 9 月までの日であって、事業者提案に基づき甲と乙が別途協議して定める日)] から運營業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後速やかに、第 21 条第 2 項に規定する詳細業務計画書に対応するものとして甲が合理的に満足する様式及び内容の病院経営支援業務に係る最終報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

第 3 節 リスク・マネジャー

(リスク・マネジャーの通知等)

第26条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、リスク・マネジャーを配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、事業期間中、リスク・マネジャーを配置しなければならない。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第 1 項に基づき甲に通知したリスク・マネジャーを変更することができる。
- 4 甲は、第 1 項に基づき乙から通知がなされたリスク・マネジャーの変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、リスク・マネジャーの変更に関し協議を行う。
- 5 リスク・マネジャーは、病院施設整備業務、調達関連業務及び運營業務の総括責任者又は業務担当者を兼務してはならない。

第 3 章 病院施設整備業務 (施設整備に係る設計)

(設計業務の実施)

第27条 乙は、本契約締結後速やかに、設計協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事対象施設の設計業務を実施せしめる。

(設計業務の第三者による実施)

- 第28条** 乙は、設計協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 乙は、設計協力企業が第三者に本件工事対象施設の設計業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

- 3 本件工事対象施設の設計業務実施に関する設計協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、設計協力企業その他設計業務の実施に関して乙又は設計協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(関連行政手続等)

第29条 乙は、自己の責任により、建築基準法（昭和25年法律第201号）による確認申請等本事業の実施のため必要な法令に定める手続を行わなければならない。

- 2 乙は、前項に定める手続の実施については、甲に事前説明及び事後報告を行わなければならない。

(設計業務総括責任者の通知等)

第30条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、設計業務総括責任者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知する。

- 2 乙は、設計・施工期間中、設計業務総括責任者を配置しなければならない。
- 3 乙は、設計・施工期間中、第1項に基づき通知した設計業務総括責任者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた設計業務総括責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、設計業務総括責任者の変更に関し協議を行う。
- 5 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、設計担当者一覧及び設計体制表を作成し、甲に提出し、その確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。

(設計作業工程表の作成及び提出)

第31条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事対象施設の設計に係る設計作業工程表を作成し、本契約締結後速やかに甲に提出する。

(設計業務の進捗状況の確認)

第32条 乙は、甲に対し、毎月1回以上、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

- 2 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計作業工程表に基づき設計されていることを確認するため、乙に対し事前に通知したうえで、本件工事対象施設の設計状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることができる。

- 3 乙は、前項に規定する設計状況その他の事項についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して協力し便宜を図るものとする。また、設計協力企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 4 甲は、前3項の規定に基づく説明、書類の提出等又は報告を受けたときは、それらの内容を検討し、指摘すべき事項があると認める場合には、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

(乙による事業者提案又は設計の変更)

第33条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更を行うことはできない。

- 2 前項の規定に従い乙が甲の承諾を得て事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更を行う場合において、当該変更により乙に増加費用が発生したときは、乙が当該増加費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは協議により施設整備業務費の支払額を減額するものとする。

(甲の指示による事業者提案又は設計の変更)

第34条 甲は、乙に対し、事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更が必要であると認めるときは、施工計画書の変更を伴わずかつ事業者提案の範囲を逸脱しない限度で、乙に対して事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更内容を記載した書面を通知し、事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更を求めることができる。この場合、乙は、当該書面を受領した日から14日以内にその事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更の可否を甲に対して書面により通知しなければならない。甲は、当該通知を受領した日から7日以内に、事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更の要否を決定し、乙に通知する。乙は、かかる甲の決定に従うものとする。

- 2 前項の規定に基づき、乙が事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更を行う場合において、当該変更により乙に増加費用が生じたときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは施設整備業務費の支払額を減額する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、基本設計完了前に甲の要求により入札説明書等及び事業者提案に基づく設計条件の主旨を損ない又は工期の変更を伴う設計条件の変更を行う場合、甲と乙は、当該設計条件の変更に係る本件工事対象施設の施設整備業務費の調整に関する協議を行い、当該調整後の費用が調整前の費用を超えるときは、甲は、乙に対し、超過部分の費用を、本件工事対象施設の施設整備業務費に加算して支払う。

(法令変更等による設計変更等)

第35条 建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)、医療法(昭和23年法律第205

号)等の法令制度の新設又は改正等により、事業者提案、基本設計説明書若しくは設計図書又は本件工事の変更が必要となった場合、乙は甲に対し、事業者提案、基本設計説明書若しくは設計図書又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する。

- 2 各本件工事対象施設の竣工までに、入札説明書等に明示されていない本件土地又は本件工事対象施設の瑕疵(本件土地の地中に存する建物等の基礎及び杭等で本件工事対象施設の建設に支障をきたすものを含む。)に起因して、事業者提案、基本設計説明書若しくは設計図書又は本件工事の変更が必要となった場合、乙は甲に対し事業者提案、基本設計説明書若しくは設計図書又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する。
- 3 第1項又は第2項に基づく変更起因する設計、本件工事、工事監理、運営及び資金調達に係る乙の費用が増加したときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは施設整備業務費の支払額を減額する。

(基本設計説明書及び設計図書の提出)

第36条 乙は、基本設計及び実施設計の完了後遅滞なく、別紙4に規定する基本設計説明書及び設計図書をそれぞれ甲に提出し、設計協力企業をして、基本設計説明書及び設計図書の内容を説明させなければならない。基本設計説明書又は設計図書の変更を行う場合も同様とする。

- 2 前項の場合における基本設計説明書及び設計図書の提出は、別紙3の日程表に従うものとする。
- 3 甲は、第1項に基づき提出された基本設計説明書及び設計図書が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は提出された基本設計説明書及び設計図書では、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、乙と協議の上、乙の負担において修正を求めることができる。甲は、かかる修正を求めない場合は、提出された基本設計説明書及び設計図書の確認を乙に通知するものとする。
- 4 乙は、甲からの指摘(前項による甲の修正の求めを含む。)により、又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに基本設計説明書及び設計図書の修正を行い、修正点について甲に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合を発見した場合も同様とする。
- 5 前項に規定する修正の結果、本件工事対象施設の引渡しが遅延した場合には、第68条第4項の規定を適用する。

第4章 病院施設整備業務（施設整備に係る建設）

第1節 総則

（本件土地の貸付）

- 第37条** 甲は、別紙3に定められた本件工事着工予定日までに、乙が本事業を行うために支障のないよう別紙5の本件土地の権原を確保しなければならない。
- 2 甲及び乙は、本契約締結後速やかに、別紙6の様式による行政財産無償貸付契約を締結する。
 - 3 乙は、施工期間中、行政財産無償貸付契約の規定に従って、本件土地を本事業の履行の目的のために無償で使用することができる。なお、本件土地以外に乙が病院施設整備業務の実施に必要な仮設及び資機材置場等を自己の費用と責任で確保することについては、これを妨げない。
 - 4 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本件土地を使用し、また本事業の履行の目的以外の目的に本件土地を使用しない。

（建設に伴う各種調査）

- 第38条** 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、地下水位・水質の調査に係る業務を実施する。また、乙は、自らの責任及び費用負担において、本件工事対象施設の設計及び施工に必要な測量及び調査（以下、本項前段の調査とあわせて「調査等」という。）を実施することができる。
- 2 乙は、前項に定める調査等を実施する場合は、調査等に着手する前に、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従って、調査計画書を作成し、甲に提出しなければならない。また、調査等に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び費用は、乙の負担とする。
 - 3 乙は、第1項に定める調査等を終了したときは、調査報告書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、行政財産無償貸付契約に基づく本件土地の引渡し又は本件解体工事若しくは本件改修工事に先立って調査等を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ甲に連絡し、その承諾を得た上で調査等を行うことができる。
 - 5 甲は、調査計画書又は調査報告書を受け必要があると判断したときは、乙に対し、調査等の内容及び方法その他当該報告又は記録等に合理的に関連する事項について、協議又は説明を求めることができる。
 - 6 乙が第1項の規定に従って調査等を行った結果、本件土地又は本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設に関して、入札説明書等において明示されていない又は入札説明書等に明示されていた事実と異なる本件土地又は本件解体工事対象施設

設若しくは本件改修工事対象施設の瑕疵が存在し、乙が本契約及び要求水準書に従って本事業を実施することができない場合又は乙が本事業を実施することができても乙に著しい損害（増加費用を含む。以下同じ。）が発生することが判明した場合、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。これに起因して乙に損害が発生した場合、甲は、合理的な範囲における当該損害額を負担するものとする。また、これに起因して乙に費用の減少が生じた場合、甲及び乙は協議のうえ、施設整備業務費を減額するものとする。

- 7 前項の場合、乙は、当該損害の発生を防ぎ、また拡大を低減するよう最大限努力しなければならない。

（近隣対応）

第39条 乙は、本契約の締結日後適切な時期に、自己の責任及び費用において、本事業の概要、日程及び工事実施計画等（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいい、解体撤去工事に係る計画を含む。以下、本条において「工事実施計画等」という。）の近隣説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説明に協力しなければならない。

- 2 乙は、前項の説明に先立って、乙が実施しようとする説明の方法、時期及び内容について、甲に説明しなければならない。また、乙は、前項の説明の後、その内容及び結果を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は前項の説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、施工、近隣対応その他当該報告に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。
- 4 乙は、自己の責任及び費用において、近隣調整を行う。
- 5 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、工事実施計画等の変更をすることはできない。この場合、甲は、乙が工事実施計画等を変更せず、更なる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画等の変更を承諾する。
- 6 近隣調整の結果、本件工事対象施設の竣工の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は、協議のうえ、速やかに本件工事対象施設の竣工予定日及び引渡予定日を変更することができる。
- 7 近隣調整の結果乙に生じた費用（その結果、本件工事対象施設の竣工予定日及び引渡予定日に変更されたことによる増加費用も含む。）については、乙が負担するものとする。ただし、甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担する。
- 8 乙が本条の規定に基づき合理的な近隣調整を実施したにもかかわらず、当該近隣住民等の反対等により、本事業の実施が不可能若しくは著しく困難又は事業者提案の範囲を超える設計変更が必要となった場合には、甲は、乙と協議のうえ、本契約を解除

することができる。かかる解除については、第 165 条の規定を適用する。

(周辺影響調査・対策業務)

第40条 乙は、本事業に起因する騒音、振動、悪臭、粉塵、アスベスト、真菌、地盤沈下、地下水位低下、地下水、本件工事対象施設北側近隣への日影、本件病院から住民への視線、電波障害、ビル風その他本件工事が周辺環境に与える影響を調査、分析及び検討(以下本条において「周辺環境調査等」という。)し、適切な対策を講じるものとする。

2 乙は、前項の周辺環境調査等及び対策に先立って、乙が実施しようとする周辺環境調査等及び対策の方法、時期及び内容について、甲に説明しなければならない。また、乙は、前項の周辺環境調査等及び対策の後、その内容及び結果を甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項の説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、周辺影響対策その他当該報告又は確認に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。

4 第1項の周辺環境調査等及び対策並びに前項の協議に要する費用は、乙が負担するものとする。また、乙は、第1項の周辺環境調査等及び対策の不備、誤謬等に起因する一切の追加費用を負担するものとする。ただし、甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担する。

(関連工事の調整)

第41条 乙は、関連工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行うものとする。

2 甲は、甲が前項の関連工事を実施する場合には、事前に乙に通知したうえで、乙又は建設協力企業の調整に従うものとし、甲が使用する第三者及びその使用人に関する一切の責任を負うものとする。ただし、乙又は建設協力企業の調整が不適当と認められるときには、甲が調整を行い、乙はこれに従うものとする。

3 甲は、松山市が第1項の関連工事を実施する場合には、松山市から甲を通じて乙に通知するとともに、甲が松山市と乙の調整を行うものとする。この場合、乙は、甲の調整に従い、関連工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第2節 工事監理業務

(工事監理業務の実施)

第42条 乙は、工事監理協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事に係る工事監理業務を実施せしめる。

(工事監理業務の第三者による実施)

第43条 乙は、工事監理協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、工事監理協力企業が第三者に工事監理業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

3 工事監理業務実施に関する工事監理協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、工事監理協力企業その他工事監理業務の実施に関して乙又は工事監理協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(工事監理者)

第44条 乙は、工事監理協力企業をして、本件工事着工前に、要求水準書及び事業者提案に従い、建築基準法第5条の4第2項に定める工事監理者を設置させるものとし、設置後速やかに甲に対して工事監理者の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知する。なお、工事監理業務と建設業務を同一の企業が実施することはできない。

2 乙は、施工期間中、第1項に基づき通知した工事監理者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

3 甲は、第1項の規定により通知がなされた工事監理者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、工事監理者の変更に関し協議を行う。

4 乙は前項に基づき設置した工事監理者をして、設計図書に従って工事監理業務を行わせるものとする。

5 乙は、工事監理者をして、乙を通じ毎月1回以上、工事監理の状況を甲に報告させる。

6 乙は、工事監理者をして、乙を通じ適宜日報、月報、四半期報告書、年度総括書、各種検査報告書等の必要書類を甲に提出させる。

7 乙は、工事監理者をして、定期的に、甲による工事監理状況の確認を受けさせる。

8 乙は、前3項に加え、甲が要請したときは、工事監理者をして、本件工事の事前説明及び事後報告並びに本件工事現場での施工状況を速やかに報告させ、甲による確認を受けさせるものとする。

9 乙は、工事監理者が前5項の行為を行う上で必要となる協力を行う。

第3節 建設業務

(建設業務の実施)

第45条 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案並びに基本設計説明書及び設計図書に従って、建設業務を実施せしめる。

(建設業務の第三者による実施)

第46条 乙は、建設協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、建設業法(昭和24年法律第100号)第22条3項の承諾を与えてはならない。

3 乙は、本件工事着工予定日までに、建設業法第24条の7及び要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出し、確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。

4 建設業務実施に関する建設協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、建設業務実施に関して乙又は乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(監理技術者及び主任技術者)

第47条 乙は、建設協力企業をして、本件工事着工前に、要求水準書及び事業者提案に従い、建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者を設置させるものとし、設置後速やかに甲に対して監理技術者又は主任技術者の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、施工期間中、第1項に基づき通知した監理技術者又は主任技術者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

3 甲は、第1項の規定により通知がなされた監理技術者又は主任技術者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、監理技術者又は主任技術者の変更に関し協議を行う。

(施工計画書等)

第48条 乙は、本件工事着工予定日の前日までに、本契約、要求水準書、事業者提案並びに基本設計説明書及び設計図書に従って、全体工事工程表を作成して甲に提出し、確認を受けなければならない。

2 乙は、各本件工事対象施設の各工事種目ごとの着工予定日の10日前までに、本契約、要求水準書、事業者提案並びに基本設計説明書及び設計図書に従って、施工計画書(工事工程表及び施工要領書を含む。)その他甲の指定する書類を作成して甲に提

出し、確認を受けなければならない。

- 3 乙は、仮設工事を行う場合、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、総合仮設計画書を作成し、仮設工事開始までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 4 乙は、別途甲と協議により定める期限までに月間工程表を作成し、甲に対して提出するものとする。
- 5 前3項の書面の提出後に当該書面の修正が必要となった場合、乙は、適宜当該書面の修正を行い、修正内容を甲に報告し、甲の確認を受ける。

(施工期間中の保険)

- 第49条** 乙は、施工期間中、別紙7の第1に定める保険に加入し又は建設協力企業をして加入させ、保険料を負担し又は建設協力企業をして負担させるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は建設協力企業をして保険契約を締結させたときは、その保険証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。

(本件解体工事の実施)

- 第50条** 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書、全体工事工程表及び施工計画書に従って、本件解体工事を遂行させる。
- 2 乙は、各本件解体工事対象施設の解体工事に着手しようとするときは、各本件解体工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。
 - 3 本件解体工事対象施設の現況が入札説明書等で示されたものと著しく異なるときは、第38条第6項及び第7項の規定に従う。

(本件新設工事の実施)

- 第51条** 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書、全体工事工程表及び施工計画書に従って、本件新設工事を遂行させる。
- 2 仮設工事、施工方法その他本件新設工事対象施設を安全に期限内に完成するために必要な一切の手段については、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書及び施工計画書に定めがあるものについてはこれに従い、定めのないものについては乙が自己の責任において行い、その費用を負担する。
 - 3 乙は、各本件新設工事対象施設の建設工事に着手しようとする場合には、各本件新設工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。

(本件改修工事の実施)

- 第52条** 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明

書、設計図書、全体工事工程表及び施工計画書に従って、本件改修工事対象施設の建設工事を遂行させる。

- 2 仮設工事、施工方法その他本件改修工事対象施設を安全に期限内に完成するために必要な一切の手段については、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書及び施工計画書に定めがあるものについてはこれに従い、定めのないものについては乙が自己の責任において行い、その費用を負担する。
- 3 乙は、各本件改修工事対象施設の建設工事に着手しようとする場合には、各本件改修工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。
- 4 本件改修工事対象施設の現況が入札説明書等で示されたものと著しく異なるときは、第38条第6項及び第7項の規定に従う。

(工事記録の整備等)

第53条 乙は、建設協力企業をして、本件工事現場に常に工事記録を整備させなければならない。

- 2 乙は、本件工事に必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用で調達しなければならない。

(甲の説明要求等)

第54条 甲は、本件工事が本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書(甲と乙の打ち合わせの結果を含む。以下同じ。)及び施工計画書に従い実施されていることを確認するために、本件工事の状況及び品質管理について、乙に事前に通知したうえで、乙又は建設協力企業に対して説明を求め、確認することができる。この場合において、本件工事の現場において実施状況を確認するときは、乙及び建設協力企業が立ち会うものとする。

- 2 乙は、前項に規定する説明及び確認の実施について、甲に対して可能な限りの協力を行うとともに、建設協力企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、本件工事の状況及び品質管理が本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書若しくは施工計画書に従っていない、又は本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書若しくは施工計画書に規定する水準又は使用を満たさないと甲が判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 4 甲は乙から施工体制台帳(建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。)及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

(中間確認)

第55条 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、基本設計説明書、設計図書及び施工計画書に従い建設されていることを確認するために、施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して確認することができる。

- 2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、第1項の中間確認の結果、本件工事の状況が本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書若しくは施工計画書に従っていない、又は本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書若しくは施工計画書に規定する水準又は使用を満たさないと判断した場合、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

(部分使用)

第56条 甲は、第66条又は第67条の規定による引渡し前においても、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(医療機器・医療情報システム・備品の搬入)

第57条 甲が所有又は別途発注する医療機器、医療情報システム又は備品の搬入作業が乙の病院施設整備業務に密接に関連する場合において必要がある場合、乙は、スケジュールの調整を行うなど甲による医療機器、医療情報システム又は備品の搬入に協力する。

- 2 前項の場合、乙が甲に協力する際に要する費用は、乙の負担とする。

(乙による本件対象施設の竣工検査)

第58条 乙は、本件工事対象施設が竣工した後速やかに、自己の責任及び費用負担において、各本件工事対象施設ごとに竣工検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する竣工検査への立会いを求めることができる。
- 3 乙は、竣工検査に対する甲の立会いの実施の有無を問わず、甲に対して、各本件工事対象施設ごとに、竣工検査の結果に検査済証その他の検査結果に関する書面の写し

を添えたもの（以下「建設業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

（甲による本件工事対象施設の竣工確認）

第59条 甲は、前条第3項に規定する建設業務完了報告書を受領してから14日以内に、各本件工事対象施設ごとに竣工確認を行う。乙は、甲の竣工確認に際して、現場説明、施工記録等の資料提供等により、甲に協力しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、本件工事対象施設を最小限度破壊して確認することができる。

- 2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、第1項に定める竣工確認により本件工事対象施設が、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、基本設計説明書及び設計図書どおりに建設されていると認めるときは、本件工事完了の承諾を行わなければならない。
- 4 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、基本設計説明書及び設計図書どおりに建設されていないと認めるときは、不備、不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて乙に対しその修補を求めることができる。
- 5 乙は、前項の規定により甲から修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後あらためて甲の確認及び承諾を得なければならない。この場合には、本条第1項に掲げる期限の定めは適用せず、甲及び乙は速やかに手続を行わなければならない。
- 6 前項に規定する修補の結果、本件工事対象施設の引渡しが各本件工事対象施設の引渡予定日より遅延した場合は、第68条第4項の規定を適用する。

（甲による本施設の竣工確認通知）

第60条 甲は、前条第3項に規定する本件工事の完了の承諾を行った後、各本件工事対象施設の引渡予定日又は各本件解体工事終了予定日まで乙に対し竣工確認通知を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する竣工確認通知を行ったことを理由として、建設業務及び運営業務等の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する運営業務等が要求水準を満たさなかった場合において、甲が前項に規定する竣工確認通知を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

（工期の変更）

第61条 甲が乙に対し工期の変更を請求した場合、甲と乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

- 2 不可抗力若しくは法令変更又は乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として乙が工期の変更を請求したときは、甲と乙は協議によ

り当該変更の当否を定めるものとする。

- 3 前2項において、甲と乙の間において合理的な期間内に協議が整わない場合、甲が合理的な工期を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(工事の中止)

第62条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、本件工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により本件工事を一時中止させた場合であって、必要があると認めるときは工期を変更することができる。

(工期の変更に伴う費用負担等)

第63条 前2条に基づき工期が変更された場合で、乙に損害が生じる場合、かかる損害の負担については次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由による場合は、すべて乙が負担する。
- (3) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙 15 又は別紙 16 の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(第三者に発生した損害等)

第64条 本件工事について第三者に損害(第49条の規定により付された保険により填補された部分を除く。)を発生させた場合には、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 第34条又は第35条の設計変更に起因して第三者に損害を与えた場合、甲がその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

(不可抗力による損害)

第65条 乙が本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の引渡しを行う前に、不可抗力により、本件工事対象施設又は本件改修工事対象施設(建設中の出来形を含む。)に損害が生じた場合、乙は、当該事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた場合、甲は直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を乙に通知する。

- 3 第1項に規定する損害(乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)については、別紙16の負担割合に従い合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(本件新設工事対象施設の引渡手続)

第66条 乙は、甲から各本件新設工事対象施設の竣工確認通知を受領したときは、各本件新設工事対象施設の引渡予定日(ただし、甲の本件新設工事対象施設の竣工確認通知が当初の引渡予定日より遅延した場合は竣工確認後速やか)に、別紙8に記載する竣工図書とともに、各本件新設工事対象施設の所有権を甲に移転するものとする。乙は、本件新設工事対象施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転するものとする。

- 2 乙は、甲が本件工事対象施設の所有権の保存登記を行う場合には、これに協力する。

(本件改修工事対象施設の引渡手続)

第67条 乙は、甲から各本件改修工事対象施設の竣工確認通知を受領したときは、各本件改修工事対象施設の引渡予定日(ただし、甲の本件改修工事対象施設の竣工確認通知が当初の引渡予定日より遅延した場合は竣工確認後速やか)に、別紙8に記載する竣工図書とともに、各本件改修工事対象施設の占有権を甲に移転するものとする。なお、本件工事期間中に当該建物に附合した動産の所有権に関しては、当該附合時において乙から甲に所有権が移転するものとする。

(引渡し等の遅延)

第68条 乙は、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合には、本件解体工事終了予定日又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。ただし、第59条第5項による修補を行うため遅延が見込まれる場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項に規定する対応計画において、本件解体工事の可及的速やかな終了又は本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の可及的速やかな引渡しに向けての対策及び想定される運営期間の開始までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 甲の責めに帰すべき事由、又は甲が本事業の入札手続において提供した本件土地、本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設に関する資料において明示されていない本件土地、本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の瑕疵に起因して、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しが遅延する場合、甲は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。

- 4 乙の責めに帰すべき事由によって、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しが遅延する場合、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、本件解体工事終了予定日又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡予定日から実際に本件解体工事が終了した日又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しを受けた日までの日数に応じ、施設整備業務費のうち、当該引渡遅延に係る各本件工事対象施設相当額(支払利息相当額を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む金 円。)に年5%の割合で計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、甲は、当該違約金を超える損害があるときは、その損害額を乙に請求することができる。
- 5 法令変更又は不可抗力によって、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しが遅延する場合は、第14章又は第15章の規定による。

(瑕疵担保)

- 第69条** 甲は、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設(乙による本件改修工事部分に限る。以下本条において同じ。)に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第66条及び第67条の規定による引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
 - 3 甲は、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が当該瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。
 - 4 甲は、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
 - 5 乙は、本条の乙の債務を保証する保証書を建設協力企業から徴求し、各本件新設工事対象施設又は各本件改修工事対象施設ごとに第66条による各本件新設工事対象施設又は第67条による各本件改修工事対象施設の引渡しのとしまでに甲に差し入れる。保証書の様式は、別紙9に定める様式による。

第5章 医療機器及び一般備品調達関連業務

(医療機器等調達関連業務の実施)

第70条 乙は、別途甲との協議により定める日程に従い、自ら又は医療機器等調達関連協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、医療機器等調達関連業務を実施し又は実施せしめる。

(医療機器等調達関連業務の第三者による実施)

第71条 乙は、医療機器等調達関連業務の全部又は一部を医療機器等調達関連協力企業等その他第三者に委託する場合は、医療機器等調達関連業務開始予定日の6月前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、医療機器等調達関連業務を実施する医療機器等調達関連協力企業を決定し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、医療機器等調達関連業務の全部又は一部を前項に基づき甲が確認した医療機器等調達関連協力企業等に委託し又は、請け負わせることができる。
- 3 乙は、別紙10に定める手続に従い、自己の裁量と責任において、第1項に基づき甲が確認した医療機器等調達関連協力企業を随時追加又は変更することができる。
- 4 医療機器等調達関連協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、医療機器等調達関連協力企業その他医療機器等調達関連業務の実施に関して乙又は医療機器等調達関連協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(医療機器等調達関連業務の総括責任者等の通知等)

第72条 乙は、医療機器等調達関連業務開始予定日の30日前までに、要求水準書に従い、医療機器等調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、医療機器等調達関連業務開始予定日の30日前から運營業務開始日から6月を経過する日までの間、医療機器等調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
- 3 乙は、第1項に基づき通知した総括責任者又は業務担当者を変更することができる。かかる場合、当該変更後速やかに、当該変更に係る総括責任者又は業務担当者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた総括責任者又は業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、総括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(医療機器等の選定等)

- 第73条** 乙は、要求水準書及び事業者提案に従い、医療機器等調達関連業務開始予定日の30日前までに、医療機器等調達業務計画書を作成し、甲に提出する。
- 2 甲及び乙は、医療機器等調達業務計画書の作成にあたって協議することができる。かかる協議を行った場合、乙は、その協議の結果に従って医療機器等調達業務計画書を作成しなければならない。
- 3 甲及び乙は、協議のうえ、要求水準書、事業者提案及び医療機器等調達業務計画書に従って、最終選定医療機器等リストを作成し、甲及び乙の双方により構成される医療機器選定委員会(仮称)の検討を経て、最終選定医療機器等リストを確定する。
- 4 前項に基づく協議及び医療機器選定委員会(仮称)の検討を経たにもかかわらず、最終選定医療機器等リストの確定に至らなかった場合には、甲が、最終選定医療機器等リストを確定するものとする。
- 5 乙は、前項の最終選定医療機器等リストの作成後速やかに、要求水準書、事業者提案及び最終選定医療機器等リストに従って、甲が合理的に満足する形式及び内容の性能仕様書(内訳書)を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

(医療機器等の変更に伴う費用負担)

- 第74条** 別段の合意がある場合を除き、医療機器等調達リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の機能又は価格と最終選定医療機器等リストに記載された機能又は価格が異なる場合の費用負担等は、以下のとおりとする。
- (1) 最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等の機能及び価格が医療機器等調達リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の機能及び価格よりも上昇した場合、甲及び乙は協議を行う。当該協議が整った場合、乙は、当該協議内容に従って医療機器等の調達を行うものとするが、当該協議が整わなかった場合は、甲が自ら当該医療機器等を調達するものとする。
- (2) 最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等の価格が医療機器等調達リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の価格よりも上昇し、かつ最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等の機能が医療機器調達予定リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の機能と同等若しくは下落した場合、又は医療機器等の機能の上昇下落を問わず最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等の価格が医療機器等調達リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の価格と同等の場合、乙は、最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等を入札時の価格で調達するものとする。
- (3) 医療機器等の機能の上昇下落を問わず、最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等の価格が医療機器等調達リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の価格よりも下落した場合、乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、最

終選定医療機器等リストに記載された医療機器を調達時点の見積価格で調達するものとする。

(医療機器等の調達及び設置)

第75条 乙は、第73条第5項に基づき性能仕様書(内訳書)について甲の確認を受けた後速やかに、要求水準書、事業者提案、医療機器等調達業務計画書、最終選定医療機器リスト及び性能仕様書(内訳書)に従い、医療機器等卸業者をして、医療機器等を調達する。

2 乙は、医療機器等卸業者をして、譲渡予定日までに、前項の規定により調達した医療機器等を要求水準書若しくは事業者提案に記載された場所若しくは甲と乙が別途合意する場所に設置、調整を行わせ、又は医療機器等の製造元等の第三者をして、必要な医療機器等の設置及び調整を行わせるとともに、当該医療機器等について、自主検査その他医療機器等の設置に際して通常必要とされる検査を行い、甲に対しその結果を報告する。なお、乙は、かかる検査の前に甲に対して通知するものとし、甲は当該検査に立ち会うことができるものとする。

3 甲は、乙から前項の検査報告を受けた後速やかに当該医療機器等の検収を行う。

4 第2項の検査又は前項の検収に不合格となった医療機器等については、乙は、医療機器等卸業者をして、速やかに代替の医療機器の再調達を行う。再調達された医療機器等については、前2項の規定を準用する。

5 乙は、前各項の手続を終了した医療機器等の目録を調製し、医療機器等卸業者をして、甲に所有権を移転する日及び当該日から甲の所有物である旨を各医療機器等に明示し、医療機器等の譲渡予定日に当該目録を医療機器等及び引継書とともに甲に引き渡す。

6 乙は、甲に対し、譲渡予定日に、医療機器等卸業者をして、医療機器等の所有権を移転する。

7 乙の責めに帰すべき事由により第2項の医療機器等の設置が遅延した場合において、当該遅延を原因として、甲に損害が発生した場合、乙は当該遅延に伴い甲に生じた損害を賠償するものとする。

(瑕疵担保責任)

第76条 乙は、医療機器等について、医療機器等の譲渡日から1年の間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、医療機器等卸業者をして、当該医療機器を交換し、当該瑕疵を修補し又は、当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負う。ただし、甲は、乙に対し、当該瑕疵を知ったときから1年以内にかかる請求を行わなければならない。

第6章 医薬品・診療材料等調達関連業務

第1節 医薬品調達関連業務²

(医薬品調達関連業務の実施)

第77条 乙は、医薬品調達関連業務開始日から運營業務等終了日までの間、自ら又は医薬品調達関連協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、医薬品調達関連業務を実施し又は実施せしめる。

(医薬品調達関連業務の第三者による実施)

第78条 乙は、医薬品調達関連業務の全部又は一部を医薬品調達関連協力企業その他第三者に委託する場合は、医薬品調達関連業務開始予定日の属する事業年度の前年度の7月末までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、医薬品調達関連業務を実施する医薬品調達関連協力企業を決定し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、医薬品調達関連業務の全部又は一部を前項に基づき甲が確認した医薬品調達関連協力企業に委託し、又は請け負わせることができる。
- 3 乙は、別紙 10 に定める手続に従い、自己の裁量と責任において、第1項に基づき甲が確認した医薬品調達関連協力企業を随時追加又は変更することができる。
- 4 乙は、医薬品調達関連業務開始予定日の属する事業年度の前年度の7月末までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、医薬品調達関連協力企業等一覧を策定して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。甲は、医薬品調達関連協力企業等一覧が本契約、要求水準書、入札説明書等又は事業者提案と一致していない場合、乙に対しその修正を求めることができる。
- 5 医薬品調達関連協力企業等の構成に変動があった場合、乙は、当該変動を反映した新たな医薬品調達関連協力企業等一覧を、当該変動後速やかに、甲に対して提出するものとする。
- 6 医薬品調達関連協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、医薬品調達関連協力企業その他医薬品調達関連業務の実施に関して乙又は医薬品調達関連協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

² 本契約(案)は、医薬品卸業者をして医薬品を調達させることを前提に規定しています。SPCにおいて薬事法に定める卸販売業の許認可を取得する場合は、入札説明書等及び本契約(案)に定められた責任区分を変更しないよう必要な規定を修正する予定です。

(医薬品調達関連業務の総括責任者等の通知等)

- 第79条** 乙は、医薬品調達関連業務開始予定日の属する事業年度の前年度の9月末までに、要求水準書に従い、医薬品調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、医薬品調達関連業務開始予定日の属する事業年度の前年度の9月末から運営業務等終了日まで、医薬品調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
- 3 乙は、第1項に基づき通知した総括責任者及び業務担当者を変更できるものとする。かかる場合、当該変更後速やかに、当該変更に係る総括責任者又は業務担当者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた総括責任者又は業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、総括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(年度医薬品調達業務計画書の作成等)

- 第80条** 乙は、医薬品調達関連業務開始日から運営業務等終了日までの間、各事業年度に、要求水準書、事業者提案及び第116条の事業計画書に従って、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度医薬品調達業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前(ただし、医薬品調達関連業務開始予定日の属する事業年度については、当該事業年度の前年度の9月末)までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 2 甲は、年度医薬品調達業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度医薬品調達業務計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 乙が年度医薬品調達業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(医薬品調達関連業務に係る日報・月報の提出)

- 第81条** 乙は、医薬品調達関連業務開始日から運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、医薬品調達関連業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の医薬品調達関連業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。
- 2 乙は、医薬品調達関連業務開始日から運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎月、当該月の翌月の10日(当日が閉庁の場合は、その直後の開庁日とする。)までに、前項の日報に基づき、医薬品調達関連業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の医薬品調達関連業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

（医薬品調達関連業務に係る四半期報告書の提出）

第82条 乙は、医薬品調達関連業務開始日から運營業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎四半期終了後 10 日以内に、医薬品調達関連業務の月報をまとめた甲が合理的に満足する様式及び内容の医薬品調達関連業務に係る四半期報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（医薬品調達関連業務に係る年度総括書の提出）

第83条 乙は、医薬品調達関連業務開始日から運營業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後速やかに、第 80 条に規定する年度医薬品調達業務計画書に対応するものとして甲が合理的に満足する様式及び内容の医薬品調達関連業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

（医薬品調達予定リスト作成支援業務）

第84条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従い、医薬品調達予定リスト作成支援業務を行う。

（医薬品ベンチマークの設定等）

第85条 甲及び乙は、翌事業年度開始の 2 月前までに、要求水準書及び事業者提案に従い、協議のうえ、翌事業年度の医薬品ベンチマークを確定させるものとする。

2 前項の医薬品ベンチマークが確定した後、甲及び乙は、毎年 6 月末までに、要求水準書及び事業者提案に従い、協議のうえ、乙が医薬品調達関連業務の履行結果として達成すべき当該事業年度の基準を確定させるものとする。

3 薬価改定等、医療関連法制度等に係る外性的な要因に基づき値引率確保等への影響が生じることが予想される場合、甲及び乙は、要求水準書に従い対応し、協議のうえ、乙が医薬品調達関連業務の履行結果として達成すべき当該事業年度の基準を確定させるものとする。

4 毎年 6 月末までに前 3 項の協議が整わない場合、当該事業年度に係る前 3 項に定める医薬品ベンチマーク及び医薬品調達基準は、甲が合理的に決定するものとし、乙は、当該事業年度中、当該内容に従って、医薬品調達関連業務を実施しなければならない。

5 前項の場合、翌事業年度開始の 6 月前までの間、甲は、本契約のうち翌事業年度以降の医薬品調達関連業務に係る部分のみを解除することができる。ただし、当該解除を行うにあたって、甲は、乙と協議しなければならない。

6 前 2 項の場合において乙に損害が生じる場合、かかる損害の負担については次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。

- (2) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙 15 又は別紙 16 の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。
- (3) 前 2 号以外の場合は、すべて乙が負担する。

(医薬品の調達及び納品)

第86条 乙は、医薬品調達予定リスト記載の医薬品（第 87 条により変更した場合は、変更後の医薬品を含む。）を、医薬品卸業者をして調達させる。

- 2 乙は、医薬品卸業者をして、甲と乙が別途合意する場所に医薬品を納品させるとともに、自主検査その他各医薬品の納品に際して通常必要とされる検査を完了させ、当該検査の結果を甲に報告させる。
- 3 甲は、前項に基づく納品及び検査報告があった場合、検収を行う。
- 4 前項の甲による検収に不合格となった医薬品について、乙は医薬品卸業者をして速やかに代替の医薬品の再調達を行わせる。再調達された医薬品については、前 2 項の規定を準用する。
- 5 乙は、医薬品卸業者をして、前 4 項の規定により調達された医薬品の納品完了時に、納品書を作成させ、甲に引き渡させる。
- 6 乙は、別段の合意がある場合を除き、第 2 項の規定により所定の場所に医薬品を納品させた時点において、医薬品卸業者をして、当該医薬品の所有権を甲に移転させる。
- 7 乙の責めに帰すべき事由により第 2 項の医薬品の納品が遅延した場合において、当該遅延を原因として、甲に損害が発生した場合、乙は、当該遅延に伴い甲に生じた損害を賠償するものとする。また、甲に損害が生じたか否かにかかわらず、乙の提供すべき本件病院施設の運営業務等に支障が生じたときは、第 8 章に定めるモニタリングの手続に従い処理されるものとする。
- 8 甲は、医薬品卸業者に対し、医薬品の調達及び納品に関して必要な事項について直接指示することができるものとし、乙は、甲のかかる指示を医薬品卸業者に遵守させるよう努めるものとする。
- 9 乙は、第 1 項、第 2 項、第 4 項ないし第 6 項及び第 8 項並びに第 89 条に規定された事項について、医薬品卸業者に遵守させるべく、乙と医薬品卸業者との間で本事業に関して締結する委託契約において必要な事項を規定しなければならない。当該委託契約の変更並びに医薬品卸業者の変更及び追加に際しても同様の措置を取るものとする。

(確認後の医薬品の変更)

第87条 甲は、合理的理由により必要又は適切と判断した場合、乙に対し、書面により、医薬品調達予定リスト記載の医薬品の変更を求めることができる。ただし、甲は、医薬品を発注した後は、当該医薬品の変更を求めることはできない。

- 2 甲が乙に対し前項に基づき医薬品調達予定リスト記載の医薬品の変更を求めた場合、甲は、要求水準書に従い、乙と協議のうえ、当該医薬品の取扱い及び費用負担等を決定する。乙は、かかる決定に従わなければならない。
- 3 乙は、要求水準書に従い、医薬品調達予定リスト記載の医薬品の変更提案を行うことができる。

(瑕疵担保責任)

第88条 乙は、医薬品卸業者との間で、本契約締結後合理的期間内に、次の各号に掲げる内容を含む契約を締結するものとする。

- (1) 医薬品卸業者は、医薬品について、納品日から1年の間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、当該薬品を交換し又は当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負うものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、甲が、医薬品卸業者に対し、当該瑕疵を知ったときから1年以内に前号の選択に係る請求を行わないときは、医薬品卸業者は前号の責任を免れるものとする。

(医薬品の管理に係る特則)

第89条 甲は、本件病院施設内で使用する医薬品の管理について、医療法及び薬事法(昭和35年法律第145号)上の一切の責任を負うものとする。

第2節 診療材料調達関連業務³

(診療材料調達関連業務の実施)

第90条 乙は、診療材料調達関連業務開始日から運営業務等終了日までの間、自ら又は診療材料調達関連協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、診療材料調達関連業務を実施し又は実施せしめる。

(診療材料調達関連業務の第三者による実施)

第91条 乙は、診療材料調達関連業務の全部又は一部を診療材料調達関連協力企業その他第三者に委託する場合は、診療材料調達関連業務開始予定日の属する事業年度の前年度の7月末までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、診療材料調達関連業務を実施する診療材料調達関連協力企業を決定し、甲の確認を受け

³ 本契約(案)は、診療材料卸業者をして診療材料を調達させることを前提に規定しています。SPCにおいて薬事法に定める卸販売業の許認可を取得する場合は、入札説明書等及び本契約(案)に定められた責任区分を変更しないよう必要な規定を修正する予定です。

なければならない。

- 2 乙は、診療材料調達関連業務の全部又は一部を前項に基づき甲が確認した診療材料調達関連協力企業に委託し又は、請け負わせることができる。
- 3 乙は、別紙 10 に定める手続に従い、自己の裁量と責任において、第 1 項に基づき甲が確認した診療材料調達関連協力企業を随時追加又は変更することができる。
- 4 乙は、診療材料調達関連業務開始予定日の属する事業年度の前年度の 7 月末までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、診療材料調達関連協力企業等一覧を策定して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。甲は、診療材料調達関連協力企業等一覧が本契約、要求水準書、入札説明書等又は事業者提案と一致していない場合、乙に対しその修正を求めることができる。
- 5 診療材料調達関連協力企業等の構成に変動があった場合、乙は、当該変動を反映した新たな診療材料調達関連協力企業等一覧を、当該変動後速やかに、甲に対して提出するものとする。
- 6 診療材料調達関連協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、診療材料調達関連協力企業その他診療材料調達関連業務の実施に関して乙又は診療材料調達関連協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(診療材料調達関連業務の総括責任者等の通知等)

- 第92条** 乙は、診療材料調達関連業務開始予定日の属する事業年度の前年度の 9 月末までに、要求水準書に従い、診療材料調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、診療材料調達関連業務開始予定日の属する事業年度の前年度の 9 月末から運営業務等終了日まで、診療材料調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
 - 3 乙は、第 1 項に基づき通知した総括責任者及び業務担当者を変更できるものとする。かかる場合、当該変更後速やかに、当該変更に係る総括責任者又は業務担当者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
 - 4 甲は、第 1 項の規定により通知がなされた総括責任者又は業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、総括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(年度診療材料調達業務計画書の作成等)

- 第93条** 乙は、診療材料調達関連業務開始日から運営業務等終了日までの間、各事業年度に、要求水準書、事業者提案及び第 116 条の事業計画書に従って、甲が合理的に満

足する様式及び内容の年度診療材料調達業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する 30 日前(ただし、診療材料調達関連業務開始予定日の属する事業年度については、当該事業年度の前年度の 9 月末)までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 甲は、年度診療材料調達業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度診療材料調達業務計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 乙が年度診療材料調達業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(診療材料調達関連業務に係る日報・月報の提出)

第94条 乙は、診療材料調達関連業務開始日から運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、診療材料調達関連業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の診療材料調達関連業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。

- 2 乙は、診療材料調達関連業務開始日から運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎月、当該月の翌月の 10 日(当日が閉庁の場合は、その直後の開庁日とする。)までに、前項の日報に基づき、診療材料調達関連業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の診療材料調達関連業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

(診療材料調達関連業務に係る四半期報告書の提出)

第95条 乙は、診療材料調達関連業務開始日から運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎四半期終了後 10 日以内に、診療材料調達関連業務の月報をまとめた甲が合理的に満足する様式及び内容の診療材料調達関連業務に係る四半期報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(診療材料調達関連業務に係る年度総括書の提出)

第96条 乙は、診療材料調達関連業務開始日から運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後速やかに、第 93 条に規定する年度診療材料調達業務計画書に対応するものとして甲が合理的に満足する様式及び内容の診療材料調達関連業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

(診療材料調達予定リスト作成業務)

第97条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従い、診療材料調達予定リスト作成業務を行う。

(診療材料ベンチマークの設定等)

第98条 甲及び乙は、翌半事業年度開始の2月前までに、要求水準書及び事業者提案に従い、協議のうえ、翌半事業年度の診療材料ベンチマークを確定させるものとする。

2 前項の診療材料ベンチマークが確定した後、甲及び乙は、翌半事業年度開始の15日前までに、要求水準書及び事業者提案に従い、協議のうえ、乙が診療材料調達関連業務の履行結果として達成すべき当該半事業年度の診療材料調達基準を確定させるものとする。

3 特定保険医療材料に係る診療報酬の改定等、医療関連法制度等に係る外性的な要因に基づき、値引率確保等への影響が生じることが予想される場合、甲及び乙は、要求水準書に従い対応し、協議のうえ、乙が診療材料調達関連業務の履行結果として達成すべき当該半事業年度の診療材料調達基準の変更を行うことができる。

4 第2項に定める期日までに前3項の協議が整わない場合、当該半事業年度に係る前3項に定めるベンチマーク及び診療材料調達基準は、甲が合理的に決定するものとし、乙は、当該半事業年度中、当該内容に従って、診療材料調達関連業務を実施しなければならない。

5 前項の場合、翌半事業年度開始の4月前までの間、甲は、本契約のうち翌半事業年度以降の診療材料調達関連業務に係る部分のみを解除することができる。ただし、当該解除を行うにあたって、甲は、乙と協議しなければならない。

6 前2項の場合において、乙に損害が生じる場合、かかる損害の負担については次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。

(2) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙15又は別紙16の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(3) 前2号以外の場合は、すべて乙が負担する。

(診療材料の調達及び納品)

第99条 乙は、診療材料調達予定リスト記載の診療材料(第100条により変更した場合は、変更後の診療材料を含む。)を、診療材料卸業者をして調達させる。

2 乙は、診療材料卸業者をして、甲と乙が別途合意する場所に診療材料を納品させ、自主検査その他各診療材料の納品に際して通常必要とされる検査を完了させ、当該検査の結果を甲に報告させる。

3 甲は、前項に基づく納品及び検査報告があった場合、検収を行う。

4 前項の甲による検収に不合格となった診療材料について、乙は診療材料卸業者をして速やかに代替の診療材料の再調達を行わせる。再調達された診療材料については、前2項の規定を準用する。

- 5 乙は、診療材料卸業者をして、前4項の規定により調達された診療材料の納品完了時に、納品書を作成させ、甲に引き渡させる。
- 6 乙は、別段の合意がある場合を除き、第2項の規定により所定の場所に診療材料を納品した時点において、診療材料卸業者をして、当該診療材料の所有権を甲に移転させる。
- 7 乙の責めに帰すべき事由により第2項の診療材料の納品が遅延した場合において、当該遅延を原因として、甲に損害が発生した場合、乙は、当該遅延に伴い甲に生じた損害を賠償するものとする。また、甲に損害が生じたか否かにかかわらず、乙の提供すべき本件病院施設の運營業務等に支障が生じたときは、第8章に定めるモニタリングの手續に従い処理されるものとする。
- 8 甲は、診療材料卸業者に対し、診療材料の調達及び納品に関して必要な事項について直接指示することができるものとし、乙は、甲のかかる指示を診療材料卸業者に遵守させるよう努めるものとする。
- 9 乙は、第1項、第2項、第4項ないし第6項及び第8項並びに第102条に規定された事項について、診療材料卸業者に遵守させるべく、乙と診療材料卸業者との間で本事業に関して締結する委託契約において必要な事項を規定しなければならない。当該委託契約の変更並びに診療材料卸業者の変更及び追加に際しても同様の措置を取るものとする。

(確認後の診療材料の変更)

- 第100条** 甲は、合理的理由により必要又は適切と判断した場合、乙に対し、書面により、診療材料調達予定リスト記載の診療材料の変更を求めることができる。ただし、甲は、診療材料を発注した後は、当該診療材料の変更を求めることはできない。
- 2 甲が乙に対し前項に基づき診療材料リスト記載の診療材料の変更を求めた場合、甲は、要求水準書に従い、乙と協議のうえ、当該診療材料調達予定の取扱い及び費用負担等を決定する。乙は、かかる決定に従わなければならない。
 - 3 乙は、要求水準書に従い、診療材料リスト記載の診療材料の変更提案を行うことができる。

(瑕疵担保責任)

- 第101条** 乙は、診療材料卸業者との間で、本契約締結後合理的期間内に、次の各号に掲げる内容を含む契約を締結するものとする。
- (1) 診療材料卸業者は、診療材料について、納品日から1年の間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、当該診療材料を交換し又は当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、甲が、診療材料卸業者に対し、当該瑕疵を知ったと

きから1年以内に前号の選択に係る請求を行わないときは、診療材料卸業者は前号の責任を免れるものとする。

（診療材料の管理に係る特則）

第102条 甲は、本件病院施設内で使用する診療材料の管理について、医療法及び薬事法上の一切の責任を負うものとする。

第3節 準備品・消耗品調達関連業務

（準備品・消耗品調達関連業務の実施）

第103条 乙は、別途甲との協議により定める日から運営業務等終了日までの間、自ら又は準備品・消耗品調達関連協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、準備品・消耗品調達関連業務を実施し又は実施せしめる。

（準備品・消耗品調達関連業務の第三者による実施）

第104条 乙は、準備品・消耗品調達関連業務の全部又は一部を準備品・消耗品調達関連協力企業その他第三者に委託する場合は、前条に基づき別途甲との協議により定める日の属する事業年度の前年度の7月末までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、準備品・消耗品調達関連業務を実施する準備品・消耗品調達関連協力企業を決定し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、準備品・消耗品調達関連業務の全部又は一部を前項に基づき甲が確認した準備品・消耗品調達関連協力企業に委託し又は、請け負わせることができる。
- 3 乙は、別紙10に定める手続に従い、自己の裁量と責任において、第1項に基づき甲が確認した準備品・消耗品調達関連協力企業を随時追加又は変更することができる。
- 4 準備品・消耗品調達関連協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、準備品・消耗品調達関連協力企業その他医薬品・準備品・消耗品調達関連業務の実施に関して乙又は準備品・消耗品調達関連協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

（準備品・消耗品調達関連業務の総括責任者等の通知等）

第105条 乙は、第103条に基づき別途甲との協議により定める日の属する事業年度の前年度の7月末までに、要求水準書に従い、準備品・消耗品調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、第103条に基づき別途甲との協議により定める日の属する事業年度の前年度

の7月末から運營業務等終了日まで、準備品・消耗品調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。

- 3 乙は、第1項に基づき通知した総括責任者及び業務担当者を変更できるものとする。かかる場合、当該変更後速やかに、当該変更に係る総括責任者又は業務担当者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた総括責任者又は業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、総括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(年度準備品・消耗品調達業務計画書の作成等)

第106条 乙は、第103条に基づき別途甲との協議により定める日から運營業務等終了日までの間、各事業年度に、要求水準書、事業者提案及び第116条の事業計画書に従って、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度準備品・消耗品調達業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前(ただし、第103条に基づき別途甲との協議により定める日の属する事業年度については、当該事業年度の前年度の9月末)までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 甲は、年度準備品・消耗品調達業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度準備品・消耗品調達業務計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 乙が年度準備品・消耗品調達業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(準備品・消耗品調達関連業務に係る日報・月報の提出)

第107条 乙は、第103条に基づき別途甲との協議により定める日から運營業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、準備品・消耗品調達関連業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の準備品・消耗品調達関連業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。

- 2 乙は、第103条に基づき別途甲との協議により定める日から運營業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎月、当該月の翌月の10日(当日が閉庁の場合は、その直後の開庁日とする。)までに、前項の日報に基づき、準備品・消耗品調達関連業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の準備品・消耗品調達関連業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

(準備品・消耗品調達関連業務に係る四半期報告書の提出)

第108条 乙は、第 103 条に基づき別途甲との協議により定める日から運營業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎四半期終了後 10 日以内に、準備品・消耗品調達関連業務の月報をまとめた甲が合理的に満足する様式及び内容の準備品・消耗品調達関連業務に係る四半期報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(準備品・消耗品調達関連業務に係る年度総括書の提出)

第109条 乙は、第 103 条に基づき別途甲との協議により定める日から運營業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後速やかに、第 106 条に規定する年度準備品・消耗品調達業務計画書に対応するものとして甲が合理的に満足する様式及び内容の準備品・消耗品調達関連業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

第 7 章 運營業務

第 1 節 運營業務開始前準備及び運營業務実施体制の整備

(運營業務の総括責任者等の通知等)

- 第110条** 乙は、1号館引渡予定日までに、要求水準書に従い、各運營業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、1号館引渡予定日から運營業務等終了日まで、各運營業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に基づき通知した総括責任者及び業務担当者を変更できるものとする。かかる場合、当該変更後速やかに、当該変更に係る総括責任者又は業務担当者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、第 1 項の規定により通知がなされた総括責任者及び業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、総括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(運營業務開始準備)

第111条 乙は、運營業務開始予定日から確実に運營業務を開始できるよう、運營業務開始予定日までに、自己の責任及び費用において、必要な運營業務を開始するための準備を行わなければならない。

(移転作業に係る特則)

第112条 現病院施設から本件病院施設への移転作業及び移転スケジュールの作成は、甲が行う。

- 2 乙は、甲の行う前項の移転作業及び移転スケジュールの作成に合理的な範囲で協力しなければならない。

(習熟訓練)

第113条 乙は、甲の職員に対し、医療機器等の取扱説明を行わなければならない。

- 2 甲及び乙は、自己の職員に対し、それぞれ本件病院施設の運営又は運営業務を開始するにあたって必要な習熟訓練を行う。
- 3 甲及び乙は、前項に基づき相手方が行う習熟訓練にそれぞれ合理的な範囲で協力しなければならない。

(運営前リハーサル)

第114条 甲は、1号館の引渡日から運営業務開始日の前日までの間、適宜リハーサルを行う。

- 2 乙は、相手方が行うリハーサルに合理的な範囲で協力しなければならない。

(運営業務実施体制の確認)

第115条 乙は、本件病院施設の運営業務の全部又は一部を運営協力企業その他第三者に委託する場合は、別途甲との協議により定める日までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、各運営業務を実施する運営協力企業を決定し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、別途甲との協議により定める日までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、運営協力企業等一覧を策定して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。甲は、運営協力企業等一覧が本契約、要求水準書、入札説明書等又は事業者提案と一致していない場合、乙に対しその修正を求めることができる。
- 3 運営協力企業等の構成に変動があった場合、乙は、当該変動を反映した新たな運営協力企業等一覧を、当該変動後速やかに、甲に対して提出するものとする。

(事業計画書の提出)

第116条 乙は、甲との間に別段の合意のある場合を除き、運営業務開始予定日の属する事業年度の前年度の9月末前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、本件病院施設の設計及び建設の結果を踏まえ、甲が合理的に満足する様式及び内容の事業計画書を策定し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、事業計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要

に応じて事業計画書の見直しを行わなければならない。

- 3 乙が事業計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(本件病院施設完成後の保険)

第117条 乙は、運営期間開始日から運営期間終了日まで、自己の責任及び費用において、別紙7に定める保険に加入し、又は運営等協力企業等をして加入させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は運営等協力企業等をして保険契約を締結させたときは、保険契約締結後速やかにその保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

(本件病院施設の運営開始日の遅延)

第118条 乙は、運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する対応計画において、運営業務の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される運営業務開始日までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 甲の責めに帰すべき事由に起因して運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延する場合、甲は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。
- 4 乙の責めに帰すべき事由に起因して運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延する場合、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、運営業務開始予定日から実際の運営業務開始日までの日数に応じ、契約金額から別紙1の内訳金額のうち運営期間開始予定日以前に実施される統括マネジメント業務費相当額、施設整備業務費相当額、調達代金相当額及び本事業の業務範囲となる計画修繕業務費相当額を除いた額の238分の12に相当する額(支払利息相当額を除き、消費税相当額を含む金 円。)の金額に年5%の割合で計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、甲は、当該違約金を超える損害があるときは、その損害額を乙に請求することができる。
- 5 法令変更又は不可抗力に起因して運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延する場合は、第14章又は第15章の規定による。
- 6 本件工事対象施設又は本件改修工事対象施設の引渡しが遅延したことにより、運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延した場合は、第68条第1項の規定に基づき提出された対応計画に記載された運営業務開始予定日より遅延した場合に本条を適用する。

第2節 運営業務の実施

(運営業務の実施)

第119条 乙は、運営期間において、本契約、要求水準書、事業者提案、事業計画書及び年度運営業務計画書に従い、要求水準を満たすよう、自らの責任及び費用負担において、自ら又は運営協力企業等をして、次の各号に掲げる業務を実施し又は実施せしめる。ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものは、この限りでない。

- (1) 診療技術支援業務
 - ア 食事の提供業務
 - イ 医療機器の管理・保守点検業務
 - ウ 医療補助業務
- (2) 物品管理関連業務
 - ア 物品管理業務（ベッドステーション業務を含む。）
 - イ 滅菌消毒業務
 - ウ 洗濯業務
- (3) 情報管理関連業務
 - ア 診療情報管理業務
 - イ 医療事務業務（電話交換業務を含む。）
- (4) 施設維持管理業務
 - ア 清掃業務（植栽管理業務を含む。）
 - イ 施設メンテナンス業務（駐車場管理業務及び医療用ガスの供給設備保守点検業務を含む。）
 - ウ 警備業務
- (5) 利便施設運営業務

(第三者に対する委託)

第120条 乙は、本件病院施設等の運営業務の全部又は一部を第115条に基づき甲が確認した運営協力企業に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 乙は、別紙10に定める手続に従い、自己の裁量と責任において、第115条に基づき甲が確認した運営協力企業を随時変更することができる。
- 3 本件病院施設の運営業務実施に関する運営協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、運営協力企業その他運営業務の実施に関して乙又は運営協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(業務仕様書等の作成)

第121条 乙は、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、運営業務開始予定日の属する事業年度の前年度の9月末までに、各運営業務につき、要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要かつ適切な甲が合理的に満足する形式及び内容の業務仕様書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 甲は、前項により提出された業務仕様書が、本契約、要求水準書、入札説明書等又は事業者提案と一致していない場合その他合理的な必要がある場合にのみ、乙に対しその修正を求めることができる。

3 甲及び乙は、業務仕様書の作成にあたって協議することができる。かかる協議を行った場合、乙は、その協議の結果に従って業務仕様書を作成しなければならない。

4 乙は、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び業務仕様書に従い、運営業務開始予定日の属する事業年度の前年度の9月末までに、各運営業務につき、同項の業務仕様書の内容を具体化し、要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要かつ適切な、甲が合理的に満足する様式及び内容の業務マニュアルを作成し、甲に提出する。

5 甲は、前項により提出された業務マニュアルが、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は業務仕様書と一致していない場合その他合理的な必要がある場合にのみ、乙に対しその修正を求めることができる。

(年度運営業務計画書の提出)

第122条 乙は、運営期間中、各事業年度に、要求水準書、事業者提案及び第116条の事業計画書に基づき、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度運営業務計画書(業務仕様書及び業務マニュアルを含む。)を作成し、当該事業年度が開始する30日前(ただし、運営業務開始予定日の属する事業年度については当該事業年度の前年度の9月末までとし、業務仕様書及び業務マニュアルの提出は前条の規定に従う。)までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 甲は、年度運営業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度運営業務計画書の見直しを行わなければならない。

3 乙が年度運営業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(運営業務に係る日報・月報の提出)

第123条 乙は、運営期間中、要求水準書に基づき、各運営業務ごとに、本件病院施設の運営業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の運営業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供

しなければならない。

- 2 乙は、運営期間中、要求水準書に基づき、各運営業務ごとに毎月、当該月の翌月の10日（当日が閉庁の場合は、その直後の開庁日とする。）までに、前項の日報に基づき、本件病院施設の運営業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の運営業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

（運営業務に係る四半期報告書の提出）

- 第124条** 乙は、運営期間中、要求水準書に基づき、毎四半期終了後10日以内に、運営業務の月報をまとめた甲が合理的に満足する様式及び内容の四半期報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（運営業務に係る年度総括書の提出）

- 第125条** 乙は、運営期間中、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後速やかに、第122条に規定する年度運営業務計画書に対応するものとして、甲が合理的に満足する様式及び内容の運営業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

（運営期間中におけるその他書類の提出）

- 第126条** 乙は、運営期間中、毎四半期終了後1月以内に、運営業務等及び財務に関する事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の四半期ごとの報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、甲が行う決算に関して甲に協力するものとし、甲の求めに応じて決算に必要な資料を甲の定める合理的な期日までに提出するものとする。

（場所の貸与）

- 第127条** 本契約に別段の定めのある場合を除き、運営業務等（ただし利便施設運営業務は除く。以下、本条において同じ。）の実施に伴い必要となる場所は、運営期間中、甲が乙に無償で貸与する。

- 2 乙は、前項の規定に従い甲から貸与を受けた場所を、甲の事前の書面による承諾を得て、運営等協力企業等に使用させることができる。
- 3 乙は、第1項に基づき甲から貸与を受けた場所を、善良なる管理者の注意をもって使用し、適切に管理しなければならない。前項の規定に基づき使用する運営等協力企業等についても同様とする。
- 4 乙（第2項の規定により使用する運営等協力企業等を含む。）の責めに帰すべき事由により甲から貸与を受けた場所を滅失又はき損した場合は、乙の費用負担でこれを原状回復しなければならない。

(情報管理関連業務に係る特則)

第128条 乙は、自己の責任及び費用において、情報管理関連業務その他運営業務等を実施するために必要な情報システムを構築及び調達し、甲が構築及び調達する医療情報システムに接続することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、情報システムを医療情報システムに接続する前に、甲に情報システムの詳細を説明し、接続に関する承諾を得なければならない。
- 3 乙は、第1項に基づき自ら構築及び調達した情報システムの瑕疵(医療情報システムとのインターフェースの調整を含む。)により甲に損害を与えた場合、甲に対し当該損害を賠償しなければならない。

(利便施設運営業務に係る特則)

第129条 乙は、利便施設運営業務を独立採算で実施し、利用者から料金を徴収し、自らの収入として収受することができる。

- 2 乙が利便施設運営業務の実施に必要な場所及び施設設備は、要求水準書に従い、甲が有償にてその使用を許可する。
- 3 使用許可の条件、利便施設の利用料金の設定及び見直しの方法、利便施設運営業務の終了事由その他乙が利便施設運営業務を実施するにあたって必要な事項は、本契約に定めのあるものを除き、要求水準書及び事業者提案に従い、運営業務開始予定日までに、甲と乙との間で協議のうえ、定めるものとする。
- 4 乙は、利便施設運営業務については、乙が行う他の業務の会計とは分離された会計としなければならない。

(施設維持管理業務における計画修繕に係る特則)

第130条 乙は、第66条及び第67条の竣工図書の一部として提出された中長期修繕計画を変更するときは、当該変更計画開始事業年度の前年度の9月までに甲に提出しなければならない。

- 2 甲及び乙は、第66条若しくは第67条又は前項に基づき提出された中長期修繕計画に従い、計画修繕の実施を予定する事業年度の前年度の9月末までに、協議のうえ、計画修繕の実施又は不実施を決定するものとする。
- 3 前項に規定する協議が整わなかった場合、乙は、甲が提示する案に従うものとする。
- 4 前2項の結果、計画修繕の実施が決定された場合、乙は、建設協力企業をして、計画修繕を実施させるものとする。計画修繕の実施にあたっては、第3章及び第4章の規定を適宜適切な形に読み替えて適用する。
- 5 甲の責めに帰すべき事由による場合、要求水準書の変更による場合又は法令変更若しくは不可抗力による場合を除き、甲は、計画修繕実施時期の変更、計画修繕実施回

数の増加、計画修繕に係る費用の増加に関して、一切の責任及び費用を負担しないものとする。

(臨機の措置)

第131条 乙は、運營業務等の履行にあたり、事故が発生した場合又は事故が発生するおそれのある場合には、甲の指示を受け、又は甲と乙が協議して、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、乙の判断により臨機の措置をとらなければならない。

2 乙は、前項ただし書に基づき臨機の措置をした場合には、速やかにその内容を甲に報告しなければならない。

3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認められる場合には、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 甲は、回復不可能な損害が発生し、運營業務等に著しい支障が生じる現実かつ客観的なおそれがあると合理的に認めるときは、乙に運營業務等の全部又は一部の停止を命じたうえで、当該業務を甲が直接実施することができる。この場合において、乙は、甲による運營業務等の実施に協力する。

5 乙が第1項、第3項又は前項の措置を取った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による運營業務等に係るサービス対価の範囲に属するものと合理的に判断される部分は、乙が負担するものとし、運營業務等に係るサービス対価の範囲に含めることが適当でない認められる部分については、次の各号のとおりとする。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により臨機の措置が必要となった場合は、すべて乙が負担する。

(2) 法令変更又は不可抗力により臨機の措置が必要となった場合は、別紙 15 又は別紙 16 の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(3) 前2号に該当しない事由により臨機の措置が必要となった場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。

(甲又は乙に発生した損害等)

第132条 本契約に別段の定めがある場合を除き、運營業務等について、甲又は乙に増加費用又は損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用及び損害を甲が負担する。

(2) 乙の責めに帰すべき事由による場合は、すべて乙が負担する。

(3) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙 15 又は別紙 16 の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(第三者に発生した損害等)

第133条 乙は、運営期間中、運営業務等の実施により、第三者に損害を発生させた場合(本件病院施設等の運営業務等に伴い通常避けることのできない騒音、振動等の理由により第三者に損害を発生させた場合を含む。)、自己の責任及び費用において、当該第三者に対し、かかる損害(第117条に基づき乙が加入した保険により填補されるものを除く。)の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 甲は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

第8章 モニタリングの実施

(モニタリング実施計画書の策定)

第134条 甲は、乙と協議のうえ、本契約のうち別紙11のモニタリング基本計画書、要求水準書、事業者提案及び業務仕様書に従い、運営業務開始予定日の4月前までにモニタリング実施計画書を策定する。

(運営業務等のモニタリングの実施)

第135条 甲は、自らの責任及び費用において、統括マネジメント業務及び運営業務については運営期間中、医薬品調達関連業務、診療材料調達関連業務及び準備品・消耗品調達関連業務については当該業務実施期間中、要求水準書に規定する水準の業務が提供されているかどうかを確認するために、モニタリングを実施する。

- 2 モニタリングの項目、方法及び評価の方法並びに乙の運営業務等の不履行に対するサービス対価の減額等の手続については、別紙12として添付するサービス対価の算定及び支払方法並びに前条に基づき策定するモニタリング実施計画書による。
- 3 甲は、第1項に規定するモニタリングの実施を理由として、本件事業実施の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

第9章 サービスの対価

(サービス対価の支払)

第136条 甲は、乙に対し、別紙12に記載する方法、金額及びスケジュールに従い、サービス対価を支払うものとする。

(設計・施工期間中の支払のための出来形確認)

第137条 乙は、別紙 12 に基づき施設整備業務費に係るサービス対価の設計・施工期間中における支払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る出来形(病院施設整備業務に係る既済部分を含む。次項において同じ。)部分の施工等の内容を明らかにする写真(設計業務、工事監理業務等、写真による説明が不要であると合理的に認められる業務を除く。)を添付した書面をもって、甲に確認を請求しなければならない。

2 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、乙の立会いの下、病院施設整備業務に係る出来形について、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計図書及び設計図書と照合して、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(サービス対価の改定)

第138条 サービス対価の改定は、別紙 12 の記載に従い行う。

(サービス対価の減額)

第139条 甲は、運營業務等について、第 135 条に基づきモニタリングを実施し、要求水準書に規定する要求水準を満たしていない事項が存在すると判断した場合、別紙 12 及びモニタリング実施計画書に従い、改善勧告、サービス対価の減額、本契約の解除等を行うことができる。

2 前項による改善勧告、サービス対価の減額等は、乙の債務不履行による甲の損害賠償請求を妨げるものではない。また、前項のサービス対価の減額は業務の不履行による減額であり、損害賠償の予約を定めてこれをサービス対価から減額するものと解してはならない。

3 第 159 条若しくは第 162 条の規定又は甲の責めに帰すべき事由により乙が運營業務等の全部又は一部の履行を免れた場合、乙が履行を免れたことにより不要となった費用に相当する金額をサービス対価から減額するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により乙が運營業務等の全部又は一部の履行ができなかったことによる乙の損害賠償の請求を妨げない。

(サービス対価の返還)

第140条 甲は、業務報告書その他甲が乙の業務実績の確認の基礎とした資料等に虚偽の記載があることが判明した場合、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービス対

価から当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価相当額に第 157 条第 1 項に定める利率で計算した額の損害金ををを加えた額を減額することができる。

- 2 前項の場合において、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービス対価が当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価及び前項の損害金の合計額に不足するときは、乙は、甲に対して、当該不足額を返還しなければならない。

第 10 章 業務等に関する変更等

(要求水準書の変更)

第141条 甲は、別紙 13 に定める手続に従い、要求水準書の内容を変更することができる。

- 2 甲は、前項に規定する要求水準書の変更(乙の責めに帰すべき事由による変更を除く。)により、増加費用が発生する場合には、別紙 13 の規定に従い、合理的な範囲で当該増加費用を負担し、費用が減少する場合には当該費用相当額をサービス対価から減額する。ただし、法令変更又は不可抗力を原因として要求水準書を変更する場合の費用負担は、別紙 15 及び別紙 16 の規定に従う。

(業務仕様書等の変更)

第142条 乙は、業務仕様書及び業務マニュアルを変更することが必要と判断するとき、要求水準書を満たす限りにおいて、別紙 14 に定める手続に従い、随時業務仕様書及び業務マニュアルを変更することができる。

- 2 前項に規定する業務仕様書及び業務マニュアルの変更(甲の責めに帰すべき事由による変更及び前条に基づく要求水準書の変更に伴う変更を除く。)により、増加費用が発生する場合には、当該増加費用は別紙 14 に別段の定めのある場合を除き、乙負担とする。

第 11 章 表明及び保証等

(事実の表明及び保証)

第143条 乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 乙が、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること
- (2) 乙の本店所在地は愛媛県内であること
- (3) 乙は、本契約を締結し、また本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有し、本契約上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、乙

に対して強制執行可能であること

- (4) 乙が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること
 - (5) 本契約が、乙の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと
 - (6) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用されるすべての法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、乙が当事者であり又は乙が拘束される契約その他の書面に違反せず、また乙に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと
 - (7) 乙の定款記載の目的が、本事業の遂行に限定されていること
 - (8) 乙の資本金が 円以上であること
 - (9) 乙が、破産手続又は民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立てをしておらず又は、第三者によるかかる手続の申立てもなされていないこと
 - (10) 乙が、支払不能、支払停止又は債務超過の状態になく、かつ、本事業を行うことによって支払不能又は債務超過の状態に陥るおそれがないこと
 - (11) 乙が、公租公課を滞納していないこと
 - (12) 債務不履行事由を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、乙の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと
 - (13) 乙による本事業の遂行に必要であって、本契約の締結に先立ち乙が取得し又は、届け出るべき許認可がある場合、当該許認可の一切が適法に取得され、届出が適法に完了し、法的手続が適法に履践され、かつ、かかる許認可、手続が有効であり、また将来取り消されるおそれがないこと
 - (14) 乙の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な乙の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な乙の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、乙に対して係属しておらず、その見込みもないこと
 - (15) 本契約に関し、乙が甲に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在甲に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、甲の決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を乙が認知していないこと
 - (16) 乙の定款に会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めがあること
- 2 甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 甲が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び内部規則上要求されている授權その他一切の手續を履践していること
- (2) 本契約は、適法、有効かつ拘束力ある甲の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な甲の義務が生じること
- (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、甲に対して適用されるすべての法令及び内部規則に違反せず、甲が当事者であり又は甲が拘束される契約その他の書面に違反せず、また甲に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと
- (4) 甲による本契約上の債務不履行を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、甲の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと
- (5) 平成 19 年第 303 回愛媛県議会定例会において、本契約を締結するために必要な債務負担行為の議決がなされたこと
- (6) 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟又は行政手續が、裁判所又は政府機関において提起又は開始されておらず、また、甲の知る限り、そのおそれもないこと
- (7) 本契約に関し、甲が乙に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在乙に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を甲が認知していないこと
- (8) 本件土地の境界については、隣接する土地の所有者又は占有者との間において、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続又は紛争解決手續は一切存在せず、隣地の所有者又は占有者から、境界につき、何らのクレーム、異議、不服又は苦情の申入れはないこと。本件土地に対する隣接地及びその建物又は構造物による不法な侵害は存在しないこと

(乙による約束)

第144条 乙は、甲に対し、本契約締結後 10 日以内に、甲が合理的に満足する形式及び内容の次の各号に掲げる書面を提出することを約束する。なお、次の各号の書面の記載内容が変更された場合も同様とする。

- (1) 調印済みの株主間協定の原本証明付の写し
- (2) 許認可に関する以下の書類

ア 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結に先立ち乙が取得又は届出をすべき許認可がある場合、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持されていることを証する書面の写し

- イ 本事業を遂行する協力企業及び協力企業の委託先の企業(再委託先も含む。)並びにこれらの使用人が本契約締結に先立ち取得又は届出をすべき許認可がある場合、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持されていることを証する書面の写し
 - (3) 乙に係る以下の書類
 - ア 原本証明付きの定款の写し
 - イ 商業登記簿謄本
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 本契約締結に係る授権を証する原本証明付きの取締役会議事録等の写し
 - (4) その他甲が別途合理的に定める書類
- 2 乙は、甲に対し、以下の書類を適宜提出することを約束する。なお、次の各号の書面の記載内容が変更された場合も同様とする。
- (1) 第5条の規定に従い、契約保証金を納付したこと(第5条に定めるいずれかの方法を取ったこと、又は第5条に従い履行保証保険を締結し、若しくは履行保証保険の保険金請求権に質権を設定したことを含む。)を証する書面
 - (2) 乙は、協力企業との間で契約を締結した場合は、当該契約締結後10日以内に、当該契約の写しを提出すること
 - (3) 本事業の資金調達のために融資団との間で融資契約を締結した場合は、当該契約締結後10日以内に融資契約を締結したことを証する書面を提出すること
 - (4) 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結後に乙が取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後10日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
 - (5) 本事業を遂行する協力企業及び協力企業の委託先の企業(再委託先も含む。)並びにこれらの使用人が本契約締結後に取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後10日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
 - (6) 本事業の進捗状況など、本事業又は乙に関する情報で、随時甲が合理的に要求する書類又は資料を提出すること
- 3 乙は、甲に対し、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。
- (1) 乙が、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること
 - (2) 乙の本店所在地は愛媛県内であること
 - (3) 乙の資本の額が 円以上であること
 - (4) 乙が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、代表企業及び構成員がS P Cの全議決権を保有し、かつ、代表企業の議決権保有割合が

株主中最大であること

- (5) 乙の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること
- (6) 乙の定款に会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めがあること
- (7) 乙の議決権株式は、会社法第 2 条第 17 号に定める譲渡制限株式とすること
- (8) 議決権株式を保有する株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該譲渡について甲の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認する取締役会決議を行わないこと
- (9) 乙は、本契約を締結し履行する完全な能力を有し、本契約上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力のある義務であり、乙に対して強制執行可能であること
- (10) 乙が本契約を締結しこれを履行することにつき、日本国の法令及び乙の定款、取締役会規則その他社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること
- (11) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用されるすべての法令に違反せず、乙が当事者であり若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令に違反しないこと
- (12) 乙は、本契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を甲に対して提供すること
- (13) 甲に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること
 - ア 債務不履行事由その他乙による本契約違反
 - イ 前条第 1 項に規定する表明及び保証に係る不実が判明したこと
 - ウ 乙と協力企業との間の契約違反又は協力企業とその委託先との間の重大な契約違反
 - エ 乙が当事者となっているその他の契約における乙の重大な契約違反
 - オ 来院者又は患者から病院、乙若しくは協力企業(委託先及び再委託先を含む。)又はこれらの職員に関し、要望、苦情等を受けたこと
 - カ 乙の商号、住所、代表者、役員、届出印鑑その他甲に届け出た事項についての変更
 - キ 乙に対する訴訟若しくは行政手続の提起若しくは係属、又はそのおそれのある事実
 - ク 協力企業等に対する国又は地方公共団体による業務停止又は指名停止の事実
 - ケ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更
 - コ その他乙又は本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす事実
 - サ 時の経過又は通知により、上記アないしウのいずれかに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生
- (14) 本事業を遂行するために必要な許認可を取得又は完了し、本事業の期間中その

効力を維持し、必要な場合には適宜これを変更又は更新すること

4 乙は、事業期間中、以下の各号に掲げる行為を行わないものとする。ただし、甲が別途書面により承諾した場合にはこの限りではない。

- (1) 本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、本契約上の地位及び本事業について甲との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の方法により処分すること
- (2) 甲に対して有する債権について、これを第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分すること
- (3) 本件工事対象施設の出来形の全部又は一部の譲渡、担保権設定又は実行その他の方法により処分すること
- (4) 定款記載の目的の範囲外の行為を行うこと又は本事業以外の事業を遂行すること
- (5) 定款記載の目的の変更
- (6) 破産手続又は民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立て

(甲による約束)

第145条 甲は、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。

- (1) 甲が本契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、法令及び内部規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること
 - (2) 本契約上の甲の債務を履行するために必要な一切の措置を講じること
 - (3) 本契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を乙に対して提供すること
 - (4) 本契約締結日現在乙に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼす可能性がある事実及び状況の存在を甲が認知した場合には、直ちに乙に通知すること
 - (5) 本件土地の境界について、隣接する土地の所有者若しくは占有者との間における、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続若しくは紛争解決手続、隣地の所有者若しくは占有者からのクレーム、異議、不服若しくは苦情の申入れ又は、本件土地に対する隣接地及びその建物若しくは構造物による不法な侵害を認識した場合には、直ちに乙に通知すること
 - (6) 乙が本件土地を本事業に使用するために必要な事務を行うこと
 - (7) 乙に対し、下記のとおり書類を適宜提出し、報告を行うこと
- ア 本事業に関し、甲が、保険会社等との間で各種保険契約を締結した場合は、当該保険契約書の原本を甲が受領後 10 日以内に当該保険契約書の写し(契約変更、更新、新たに契約を締結した場合も同様とする。)を提出すること

- イ 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結後に甲が取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後 10 日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
- (8) 乙に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること
 - ア 債務不履行事由
 - イ 第 143 条第 2 項に規定する表明及び保証に係る不実が判明したこと
 - ウ その他甲による本契約違反
 - エ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更
 - オ 時の経過又は通知により、上記アないしウに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生

第 12 章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第146条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、運營業務等終了日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

(乙の債務不履行による契約解除)

第147条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 乙が本事業の実施を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき
- (2) 乙が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算その他倒産法制上の手続について乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(乙の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき
- (3) 落札者のいずれかに、基本協定書第6条第8項に該当する事由が発生したとき
- (4) 乙が、第123条ないし第125条の報告書及び第175条の計算書類等に重大な虚偽記載を行ったとき
- (5) 乙が、正当な理由なく、設計業務又は本件工事着工予定日を過ぎても設計業務又は本件工事に着手せず、甲が、乙に対し、相当の期間を定めて催告しても、乙から当該遅延について甲の満足する説明が得られないとき
- (6) 乙の責めに帰すべき事由により、各本件工事対象施設の引渡予定日から30日が経過しても各本件工事対象施設の引渡しが行われないうとき、又は明らかに引渡しの見込みがないとき
- (7) 乙の責めに帰すべき事由により、運營業務開始予定日から30日が経過しても運

営業務が開始されないとき、又は明らかに開始の見込みがないとき

- (8) 乙の責めに帰すべき事由により行政財産無償貸借契約が解除されたとき
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと甲が認めたとき

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が実施する運營業務等の水準が要求水準書に記載された要求水準を満たさない場合、モニタリング実施計画書の規定に従い、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(甲の債務不履行による契約解除)

第148条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、乙から催告を受けてから 60 日間当該遅滞が治癒しないとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により、本契約上の乙の義務の履行が不能となったとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により、甲が本契約上の甲の重大な義務（金銭債務を除く。）の不履行をし、乙から催促を受けてから 3 月間当該不履行が治癒しないとき

(甲の任意による契約解除)

第149条 甲は、本契約を継続する必要がなくなった場合又はその他甲が必要と認める場合には、6 月以上前に乙に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第150条 第 147 条（ただし、同条第 1 項第 3 号を除く。）の規定により本契約が解除された場合、乙は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 1 号館引渡し前に解除された場合
施設整備業務費相当額から本件工事対象施設施設の設計業務費相当額及び工事監理業務費相当額を控除した額の 10 分の 1 に相当する金額。ただし、本件解体工事が終了した部分及び乙から甲に引渡し済みの各本件病院施設に係る施設整備業務費の 10 分の 1 に相当する金額を除く。
- (2) 本件工事対象施設のすべての引渡終了日後に解除された場合
契約金額から別紙 1 の内訳金額のうち運営期間開始予定日以前に実施される統括マネジメント業務費相当額、施設整備業務費相当額、調達代金相当額及び本事

業の業務範囲となる計画修繕業務費相当額を除いた額の238分の12に相当する額に10分の1を乗じた金額

(3) 1号館引渡後本件工事対象施設のすべての引渡終了日前に解除された場合前2号の額を合算した額

- 2 甲は、前項の場合において、第5条の契約保証金をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 第1項の場合において、乙は、解除に起因して甲が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。
- 4 第148条又は第149条の規定により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、当該終了により被った合理的な損害の賠償を請求することができるものとする。

(1号館施設引渡し前の解除の効力)

第151条 甲は、1号館施設の引渡前に本契約が解除された場合においては、病院施設整備業務の設計業務のうち既に完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたとときの既履行部分、及び本件病院施設(ただし、既に甲が乙から引渡しを受けているものを除く。)の出来形部分を確認のうえ、当該確認を受けた部分の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する施設整備業務費を一括又は分割により乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して確認することができる。

- 2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項にかかわらず、1号館施設の引渡前に本契約が解除された場合において、本件解体工事終了部分及び甲に引渡し済みの本件病院施設があるときは、甲は、当該履行済み分に相当する施設整備業務費の未払額を一括又は分割により乙に支払わなければならない。
- 4 1号館施設の引渡前に本契約が解除された場合において、甲に引渡し済みの医療機器等があるときは、甲は、当該履行済み分に相当する医療機器等の初期調達費相当額の未払額を一括又は分割により乙に支払わなければならない。
- 5 乙は、1号館施設の引渡前に本契約が解除された場合において、本件土地に乙が所有又は管理する、病院施設整備業務において試験等に供されるものの出来形部分(第1項の確認を受けた既履行部分を除く。)、調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(設計協力企業若しくは建設協力企業又は第28条若しくは第46条の規定により設計協力企業若しくは建設協力企業から病院施設整備業務の一部を委任され若しくは請け負った者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、本件用地を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

- 6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本件土地の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、本件土地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(本件工事対象施設のすべての引渡終了日後の解除の効力)

第152条 本件工事対象施設のすべての引渡終了日後に本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとする。

- 2 甲は、本契約が解除された日から 10 日以内に、本件病院施設の現況を確認するものとし、当該確認により、本件病院施設等に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、甲は、乙に対してその修補を求めることができる。この場合において、乙は、自らの費用で必要な修補を実施した後、速やかにその旨を甲に通知しなければならないこととし、甲は、当該通知の受領後 10 日以内に当該修補の完了の確認を行わなければならない。
- 3 乙は、甲又は甲の指定する者に対して、本件病院施設等の運営ができるよう運営業務等に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた運営業務等の業務仕様書、業務マニュアル、申し送り事項その他の資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。
- 4 乙は、別段の合意のある場合を除き、運営業務等の終了に際し、自らの費用で整備した備品、情報システム、什器等を撤去しなければならない。
- 5 乙は、第 127 条により甲から提供を受けていた場所を運営業務等開始前の原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた部分についてはこの限りではない。
- 6 乙は、運営業務等の終了に際し、甲の指示に従い、自己の保有する医療情報及び物品管理情報に係るデータを医療情報システムに移行しなければならない。
- 7 乙は、運営業務等の終了に際し、甲から貸与を受けた備品等がある場合には、当該備品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該備品等が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損した場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 本契約が解除され、第 3 項の規定に従い、甲又は甲の指定する者が運営業務等の引継ぎを受けた場合、甲は、施設整備業務費及び医療機器等の初期調達費相当額の支払残額を一括又は分割にて支払う。ただし、乙の責めに帰すべき事由により本件病院施設及び医療機器等が損傷しており、全壊又は損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、甲の被る損害額が施設整備業務費の支払残額を上回る場合には、甲は、施設整備業務費及び医療機器等の初期調達費相当額の支払残額の支払

期限が到来したものとみなして、かかる施設整備業務費及び医療機器等の初期調達費相当額の支払残額と当該損害額を相殺することにより、施設整備業務費及び医療機器等の初期調達費相当額の支払残額の支払義務を免れることができるものとし、なお、損害あるときは、甲はその賠償を乙に請求することができるものとする。

- 9 乙は、別段の合意のある場合を除き、本契約が解除された後、第3項の引継ぎが終了するまで、運営業務等を継続しなければならない。
- 10 本契約が解除され、第3項の引継ぎ終了後、乙は、運営業務等を終了し、運営業務等に係る費用相当分の未払い期間についての業務報告書を速やかに甲に提出し、その確認を受けるものとする。甲は、モニタリング実施計画書に従いモニタリングを行い、必要な場合は運営業務等に係る費用相当分の減額を行ったうえで、乙の請求に基づき、未払い部分の運営業務等に係る費用相当分を支払うものとする。
- 11 本契約解除後、乙に運営業務等に係る費用が生じた場合は、実際の運営業務等が実施された期間に応じた日割り額を別紙12に規定された支払のスケジュールに従って乙に支払うものとする。
- 12 調達関連業務又は運営業務の一部が解除された場合、「運営業務等」を「当該運営業務」又は「当該調達関連業務」と読み替えて、第4項ないし第7項、第9項ないし前項を適用する。

(1号館施設引渡日後本件工事対象施設のすべての引渡終了日前の解除の効力)

第153条 1号館施設引渡日後本件病院施設等の全面的な運営業務開始日前に本契約が解除された場合は、第151条の「1号館施設」を「各本件工事対象施設」と読み替え、前条の「本件工事対象施設のすべての」を「1号館施設の」と読み替えて(ただし、同条は運営業務が開始されている部分についてのみ適用される。)、前2条を適用する。

(期間満了による契約の終了)

- 第154条** 乙は、本契約が期間満了により終了する場合は、第146条に規定する契約期間終了予定日の14日前までに、本件病院施設等の現況を検査し、その結果を甲に報告する。この場合において、本件病院施設等に乙の責めに帰すべき事由による損傷が認められたときは、甲は、乙に対し、その修補を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定により甲から修補を求められたときは、必要な修補を実施した後速やかに、甲に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。甲は、前項の通知を受領後10日以内に修補の完了の検査を行わなければならない。
 - 3 乙は、甲又は甲の指定する者に対して、本件病院施設等の運営ができるよう運営業務等に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた運営業務等の業務仕様書、業務マニュアル、申し送り事項その他の資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。

ばならない。

- 4 乙は、別段の合意のある場合を除き、運営業務等の終了に際し、自らの費用で整備した備品、情報システム、什器等を撤去しなければならない。
- 5 乙は、第 127 条により甲から提供を受けていた場所を運営業務等開始前の原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた部分についてはこの限りではない。
- 6 乙は、運営業務等の終了に際し、甲の指示に従い、自己の保有する医療情報及び物品管理情報に係るデータを医療情報システムに移行しなければならない。
- 7 乙は、運営業務等の終了に際し、甲から貸与を受けた備品等がある場合には、当該備品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該備品等が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損した場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に変えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 乙は、本契約終了日までに前 7 項の業務をすべて終了したうえで、最終支払対象期間に係る報告書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

(保全義務)

第155条 乙は、契約解除の通知の日から第 151 条の規定による合格部分の引渡し又は第 152 条の規定による運営業務等引継ぎ完了の時まで、本件病院施設等の出来形部分又は本件病院施設等について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第156条 乙は、第 151 条の規定による合格部分の引渡し又は第 152 条の規定による運営業務等引継ぎ完了と同時に、設計図書等本件病院施設等の施工に係る書類その他本件病院施設の設計、施工及び運営等に必要な一切の書類(以下「設計図書等」という。)を甲に引き渡さなければならない。

- 2 甲は、本契約に従い引渡しを受けた設計図書等を本件病院施設等の運営のために、無償で自由に使用(複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。)することができる。乙は、甲による設計図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとらなければならない。

第 13 章 損害賠償等

(遅延利息)

第157条 甲又は乙が本契約に基づいて履行すべきサービスの対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該遅延した金額につき、履行すべき日(以下、本条において「履

行期日」という。)の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、甲については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、乙については、国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が、100円未満であるときは、甲及び乙は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第158条 前条に定める場合のほか、甲が本契約上の義務に違反した場合、乙は、甲に対し、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、乙が本契約上の義務に違反した場合は、甲は乙に対し当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

第14章 法令変更

(通知等)

第159条 甲又は乙は、法令の変更又は新設(以下「法令変更等」という。)により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該法令変更等が発生した日以降、当該法令変更等により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該法令変更等により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び増加費用の負担等)

第160条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更等に対応するため速やかに本件病院施設の設計・施工(改修及び解体を含む。)、本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該法令変更等の公布日から120日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該法令変更等に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における増加費用の負担は、別紙15に定める負担割合によるものとする。

- 3 法令変更等により乙が運營業務等の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。
- 4 甲又は乙は、前3項の場合において、サービス対価の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方当事者に対してサービス対価の減額等について協議を行うことを求めることができる。
- 5 法令変更等に起因して、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、引渡予定日を変更することができる。

(法令変更等による契約の終了)

- 第161条** 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更等により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。
- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第151条ないし第153条の規定に従う。
 - 3 第1項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した増加費用の甲と乙の負担割合は、別紙15のとおりとする。

第15章 不可抗力

(通知の付与)

- 第162条** 甲又は乙は、不可抗力により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び損害額の負担等)

- 第163条** 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに本件病院施設の設計・施工（改修及び解体を含む。）、本契約又は要求水準書の変更及び損害額の負担等について協議しなければならない。
- 2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から60日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して

通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における損害の負担割合は、別紙 16 の定めによるものとする。

- 3 不可抗力により乙が運營業務等の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。
- 4 不可抗力に起因して、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設本件病院施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、引渡予定日を変更することができる。

(不可抗力への対応)

第164条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は本件病院施設に重大な損害が発生した場合、乙は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書で求める範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

- 第165条** 第 163 条の規定にかかわらず、不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。
- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第 151 条ないし第 153 条の規定に従う。
 - 3 第 1 項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した損害の甲と乙の負担割合は、別紙 16 のとおりとする。

第 16 章 協議会等の設置

(経営に関する会議等)

- 第166条** 甲及び乙は、本事業の実施及び本件病院の経営改善等に関する重要な方針等について協議するため、経営に関する会議を設置する。
- 2 甲及び乙は、本事業の実施及び本件病院の経営改善等に関する情報交換等を行うため、実務者による会議を設置する。
 - 3 前 2 項に定める会議の構成及び開催方法等については、甲と乙が協議して別に定める。
 - 4 甲及び乙は、別紙 11 に基づき定期モニタリングにおける評価の事実認定及び確定行為をするため、定期モニタリング委員会を設置する。
 - 5 甲は、別紙 11 に基づき前項の定期モニタリング委員会における評価の確認及びサービス対価の減額を決定するため、事業評価委員会を設置する。

- 6 乙は、甲が要求したときは、第1項及び第2項の会議並びに前2項の委員会の開催に必要な資料の作成等を行う。
- 7 乙は、甲が本件病院の機関として設置している各種委員会への出席又は資料提供を求められたときは、これらの求めに応じなければならない。

(係争調整会議)

- 第167条** 甲及び乙は、本事業を円滑に遂行し、本事業に関する甲と乙の間の紛争を予防し、解決することを目的として、本契約締結後速やかに係争調整会議を設置する。
- 2 係争調整会議においては、本事業に関する疑義及び異議の解決、本契約に関する解釈並びに本契約に定めのない事項の決定その他本事業に関する必要な一切の協議を行う。
 - 3 係争調整会議は、甲の関係所属長、乙の役職員並びに甲及び乙が必要に応じ随時その協議により構成員と定める本事業の関係者により構成される。係争調整会議は、必要に応じ、構成員以外の者に対して出席及び意見を求めることができる。
 - 4 係争調整会議の構成、議事録の作成等に関する事項は、甲と乙との協議により別途定める。

第17章 著作権等

(著作権等の帰属)

- 第168条** 甲が、本事業の入札手続において又は本契約に基づき、乙又は落札者に対して提供した情報、書類、図面等(甲が著作権を有しないものを除く。)の著作権等は、甲に帰属する。

(著作権の譲渡等)

- 第169条** 甲は、成果物について甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。
- 2 成果物のうち著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(次条において「著作者の権利」という。)の帰属は、同法の定めるところによる。
 - 3 乙は、甲が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者(甲を除く。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件病院施設等の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件病院施設等の完成、補修等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 本件病院施設等に乙の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第170条 乙は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第171条 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを甲に対して保証する。

- 2 乙が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は乙が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。ただし、乙の当該侵害が、甲の指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

(工業所有権)

第172条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

第 18 章 その他

(公租公課の負担)

第173条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とする。

(金融機関との協議)

第174条 甲は、本事業の継続性を確保するため、乙に対し資金提供を行う金融機関等と協議し、直接協定を締結することができる。

(計算書類等の提出)

第175条 乙は、本契約締結後事業期間終了まで、各事業年度の終了の日から 3 月以内に、当該事業年度の計算書類等（会社法第 435 条第 2 項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を作成し、会社法第 4 章第 9 節及び第 5 章の規定に従い会計監査人による監査を受けたうえで、甲に提出しなければならない。なお、甲は、当該計算書類等を公開することができる。

(秘密保持・個人情報保護等)

第176条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知りえたすべての情報（第 2 項の個人情報を除く。）の内容を自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、協力企業等又は出資者（以下、本条において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、及び本契約の履行以外の目的以外に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、及び本事業に関して知った後正当な利益を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、この限りではない。

2 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 41 号）を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。

3 乙は、個人情報を、自己の役員及び従業員並びに自己の代理人及びコンサルタント以外の第三者に漏洩し、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

4 乙は、個人情報を、本事業の業務を遂行するために必要な場合を除き、複写又は複製することができない。

- 5 乙は、本事業の業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者をして、厳重な注意をもって個人情報管理させるものとする。
- 6 乙は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が発生したときは、甲に対し、速やかに報告する。
- 7 甲は、必要に応じて、乙による個人情報の管理状況について立入調査を行うことができ、乙は当該立入調査に協力するものとする。
- 8 乙は、本事業の業務が終了後、甲に対し、速やかに個人情報が記載された資料その他一切の情報媒体を返還するものとする。
- 9 前7項に定めるほか、乙は、個人情報の保護に関する事項について、甲の指示に従うものとする。
- 10 乙は、乙の役員及び従業員並びに乙の代理人及びコンサルタントが、第1項及び第2項の秘密及び個人情報を漏洩しないよう、適切な措置を講じるものとする。
- 11 乙は、委託契約又は請負契約において協力企業等に前10項に定める乙の義務と同様の義務を課すものとし、協力企業等をして、甲に対し当該義務を負う旨の確約書を差し入れさせる。

(契約上の地位の譲渡)

- 第177条** 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本事業に関して甲との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は債権を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。
- 2 乙は、事業期間中においては、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、出資者以外の第三者に対して、株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行し、乙の株式を引き受ける権利を出資者以外の第三者に与え、又は他の法人との合併、事業譲渡、会社分割等、乙の会社組織上の重要な変更をしてはならないものとする。
 - 3 甲は、前2項に定める行為が、乙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は甲の事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合には、承諾を与えないことができる。

(乙の兼業禁止)

- 第178条** 乙は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監査・会計検査等への協力)

- 第179条** 乙は、甲が受ける甲の監査、国の会計検査若しくは法令に定められた会計検査又は厚生労働省若しくは愛媛県社会保険事務局の特定協同指導若しくは松山市保健所の医療監視に協力しなければならない。

(見学者対応等)

第180条 乙は、事業期間中に見学者が来院したときは、甲の合理的な要請に従い、見学者の見学に協力するものとする。

(管轄裁判所)

第181条 本契約に関して発生したすべての紛争は、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義に関する協議)

第182条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

(その他)

第183条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、甲及び乙は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

5 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

以 上

別紙 1 契約金額の内訳（頭書、第 5 条、第 118 条、第 150 条関係）

別紙2 用語の定義集（第1条関係）

- 1 「1号館引渡予定日」とは、平成25年3月15日をいう。
- 2 「医薬品」とは、医薬品調達関連業務として乙が調達する医薬品をいう。
- 3 「医薬品卸業者」とは、医薬品を本件病院に納品する医薬品調達関連協力企業等及び業者をいう。
- 4 「医薬品調達関連業務」とは、医薬品の調達に関連する業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 3 調達関連業務 (3) 医薬品調達関連業務に規定される業務をいう。
- 5 「医薬品調達関連業務開始日」とは、医薬品調達関連業務を実際に開始した日をいう。
- 6 「医薬品調達関連業務開始予定日」とは、平成 年 月 日をいう。
- 7 「医薬品調達関連協力企業」とは、乙から直接医薬品調達関連業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 8 「医薬品調達関連協力企業等」とは、医薬品調達関連協力企業及び医薬品調達関連協力企業から医薬品調達関連業務を受託し又は請け負うこと等により医薬品調達関連業務を実施する者の全部又は一部をいう。
- 9 「医薬品調達基準」とは、甲及び乙が医薬品ベンチマークを設定した後に、医薬品調達関連業務の履行結果として達成すべき「基準」として双方協議のうえ確定するものをいう。
- 10 「医薬品調達予定リスト」とは、次期の医薬品調達関連業務を開始する前の段階において、調達を予定する医薬品について、可能な限り確かな見込をもって、その品目、数量及び単価についてリスト化したものであり、その作成時点での最新の情報等を元に確定したものをいう。
- 11 「医薬品調達予定リスト作成支援業務」とは、甲が医薬品調達予定リストを作成す

る際の支援を行う業務をいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 3 調達関連業務 (3)医薬品調達関連業務に規定される業務をいう。

- 12 「医薬品ベンチマーク」とは、医薬品調達関連業務実施後に乙が行う自己評価並びに甲が行う健全経営への貢献の視点に基づくモニタリングの際に用いられる、他病院等との比較指標をいう。
- 13 「医療機器等」とは、医療機器等調達関連業務として乙が調達する医療機器等（給食用機器を含む。）及び一般備品をいう。
- 14 「医療機器等卸業者」とは、医療機器等を本件病院に納品する医療機器等調達関連協力企業及び業者をいう。
- 15 「医療機器等調達関連業務」とは、医療機器等及び一般備品の調達に関連する業務をいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 3 調達関連業務 (2)医療機器等及び一般備品調達関連業務に規定される業務をいう。
- 16 「医療機器等調達関連協力企業」とは、乙から直接医療機器等調達関連業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 17 「医療機器等調達業務計画書」とは、乙が作成する医療機器等の整備方針、全体整備スケジュール、具体的な調達の手続き等を規定した計画書をいう。
- 18 「医療機器等調達リスト」とは、本事業で調達することを入札公告時点において想定した医療機器等の一般名称、仕様及び構成品等を記載したリストで入札説明書等に添付されたものをいう。
- 19 「医療情報システム」とは、甲が整備し、調達するコンピュータ・システムをいう。
- 20 「運営期間」とは、運営業務開始日から本契約終了日までの期間をいう。
- 21 「運営業務」とは、第119条に列挙された業務の全部又は一部をいい、詳細は要求水準書第2 要求水準 4 運営業務及び5 利便施設運営業務に規定される業務をいう。
- 22 「運営業務開始日」とは、乙が本契約に従って運営業務を開始した日をいう。

- 23 「運營業務開始予定日」とは、平成 25 年 6 月 22 日をいう。
- 24 「運營業務等」とは、統括マネジメント業務、調達関連業務（医療機器等調達関連業務を除く。）及び運營業務の全部又は一部をいう。
- 25 「運營業務等終了日」とは、統括マネジメント業務、調達関連業務及び運營業務の終了予定日である平成 45 年 3 月 31 日をいう。
- 26 「運営協力企業」とは、乙から直接運營業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 27 「運営協力企業等」とは、運営協力企業及び運営協力企業から運營業務を受託し又は請け負うこと等により運營業務を実施する者の全部又は一部をいう。
- 28 「運営等協力企業」とは、個別業務のマネジメント業務協力企業、病院経営支援業務協力企業、医薬品調達関連協力企業、診療材料調達関連協力企業、準備品・消耗品調達関連協力企業及び運営協力企業の全部又は一部をいう。
- 29 「運営等協力企業等」とは、運営等協力企業及び運営等協力企業から運營業務等を受託し又は請け負うこと等により運營業務等を実施する者の全部又は一部をいう。
- 30 「解体終了予定日」とは、別紙 3 に規定される本件解体工事終了予定日の全部又は一部をいう。
- 31 「仮設プレハブ研修棟」とは、本件解体工事対象施設の一部である心と体の健康センター（旧健康増進センター）に現に存在する研修医・専攻医室、講堂、物品庫等の諸室の設計・施工期間中のうち心と体の健康センター（旧健康増進センター）解体工事着工日から 3 号館へ当該諸室の機能が移転するまでの間における代替として使用する施設をいい、詳細は要求水準書 第 2 要求水準 1 施設整備業務 (4) 附帯施設に規定される施設をいう。
- 32 「関連工事」とは、甲の発注に係る第三者の施工する他の工事又は松山市の発注に係る第三者の施工する他の工事であって、本件工事に施工上密接に関連するものをいう。
- 33 「基本設計説明書」とは、本契約、要求水準書及び事業者提案に基づき乙が作成す

る本件工事対象施設の基本設計の内容を示す設計図書であって、別紙 4 に記載される書類等をいう。

- 34 「基本協定書」とは、甲と本事業の落札者の代表企業である[]構成員である[]及び応募者協力企業である[]との間で平成 年 月 日付で締結された愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書をいう。
- 35 「行政財産無償貸付契約」とは、甲が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 11 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本件土地を乙に無償で貸し付ける契約書をいう。
- 36 「協力企業」とは、乙から直接本事業に関する業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 37 「協力企業等」とは、協力企業及び協力企業から本事業に関する業務を受託し又は請け負うこと等により当該業務を実施する者の全部又は一部をいう。
- 38 「許認可」とは、許可、認可、承諾、検査、確認、同意、届出その他国又は地方公共団体によるこれらに類似する処分行為をいう。
- 39 「計画修繕」とは、空調設備、衛生設備等、本件病院施設及び設備の主な部位・機器であって、修繕の実施時期(周期)が 15 年以内の修繕及び更新をいう。
- 40 「係争調整会議」とは、本契約に基づいて設置する甲と乙の間の本事業又は本契約に関する一切の係争について調整を行う会議をいう。
- 41 「建設業務」とは、病院施設整備業務のうち、本件工事に係る業務をいい、詳細は要求水準書 第 2 要求水準 1 施設整備業務に規定される業務をいう。
- 42 「建設協力企業」とは、乙から直接建設業務を受託し又は請け負う者である[]をいう。
- 43 「建設工事費」とは、施設整備業務費から設計費を差し引いた費用相当額をいう。
- 44 「現病院施設」とは契約締結日現在において本件土地内に存在する愛媛県立中央病院の施設、外構、各処理槽、タンク等その他すべての構造物をいう。

- 45 「工事監理業務」とは、病院施設整備業務のうち、本件工事監理に係る業務をいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 1 施設整備業務 (1)総論に規定される業務をいう。
- 46 「工事監理協力企業」とは、乙から直接工事監理業務を受託し又は請け負う者である []をいう。
- 47 「個別業務のマネジメント業務」とは、統括マネジメント業務のうち、自ら又は協力企業が実施する本事業にかかる業務をマネジメントする業務をいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 2 統括マネジメントに規定される業務をいう。
- 48 「個別業務のマネジメント業務協力企業」とは、乙から直接個別業務のマネジメント業務の一部を受託し又は請け負う者である []をいう。
- 49 「サービス対価」とは、甲が乙に支払う本事業の実施によるサービス対価の総額をいい、その算定方法は別紙 12 によるものとする。
- 50 「最終選定医療機器等リスト」とは、本事業に係る入札公告以降に甲が提示する医療機器等調達リストを基に、本契約締結後における病院の要望等を反映するとともに、事業者提案の内容等を踏まえて当該リストを変更し、甲と乙の協議を経て確定したリストをいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 3 調達関連業務 (2) 医療機器等及び一般備品調達関連業務に規定されるリストをいう。
- 51 「事業期間」とは、本契約締結日から第 146 条に定める本契約期間の終了日又は本契約の解除による本契約の終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。
- 52 「事業者提案」とは、本事業の落札者が甲に対して平成 年 月 日付けで提出した本事業の実施に係る提案書類一式 (その後の甲の同意に基づく明確化事項を含む。) をいう。
- 53 「事業年度」とは、事業期間中の各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌暦年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう (ただし、初年度は、本契約締結日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間をいう。) 。
- 54 「施設整備業務費」とは、別紙 12 に規定する施設整備業務費相当額をいう。

- 55 「施設維持管理業務」とは、清掃業務（植栽管理業務を含む。）、施設メンテナンス業務（駐車場管理業務及び医療用ガスの供給設備保守点検業務を含む。）及び警備業務をいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 4 運営業務 (5)施設維持管理業務に規定される業務をいう。
- 56 「竣工図書」とは、各本件新設工事対象施設及び各本件改修工事対象施設の引渡し時に乙から甲に提出される設計図書であって、別紙8に記載される書類等をいう。
- 57 「譲渡予定日」とは、別紙3に規定された医療機器等の譲渡予定日をいう。
- 58 「情報管理関連業務」とは、診療情報管理業務及び医療事務業務（電話交換業務を含む。）をいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 4 運営業務 (4)情報管理関連業務に規定される業務をいう。
- 59 「情報システム」とは、乙が運営業務等について要求水準を満たすサービスを事業期間にわたり確実に提供するために必要なコンピュータ・システムをいう。
- 60 「診療技術支援業務」とは、食事の提供業務、医療機器の管理・保守点検業務、医療補助業務をいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 4 運営業務 (2)診療技術支援業務に規定される業務をいう。
- 61 「診療材料」とは、診療材料調達関連業務として乙が調達する診療材料をいう。
- 62 「診療材料卸業者」とは、診療材料を本件病院に納品する診療材料調達関連協力企業等及び業者をいう。
- 63 「診療材料調達関連業務」とは、診療材料の調達に関連する業務をいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 3 調達関連業務 (4)診療材料調達関連業務に規定される業務をいう。
- 64 「診療材料調達関連業務開始日」とは、診療材料調達関連業務を実際に開始した日をいう。
- 65 「診療材料調達関連業務開始予定日」とは、平成 年 月 日をいう。
- 66 「診療材料調達関連協力企業」とは、乙から直接診療材料調達関連業務を受託し又

は請け負う者をいう。

- 67 「診療材料調達関連協力企業等」とは、診療材料調達関連協力企業及び診療材料調達関連協力企業から診療材料調達関連業務を受託し又は請け負うこと等により診療材料調達関連業務を実施する者の全部又は一部をいう
- 68 「診療材料調達基準」とは、甲及び乙が診療材料ベンチマークを設定した後に、診療材料調達関連業務の履行結果として達成すべき「基準」として双方協議のうえ確定するものをいう。
- 69 「診療材料調達予定リスト」とは、次期の診療材料調達関連業務を開始する前の段階において、調達を予定する診療材料について、可能な限り確かな見込をもって、その品目、数量及び単価についてリスト化したものであり、その作成時点での最新の情報等を元に確定したものをいう。
- 70 「診療材料調達予定リスト作成業務」とは、乙が甲のために診療材料調達予定リストを作成する業務をいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 3 調達関連業務 (4) 診療材料調達関連業務に規定される業務をいう。
- 71 「診療材料ベンチマーク」とは、診療材料調達関連業務を実施後に乙が行う自己評価並びに甲が行う健全経営への貢献の視点に基づくモニタリングの際に用いられる、他病院等との比較指標をいう。
- 72 「成果物」とは、基本設計説明書、設計図書、竣工図書その他乙が本契約又は甲の請求により甲に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- 73 「性能仕様書（内訳書）」とは、医療機器等の性能仕様や性能が確認できる構成品の内訳を記載した書面をいう。
- 74 「施工期間」とは、本件工事着工日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日までの期間をいう。
- 75 「施工計画書」とは、建設業務の実施に先立ち、建設業務を実施するために必要な手順や方法を記載した計画書をいう。
- 76 「設計業務」とは、病院施設整備業務のうち、本件工事対象施設の設計に係る業務

- をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 1 施設整備業務 (1)総論に規定される業務をいう。
- 77 「設計協力企業」とは、直接乙から設計業務を受託し又は請け負う者である []をいう。
- 78 「設計・施工期間」とは、本契約締結日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日までの期間をいう
- 79 「設計図書」とは、本契約、要求水準書、事業者提案及び基本設計説明書に基づき乙が作成する本件工事対象施設の実施設設計の内容を示す設計図書であって、別紙4に記載される書類等をいう。
- 80 「設計費」とは、施設整備業務費のうち、施設の設計及びその関連業務（許認可手続等）に係る費用相当額をいう。
- 81 「準備品・消耗品」とは、準備品・消耗品調達関連業務として乙が調達する準備品・消耗品をいう。
- 82 「準備品・消耗品調達関連業務」とは、準備品・消耗品の調達に関連する業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 3 調達関連業務 (5)準備品・消耗品調達関連業務に規定される業務をいう。
- 83 「準備品・消耗品調達関連協力企業」とは、乙から直接、準備品・消耗品調達関連業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 84 「調達関連業務」とは、医療機器等調達関連業務、医薬品調達関連業務、診療材料調達関連業務及び準備品・消耗品調達関連業務の全部又は一部をいう。
- 85 「調達期間」とは、医薬品調達関連業務開始日又は診療材料調達関連業務開始日のいずれか早い日から運営業務等終了日までをいう。
- 86 「統括マネジメント業務」とは、個別業務のマネジメント業務及び病院経営支援業務業務の全部又は一部をいう。
- 87 「入札説明書等」とは、本事業に係る入札説明書及びその添付資料（ただし、要求

水準書、基本協定書(案)及び事業契約書(案)を除く。)並びにそれに係る質問回答書(ただし、要求水準書に係る質問回答書、基本協定書(案)及び事業契約書(案)に係る質問回答書を除く。)をいう。

- 88 「年度医薬品調達業務計画書」とは、要求水準書及び事業者提案に従って、乙が医薬品調達関連業務の遂行手法やスケジュール等の内容について作成するものをいい、同業務計画書、年次業務計画書からなる。
- 89 「年度運營業務計画書」とは、運營業務に関して、年度ごとの具体的な実施方法や手順等を規定した業務計画書をいう。
- 90 「年度準備品・消耗品調達業務計画書」とは、要求水準書及び事業者提案に従って、乙が準備品・消耗品調達関連業務の遂行手法やスケジュール等の内容について作成するものをいい、同業務計画書、年次業務計画書からなる。
- 91 「年度診療材料調達業務計画書」とは、要求水準書及び事業者提案に従って、乙が診療材料調達関連業務の遂行手法やスケジュール等の内容について作成するものをいい、同業務計画書、年次業務計画書からなる。
- 92 「引渡予定日」とは、別紙3に規定された各本件工事対象施設の引渡予定日をいう。
- 93 「病院経営支援業務」とは、統括マネジメント業務のうち、本事業における甲のパートナーとして病院経営全般にわたって積極的に助言・提案を行う業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 2統括マネジメント業務に規定される業務をいう。
- 94 「病院経営支援業務協力企業」とは、乙から直接病院経営支援業務を受託し又は請け負う者である[]をいう。
- 95 「病院施設整備業務」とは、本件工事対象施設の設計及び建設工事に関する業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 1施設整備業務に規定される業務をいう。
- 96 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象(ただし、要求水準書又は入札説明書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。)のうち、通常の見可能な範囲外のものであって、甲及び乙のいずれの責め

にも帰すことのできないものをいう。

- 97 「物流管理関連業務」とは、物品管理業務（ベッドステーション業務を含む。）、滅菌消毒業務及び洗濯業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 4 運営業務 (3)物流管理関連業務に規定される業務をいう。
- 98 「法令変更」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
- 99 「本契約」とは、平成 年 月 日付「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書」をいう。
- 100 「本件改修工事」とは、本件改修工事に係る改修工事をいう。
- 101 「本件改修工事対象施設」とは、3号館並びに東洋医学研究所・本院玄関周り及び2号館玄関周りの全部又は一部をいう。
- 102 「本件解体工事」とは、本件解体工事対象施設に係る解体工事をいう。
- 103 「本件解体工事終了予定日」とは、別紙3に規定する本件解体工事終了予定日の全部又は一部をいう。
- 104 「本件解体工事対象施設」とは、旧医師公舎、心と体の健康センター（旧健康増進センター）、[立体駐車場（既存）]⁴、2号館、東洋医学研究所、本院、カルテ庫及び仮設プレハブ研修棟の全部又は一部をいう。
- 105 「本件工事」とは、本件解体工事、本件改修工事及び本件新設工事の全部又は一部をいう。
- 106 「本件工事対象施設」とは、本件解体工事対象施設、本件改修工事対象施設、本件新設工事対象施設並びに3号館及び4号館のインフラライン及び監視システムの全部又は一部をいう。

⁴ 事業者提案の内容によります。

- 107 「本件工事対象施設のすべての引渡終了日」とは、乙から甲に対する本件工事対象施設のすべての引渡しを終了した日をいう。
- 108 「本件工事着工日」とは、乙が本件工事に着工した日をいう。
- 109 「本件工事着工予定日」とは、平成 年 月 日をいう。
- 110 「本件新設工事」とは、本件新設工事対象施設に係る建設工事をいう。
- 111 「本件新設工事対象施設」とは、立体駐車場(1)、1号館、医師公舎、[利便施設]⁵、[立体駐車場(2)]⁶及び仮設プレハブ研修棟の全部又は一部をいう。
- 112 「本件土地」とは、別紙 5 に示す本事業の実施区域をいう。
- 113 「本件病院」とは、愛媛県立中央病院をいう。
- 114 「本件病院施設」とは、立体駐車場(1)、1号館、医師公舎、[立体駐車場(2)]⁷、3号館、4号館、[立体駐車場(既存)]⁸の全部又は一部をいう。
- 115 「本件病院施設等」とは、本件病院施設及び外構、各処理槽、タンク等その他平成 26 年 12 月 1 日以降本件土地内に存在するすべての構造物をいう。
- 116 「本件病院施設等の運営業務全面開始予定日」とは、平成 26 年 12 月 1 日をいう。
- 117 「本事業」とは、愛媛県立中央病院整備運営事業をいう。
- 118 「要求水準」とは、甲が本事業の実施にあたり、要求水準書に基づき乙に履行を求めるサービスの水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- 119 「要求水準書」とは、入札説明書等に添付された「愛媛県立中央病院整備運営事業

⁵ 事業者提案の内容によります。

⁶ 事業者提案の内容によります。

⁷ 事業者提案の内容によります。

⁸ 事業者提案の内容によります。

要求水準書」(その後の追加及び変更を含む。)及びそれに係る質問回答書をいう。

- 120 「落札者」とは、本事業に関し甲が実施した総合評価一般競争入札により落札者として選定された [] をいう。
- 121 「利便施設」とは、コンビニ・フラワーショップ、レストラン等、理美容店、喫茶店 [その他患者、来院者、職員の利便に資する施設]⁹ をいう。
- 122 「利便施設運営業務」とは、利便施設の運営に関する業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 5 利便施設運営業務に規定される業務をいう。

⁹ 事業者提案の内容によります。

別紙3 日程表（第3条、第36条、第37条関係）

業 務 等		期 日
基本設計説明書の提出予定日		平成 年 月 日
設計図書の提出予定日		平成 年 月 日
本件工事着工予定日		平成 年 月 日
本件解体工 事終了予定 日	心と体の健康センター（旧健康増進セン ター）解体終了予定日	平成 年 月 日
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
引渡予定日	1号館引渡予定日	平成25年3月15日
医療機器等（一般備品を除く。）の譲渡予定日		平成25年3月15日
保守委託対象医療機器（初期調査分）の保守点検・修理 事務開始予定日		平成25年3月15日
医薬品、診療 材料及び 準備品・消 耗品に係 る調達関 連業務開 始予定日	医薬品調達予定リスト作成支援業務開 始予定日（医薬品調達関連業務開始予定 日）及び診療材料調達予定リスト作成業 務の開始予定日（診療材料調達関連業務 開始予定日）	平成 年 月 日
	医薬品、診療材料及び準備品・消耗品に 係る調達業務の開始予定日	平成25年4月1日
運營業務開始予定日		平成25年6月22日
本件工事対象施設のすべての引渡終了予定日		平成26年11月28日
本件病院施設等の運營業務全面開始予定日		平成26年12月1日
運營業務等終了日		平成45年3月31日

[]部分その他必要な日程は、事業者提案に基づいて記載する。

別紙 4 設計図書等一覧（第 36 条関係）

第 1 基本設計説明書

- ・ 設計条件整理表
- ・ 計画の基本方針
- ・ 設計概要
- ・ 設計経過説明書
- ・ 仕様概要書
- ・ 仕上表
- ・ 建築計画
- ・ 構造計画
- ・ 設備計画
- ・ 外構計画
- ・ 防災計画
- ・ 建替計画
- ・ 動線計画

第 2 設計図書

(1) 基本設計図書

建築（総合）

- ・ 面積表及び求積図
- ・ 敷地案内図
- ・ 配置図
- ・ 平面図（各階）
- ・ 立面図（各面）
- ・ 断面図
- ・ 詳細図
- ・ 矩計図（主要部詳細）
- ・ 時刻日影・等時間日影図
- ・ 外観・内観透視図

建築（構造）

- ・ 基本構造計画案
- ・ 構造計算概要書
- ・ 伏図
- ・ 軸組図
- ・ 仮定断面リスト

電気設備

- ・ 電気設備計画概要書
- ・ 電気設備検討図
- ・ 設備計画図

機械設備

- ・ 機械設備計画概要書
- ・ 昇降機等設備計画概要書
- ・ 機械設備検討図
- ・ 設備計画図

外構設計

- ・ 外構計画説明書
- ・ 外構計画平面図
- ・ 外構計画断面図
- ・ 屋外設備計画図
- ・ 排水計画図
- ・ 植栽計画図

その他

- ・ 官公庁等打合せ記録
- ・ 総合プロット図
- ・ 工事費概算書等
- ・ 工事費内訳書
- ・ 工程計画の概要書
- ・ 透視図
- ・ 鳥瞰図
- ・ リサイクル計画書
- ・ サイン計画書・アート計画書
- ・ 備品調達計画書

- ・ 中長期修繕計画書
- ・ EMS 及び環境配慮チェックシート
- ・ パース
- ・ 模型
- ・ 各種省エネルギー計算書
- ・ 施設紹介用一般図（パンフ用）
- ・ 申請届出書類又はその写し
- ・ 燃料・水・医療ガス備蓄量計算書
- ・ 病院関係者ヒアリング・調整等結果報告書
- ・ 緑化・外構整備計画書
- ・ インフラ整備計画
- ・ テレビ電波受信障害調査検討
- ・ 既存建物等の撤去工事の検討
- ・ その他必要図書
- ・ 各種技術資料

(2) 実施設計図書

建築（総合）

- ・ 図面リスト
- ・ 仕様書
- ・ 仕様概要書
- ・ 仕上表
- ・ 面積表及び求積図
- ・ 敷地案内図
- ・ 配置図
- ・ 建築意匠設計図
- ・ 計算書
- ・ 平面図（各階）
- ・ 立面図（各面）
- ・ 断面図
- ・ 矩計図
- ・ 展開図
- ・ 天井伏図
- ・ 平面詳細図
- ・ 階段詳細図

- ・ 断面詳細図
- ・ 部分詳細図
- ・ 建具表
- ・ 建具廻り詳細図
- ・ 各部詳細図（昇降機、家具、備品、等含む）
- ・ サイン計画図
- ・ 時刻日影図
- ・ 等時間日影図
- ・ 外構図

建築（構造）

- ・ 構造設計図
 - 伏図
 - 杭伏図
 - 基礎伏図
 - 軸組図
 - 各部断面図
 - 標準詳細図
 - 各部詳細図
 - 基礎・地中梁リスト
 - 芯案内図
 - 各部配筋図
 - 雑配筋詳細図
- ・ 構造計算書
- ・ 仕様書

電気設備

- ・ 図面リスト
- ・ 設備計画書
- ・ 設備運用書（災害時の運用、B E M S 運用等）
- ・ 仕様書
- ・ 電気設備設計図
- ・ 計算書
- ・ 敷地案内図
- ・ 配置図
- ・ 器具表

- ・ 受変電設備平面図（各階）
- ・ 受変電設備系統図
- ・ 非常電源設備平面図（各階）
- ・ 非常電源設備系統図
- ・ 幹線設備系統図
- ・ 幹線設備平面図（各階）
- ・ 動力設備系統図
- ・ 動力設備平面図（各階）
- ・ 照明設備系統図
- ・ 照明設備平面図（各階）
- ・ 避雷設備系統図
- ・ 避雷設備平面図（各階）
- ・ 受信設備系統図
- ・ 受信設備平面図（各階）
- ・ 弱電設備系統図
- ・ 弱電設備平面図（各階）
- ・ 火報等設備系統図
- ・ 火報等設備平面図（各階）
- ・ 屋外電気設備系統図
- ・ 屋外電気設備平面図（各階）
- ・ 平面詳細図
- ・ 展開図
- ・ 部分詳細図
- ・ 機器姿図・詳細図
- ・ 各種計算書

機械設備（空調換気）

- ・ 図面リスト
- ・ 仕様書
- ・ 機械設備設計図
- ・ 計算書
- ・ 敷地案内図
- ・ 配置図
- ・ 凡例器具表
- ・ 空調設備系統図
- ・ 空調設備平面図（各階）

- ・ 自動制御設備系統図
- ・ 自動制御設備平面図（各階）
- ・ 換気設備系統図
- ・ 換気設備平面図（各階）
- ・ 屋外機械設備系統図
- ・ 屋外機械設備平面図（各階）
- ・ 特殊設備系統図
- ・ 特殊設備設計図
- ・ 平面詳細図
- ・ 展開図
- ・ 部分詳細図
- ・ 屋外設備図
- ・ 各種計算書

機械設備（給排水衛生）

- ・ 仕様書
- ・ 敷地案内図
- ・ 配置図
- ・ 給排水衛生設備配管系統図
- ・ 給排水衛生設備配管平面図（各階）
- ・ 消火設備系統図
- ・ 消火設備平面図（各階）
- ・ 特殊設備系統図
- ・ 特殊設備設計
- ・ ガス設備系統図
- ・ ガス設備平面図（各階）
- ・ 平面詳細図
- ・ 展開図
- ・ 部分詳細図
- ・ 屋外設備図
- ・ 各種計算書

機械設備（昇降機等）

- ・ 昇降機等設備図

外構設計

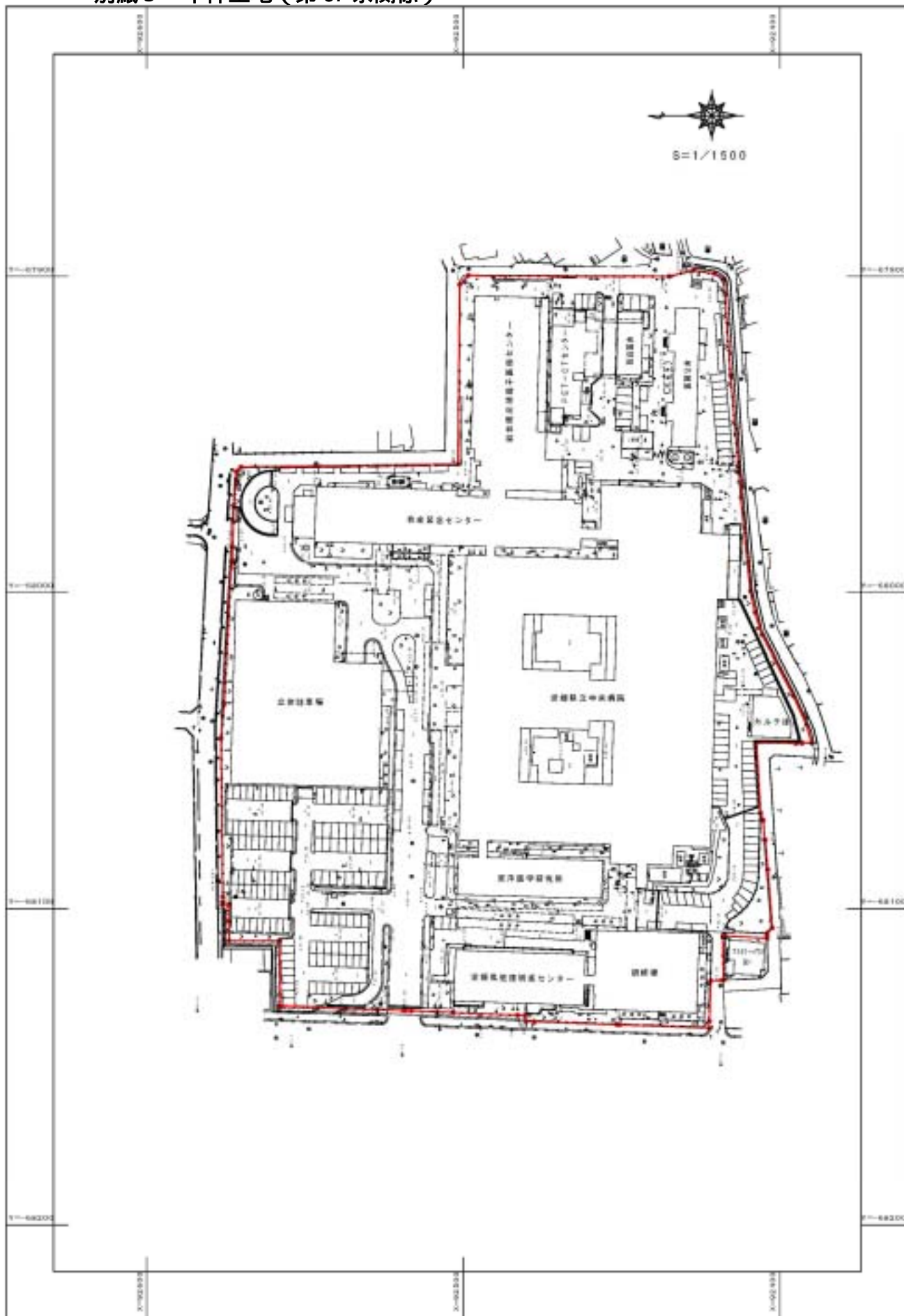
- ・ 仕様書
- ・ 設計計算書
- ・ 図面リスト
- ・ 案内・位置図
- ・ 配置設計図
 - 外構計画平面図
 - 外構計画断面図
- ・ 外構整備設計図
 - 屋外付帯設備、工作物平面図
 - 植栽平面図
 - 部分平面図
 - 詳細図
- ・ 整地設計図
 - 整地平面図
 - 土量計算図
 - 運土計画図
 - 整地標準図
 - 伐採・伐根図
- ・ 排水設計図
 - 排水区割平面図
 - 排水系統図
 - 排水平面図
 - 排水縦断面
 - 排水構造図
 - 排水構造物詳細図
 - 水理計算書

その他

- ・ 官公庁等打合せ記録
- ・ 総合プロット図
- ・ 申請、届出書類又はその写し
- ・ 工事概要
- ・ 敷地求積図
- ・ 現況測量図
- ・ 敷地断面図
- ・ 地質調査図

- ・ 仮設計画図
- ・ 整地図
- ・ 撤去図
- ・ 数量積算書
- ・ 設計経過説明書
- ・ 施設紹介用一般図（パンフ用）
- ・ 工事費内訳明細書
- ・ 工事工程表
- ・ 防災計画書
- ・ 中長期修繕計画書
- ・ 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書
- ・ 関係法令チェックリスト
- ・ （社）日本建築構造技術者協会による構造レビューの結果報告書
- ・ 透視図
- ・ パース
- ・ 模型
- ・ 建築物環境計画書
- ・ EMS 及び環境配慮チェックシート
- ・ リサイクル計算書
- ・ サイン設計図・アート設計図
- ・ 備品調達計画書
- ・ 省エネ設計書
- ・ 各種省エネルギー計算書
- ・ 燃料・水・医療ガス備蓄量計算書
- ・ 病院関係者ヒアリング・調整等結果報告書
- ・ 緑化・外構整備計画書
- ・ 仮設計画書（プロセス図）
- ・ テレビ電波受信障害調査検討
- ・ テレビ電波受信障害対策
- ・ その他必要図書
- ・ 各種技術資料

別紙5 本件土地(第37条関係)



別紙 6 行政財産無償貸付契約書（案）（第 37 条関係）

愛媛県立中央病院整備運営事業に関する 行政財産無償貸付契約書

貸付人 愛媛県（以下「甲」という。）と借受人[S P C 名称]（以下「乙」という。）とは、次の条項によって、行政財産の貸付けに関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、次の条項で用いられる用語の定義は、別段の定めがない限り、平成 年 月 日甲と乙との間で締結された「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）別紙 2 の用語の定義集に定めるところによる。

（目的）

第 1 条 甲は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。（以下「P F I 法」という。）第 11 条の 2 第 6 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 条）第 40 条第 1 項の規定に基づき、次条に掲げる貸付物件（以下「貸付物件」という。）を乙に無償で貸し付ける。

（貸付物件）

第 2 条 貸付物件は、次のとおりとし、別添図 を参照。

所 在	区 分	数 量	備 考
	土地		
	土地		

（貸付物件の用途）

第 3 条 乙は、貸付物件を、事業契約に基づき、事業契約の履行に必要な範囲で使用しなければならない。

（使用範囲）

第 4 条 乙は、事業契約第 48 条に定める施工計画書に基づき、事業契約の履行に必要な範囲を貸付物件の使用範囲計画書として提出しなければならない。

2 甲は、乙の提出した貸付物件の使用範囲計画書に基づき、貸付物件の使用可能範囲を定めることができる。

3 甲は、貸付物件の使用可能範囲を定めた場合は、別添 に定める使用可能範囲としてこれを作成し、乙に通知する。

(貸付期間)

第5条 貸付物件の貸付期間は、平成 年 月 日(本件工事着工日)から、事業契約に基づき整備する本件工事対象施設の引渡日、又はその出来形部分の引渡日までとする。

2 甲は、前条第3項に定める使用可能範囲に基づいて、貸付期間を区分することができる。

3 甲は、貸付期間を区分する場合は、別添 にあわせてこれを記載し、乙に通知する。

(貸付物件の引渡し)

第6条 甲は、第5条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡したもとする。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、貸付物件に係る使用権を第三者に譲渡し、貸付又はその他の処分をしようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 乙は貸付物件上の自己所有の建物その他工作物を事業契約上の目的を超えて第三者に使用させ、譲渡し又はその他を処分しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前2項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(貸付物件保全義務等)

第8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件に関わる土地の工作物の設置保存の瑕疵によって、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(通知義務)

第9条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷した場合には、直ちに書面をもって甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、乙が第7条、第8条第1項又は第2項又は前条に規定する義務に違反

したとき、及びその他甲が必要と認めるときは、乙に対しその義務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考になるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、その質問に対して答弁をせず若しくは偽りの答弁をし、その調査を拒み若しくは妨げ、又はその報告を拒み若しくは怠ってはならない。

(違約金)

第 11 条 乙は、貸付物件の乙への貸付期間中に第 3 条又は第 7 条に規定する義務に違反したときは、円 / m² に貸付面積 (ただし、事業契約第 60 条に基づく本件解体工事対象施設の竣工確認終了部分並びに事業契約第 66 条及び事業契約第 67 条に基づき乙から甲に引き渡された本件新設工事対象施設部分および本件改修工事対象施設部分にかかる土地面積部分を除く。) を乗じた金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第 15 条第 1 項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(乙の債務不履行による契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき及び事業契約が解除されたときは、本契約を解除することができる。

(甲による契約の解除)

第 13 条 甲は、第 5 条に定める貸付期間中に甲において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、P F I 法第 11 条の 2 第 12 項において準用する地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 5 第 4 項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

(事業契約との関係)

第 14 条 事業契約が、解除その他の理由で期間満了前に終了した場合には、本契約は事業契約の終了と同時に終了するものとする。

(損害賠償等)

第 15 条 乙は、本契約に定める義務に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、P F I 法第 11 条の 2 第 12 項において準用する地方自治法第 238 条の 5 第 4 項の規定に基づき、本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、同条第 5 項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(必要費等の放棄)

第 16 条 乙は、第 5 条に定める貸付期間が満了し、又は第 12 条及び第 13 条の規定により本契約が終了した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第 17 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 18 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が行政財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に定めのない事項の生じたとき又は本契約各条項の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第 19 条 本契約に関して発生したすべての紛争は、松山地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自その原本 1 通を所持する。

平成 年 月 日

貸付人(甲) 愛媛県 公営企業管理者

借受人(乙) 住所 (所在地)
氏名 (名称)

別紙 7 乙が加入すべき保険等（第 49 条、第 117 条関係）

第 1 施設整備業務に係る保険

1 建設工事保険

(1) 保険種類

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容・目的

本件工事対象施設の施工期間中に発生した工事目的物及び工事材料の損害を担保する。

(3) 付保条件

担保範囲は、本件工事のすべてとする。

保険期間は、本件工事着工日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日までとする（各本件工事対象施設の着工日から当該施設の引渡日までの期間を対象とする複数の保険に加入することは差し支えない。）。

保険契約者は、乙又は建設協力企業とする。

被保険者は、乙、建設協力企業及びそれらの使用する一切の第三者並びに甲とする。

保険金額は、再調達価格に相当する額とする（各本件工事対象施設の工事費を保険金額とする複数の保険に加入することは差し支えない。）。

2 第三者賠償責任保険

(1) 保険種類

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容・目的

本件工事の遂行に伴って派生した第三者（甲の職員、患者、来訪者、通行者、近隣住民その他の第三者）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

(3) 付保条件

担保範囲は、本件工事のすべてとする。

保険期間は、本件工事着工日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日までとする（各本件工事対象施設の着工日から当該施設の引渡し日までの期間を対象とする複数の保険に加入することは差し支えない。）。

保険契約者は、乙又は建設協力企業とする。

被保険者は、乙、建設協力企業及びそれらの使用する一切の第三者並びに甲とする。

保険金額は、対人にあつては1名あたり1億円以上及び1事故あたり10億円以上とし、対物にあつては1事故あたり5億円以上とする。

第2 運營業務等に係る保険

(1) 保険種類

第三者賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

(2) 保険内容・目的

本件病院施設等の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者(甲の職員、患者、来訪者、通行者、近隣住民その他の第三者)に対する乙又は運営等協力企業等(利便施設の運営を直接実施している協力企業を含む。)の負う対人及び対物賠償損害を担保する。

(3) 付保条件

担保範囲は、本件病院施設等を対象とする。

保険期間は、運營業務開始日から事業契約終了日までとする。なお、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。

保険契約者は、乙又は運営等協力企業等とする。

被保険者は、甲、乙、運営等協力企業等及びそれらの使用する一切の第三者とする。

保険金額は、対人にあつては1名あたり1億円以上及び1事故あたり5億円以上とし、対物にあつては1事故あたり5億円以上とする。

第3 前記各保険以外の保険

前記各保険以外に、事業者提案において乙により付保することとされた保険については、事業者提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

なお、乙が当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに甲に提示しなければならない。

別紙 8 竣工図書（第 66 条、第 67 条関係）

- 1 完成図書
 - ・ 付近見取図
 - ・ 配置図
 - ・ 平面図
 - ・ 立面図
 - ・ 断面図
 - ・ 詳細図
 - ・ 総合プロット図
 - ・ 系統図
 - ・ 計画書
 - ・ 技術資料等
- 2 試験成績書、証明書等
- 3 検査記録等
- 4 申請、届出書類又はその写し
- 5 工事完成届
- 6 完成物品引渡書
- 7 中長期修繕計画書
- 8 保全に関する説明書（取扱説明書等）
- 9 実施工程表
- 10 備品、予備品引渡書
- 11 保証書写し
- 12 工事記録写真
- 13 完成写真
- 14 パース
- 15 模型（実施設計完了時のものを改良）
- 16 建設経過説明書
- 17 施設紹介用一般図（パンフ用）
- 18 施設紹介、施設建設の記録（DVD等）
- 19 その他建設業務に必要と思われるもの

別紙 9 瑕疵担保に係る保証書の様式（第 69 条関係）

愛媛県公営企業管理局 [

様]

保証書（案）

〔建設協力企業〕（以下「保証人」という。）は、愛媛県立中央病院整備運営事業（以下「本事業」という。）に関連して〔（SPC名）〕が愛媛県（以下「県」という。）との間で平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付で締結した愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて〔（SPC名）〕が県に対して負担する本保証書第 1 条の債務（以下「主債務」という。）を、〔（SPC名）〕と連帯して保証するものとする。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第 1 条 保証人は、〔（SPC名）〕が負う、事業契約第 69 条に基づく瑕疵担保責任を、〔（SPC名）〕と連帯して保証するものとする。

（通知義務）

第 2 条 県は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

（保証債務の履行の請求）

第 3 条 県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、県が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。

3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第 4 条 保証人は、事業契約に基づく [(S P C 名)] の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第 5 条 保証人は、本保証書を解約することができない。

2 本保証書は、事業契約に基づく [(S P C 名)] の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。ただし、保証人の県に対する何らかの義務が履行されていないときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第 6 条 本保証書に関する紛争は、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 7 条 本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

保証人：

別紙 10 運営協力企業の変更（第 71 条、第 78 条、第 91 条、第 104 条、第 120 条関係）

- 1 乙は、第 115 条に基づき甲が確認した運営協力企業の変更を行おうとするときは、
 - 2 に定める要領により運営協力企業変更通知を作成し、変更日の[1 月]前までに甲に交付又は送付する。
- 2 運営協力企業変更通知には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、(4)に掲げる事項を証する書面及び乙と変更後の運営協力企業との間の契約案を添付する。
 - (1) 変更しようとする運営協力企業に係る業務、変更予定日及び移行方法
 - (2) 現在の運営協力企業及び運営協力企業になろうとする者の名称、担当者、所在地及び連絡先
 - (3) 変更を要する理由
 - (4) 運営協力企業になろうとする者が受託業務を遂行するにふさわしい能力を有している旨の説明（各業務の受託資格、実績及び当該業務の受託に必要な許認可が必要なときは、その有無又は見込み等を含む。）
 - (5) 業務方法の変更の要否
 - (6) その他甲が定める事項及び特記事項
- 3 甲は、運営協力企業変更通知の記載内容について疑義がある場合、当該運営協力企業変更通知を受領後[10]日以内に乙にその旨を書面により照会することができる。乙は、当該照会を受領した日から[10]日以内に回答書を甲に提出する。
- 4 乙は、3 の回答に必要であると判断する場合、運営協力企業になろうとする者をして3 の回答書を補充説明させることができる。
- 5 3 及び 4 に定める手続は複数回行うことができる。
- 6 乙は、運営協力企業を変更した場合は、変更後[5]日以内に、次に掲げる事項を記載した運営協力企業変更届出書により甲に提出する。ただし、業務の受託に許認可を要するときは、当該許認可を受けたことを証する書面の写しを当該運営協力企業変更届出書に添付することを要する。
 - (1) 変更後の運営協力企業に係る業務及び変更日
 - (2) 変更前及び変更後の運営協力企業の名称、担当者、所在地及び連絡先
 - (3) 業務方法の変更の要否
 - (4) その他甲が定める事項及び特記事項
- 7 運営協力企業の変更により、運営業務方法の変更を要するときは、別紙 14 の手続にも従うことを要する。

別紙 11 モニタリング基本計画書（案）（第 134 条、第 166 条関係）

[公表資料「モニタリング基本計画書（案）」参照。]

別紙 12 サービス対価の算定及び支払方法（第 135 条 - 第 139 条、第 152 条関係）

1. サービス対価の構成

本事業におけるサービス対価の構成は下表のとおりである。

表 1 - 1 サービス対価の構成

サービス対価の構成		サービス対価区分
施設整備業務費相当額 ¹	施設整備に係る事前調査及びその関連業務費相当額	
	施設の設計及びその関連業務（許認可手続等）費相当額	
	解体を要する既存施設の解体業務費相当額	
	施設の建築・土木工事及びその関連業務費相当額	
	周辺影響調査、対策業務費相当額	
	電波障害調査、対策業務費相当額	
	施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務費相当額	
	工事監理業務費相当額	
	建設工事に伴う各種申請業務費相当額	
	その他費用相当額	開業準備費相当額
建中金利相当額		
融資組成費相当額		
保険料相当額		
その他施設整備業務費用相当額		
統括マネジメント業務費相当額	個別業務のマネジメント業務費相当額	
	病院経営支援業務費相当額	病院経営支援業務費相当額のうち、業務期間にわたり、常時実施する業務費相当額（固定費部分）
		病院経営支援業務費相当額のうち、事業年度ごとに変動する業務費相当額（変動費部分）
	その他統括マネジメント業務に共通する費用相当額	
調達関連業務費相当額	医療機器等（給食用機器を含む）の初期調達費相当額	
	一般備品の初期調達費相当額	
	医薬品	調達予定リスト作成支援業務費相当額
		調達業務
	代金相当額	

サービス対価の構成			サービス 対価区分	
	診療材料	調達予定リスト作成業務費相当額	B ₃	
		調達業務	調達業務の実施に要した費用相当額	B ₄
		代金相当額	C ₁	
	準備品・消耗品	調達業務の実施に要した費用相当額	B ₄	
		代金相当額	C ₁	
その他調達関連業務に共通する費用相当額			B ₅	
運営業務費相当額	診療技術支援業務	食事の提供業務費相当額	C ₂	
		医療機器の管理・保守点検業務費相当額	下記以外 保守委託対象医療機器（初期調達分）の保守点検・修理に要する経費相当額	B ₅
		医療補助業務費相当額	B ₅	
		物流管理関連業務	物品管理業務（ベッドステーション業務を含む）費相当額	B ₅
	物流管理関連業務	滅菌消毒業務費相当額	B ₅	
		洗濯業務費相当額	C ₂	
		情報管理関連業務	診療情報管理業務費相当額	B ₅
	医療事務業務（電話交換業務を含む）費相当額		B ₅	
	施設維持管理業務	清掃業務（植栽管理業務を含む）費相当額	B ₅	
		施設メンテナンス業務（駐車場管理・医療用ガスの供給設備保守点検業務含む）費相当額 ²	下記以外 本事業の業務範囲に含まれる計画修繕業務費相当額	B ₅
		警備業務費相当額 ²	B ₇	
		警備業務費相当額 ²	B ₅	
	その他運営業務に共通する費用相当額			B ₅

- 1 利便施設の整備に係る費用であって、県が費用負担する分を含む。
- 2 利便施設の維持管理に係る費用であって、県が費用負担する分を含む。

表 1 - 2 サービス対価区分

サービス対価区分	概 要
サービス対価 A	施設整備業務費及び調達関連業務費（初期調達分）関連
サービス対価 B	統括マネジメント業務費、調達関連業務費及び運営業務費のうち、原則定額払い関連
サービス対価 C	調達関連業務費及び運営業務費のうち、単価契約払い関連

2. サービス対価の支払方法

(1) サービス対価 A

1) サービス対価 A₁

甲は、施設整備業務費相当額のうち、サービス対価 A₃として割賦で支払う金額を控除した額について、サービス対価 A₁として下記のとおり乙に支払うものとする。

原則、毎事業年度末において甲が確認した出来高の 90%を上限として、翌事業年度当初に乙に対して一括で支払う。ただし、割賦で支払うこととする金額を留保するために、支払い金額の調整が必要な場合は、この限りではない。

に示す割賦で支払うこととする金額には、補助金の適用が想定される下記の費目を含めないものとする。

- A 施設整備に係る事前調査及びその関連業務費相当額
- B 施設の設計及びその関連業務（許認可手続等）費相当額
- C 解体を要する既存施設の解体業務費相当額
- D 施設の建築・土木工事及びその関連業務費相当額のうち次のもの
 - ・防音・防振工事を実施する場合の当該工事費相当額
 - ・電波障害防除設備設置工事を実施する場合の当該工事費相当額
 - ・備蓄倉庫及び耐震性貯水槽整備工事を実施する場合の当該工事費相当額
 - ・仮設プレハブ研修棟の建築及び解体業務費相当額
 - ・立体駐車場の建築業務費相当額
 - ・3号館の改修工事費相当額
- E 工事監理業務費相当額

本事業における本件工事対象施設の全ての引渡しを受ける日が属する事業年度の前年度末（平成 25 年度末）までに支払う額の累計額は、次の各号のいずれか少ない方の額を限度とする。

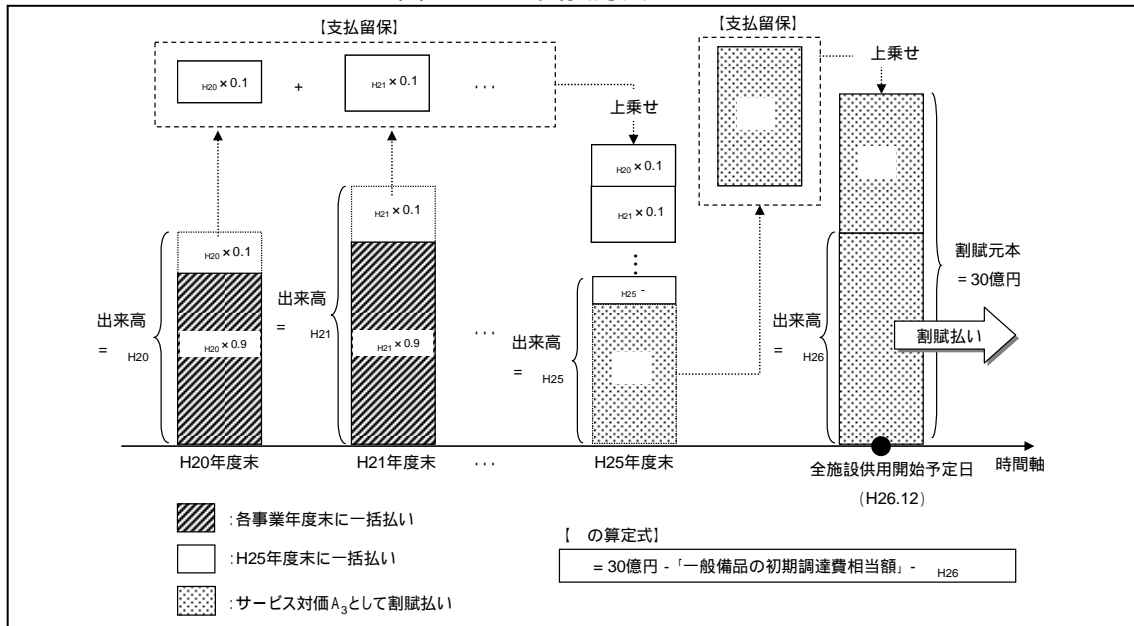
A 施設整備業務費相当額 × 9 / 10

B 施設整備業務費相当額 - （30 億円 - 一般備品の初期調達費相当額）

当該支払方法のイメージを下図に示すので、参照のこと。

なお、当該イメージには、簡略化のため、前述の「割賦で支払うこととする金額には含めない費目」については反映していないため、留意すること。

図 2 - 1 支払方法のイメージ



2) サービス対価 A₂

甲は、医療機器等（給食用機器を含む）の初期調達費相当額について、サービス対価 A₂として、平成 24 年度において乙が調達した費用相当額について、平成 25 年度当初に全額一括で乙に対して支払うものとする。

3) サービス対価 A₃

甲は、「施設整備業務費相当額のうち割賦で支払うこととする金額」及び「一般備品の初期調達費相当額」の合計額（30 億円）について、サービス対価 A₃として、平成 27 年 3 月を第 1 回とし、平成 45 年 3 月を最終回とする、半年賦払い（年 2 回・全 37 回に分けて、元利均等払い）で乙に対して支払うものとする。なお、端数が生じる場合は、支払いの最終回で調整するものとする。当該支払いの概要を下表に示す。

表 2 - 1 サービス対価 A₃の概要

割賦元本	30 億円	施設整備業務費相当額のうち割賦で支払う金額
		一般備品の初期調達費相当額
割賦金利	基準金利	午前 10 時現在の東京スワップレート（TSR）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの（円 / 円）金利スワップレート
	基準金利決定日	最後に引渡される施設の引渡し日の 2 営業日前
	基準金利改定日	平成 37 年 4 月 1 日の 2 営業日前
支払方法	元利均等払	
支払頻度	半年賦払（平成 27 年 3 月から平成 45 年 3 月までの全 37 回）	
備考	基準金利に乙の提案スプレッドを上乗せした金利を割賦金利とする。	

当該日が土日祝日の場合、翌営業日とする。

(2) サービス対価 B

1) サービス対価 B₁

甲は、統括マネジメント業務のうち、個別業務のマネジメント業務費相当額等について、サービス対価 B₁として、下表のとおり、乙に対して支払うものとする。

表 2 - 2 サービス対価 B₁の概要

対価を構成する費用相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・個別業務のマネジメント業務費相当額 ・病院経営支援業務費相当額のうち、業務期間にわたり、常時実施する業務費相当額（固定費部分）
支払い期間	<ul style="list-style-type: none"> ・個別業務のマネジメント業務費相当額：契約締結日から平成 45 年 3 月 ・病院経営支援業務費相当額（固定費分）：乙が入札時に提案した日（遅くとも 1 号館が供用開始する日）から平成 45 年 3 月
対価支払い手続き	<p>【四半期の末月以外における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲は、業務期間にわたり当該業務の毎月の履行結果に対する甲によるモニタリング結果について、月報等の受領後 10 日以内に乙に通知する。なお、当該通知内容にはサービス対価の減額等の有無等に関する事項は含まない。 ・乙は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに甲に請求書を提出する。 ・甲は、当該請求書を適法に受理した後、30 日以内に乙に対して当該対価（請求額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。 <p>【四半期の末月における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下表に示す各支払い対象期の末月（第 期であれば 6 月）における上記の甲から乙への通知内容には、モニタリング結果とあわせて、サービス対価の減額等の有無等に関する事項が含まれるものとし、以降の手続きは当該通知内容に基づくものとする。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に関するサービス対価の支払い予定額は、物価変動に伴う改定等、別途定める場合を除き、定額とするが、運営業務開始日が属する月の前後で額が異なることは可能とする。 ・モニタリングは毎月行われるものとし、評価も毎月行う。

サービス対価の最終回の支払い日については、平成 45 年 4 月以降となる点には留意すること。以下同じ。

表 2 - 3 サービス対価 B₁に関する各年度における支払い対象期の区分

支払い対象期	当該期間
第 期	4 月 1 日～ 6 月 30 日
第 期	7 月 1 日～ 9 月 30 日
第 期	10 月 1 日～ 12 月 31 日
第 期	1 月 1 日～ 3 月 31 日

以降、「四半期」とは、上表の区分に基づく期及び期間とする。

2) サービス対価 B₂

甲は、統括マネジメント業務のうち、病院経営支援業務費相当額について、サービス対価 B₂として、下表のとおり、乙に対して支払うものとする。

表 2 - 4 サービス対価 B₂の概要

対価を構成する費用相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・病院経営支援業務費相当額のうち、事業年度ごとに変動する業務費相当額（変動費部分）
支払い期間	<ul style="list-style-type: none"> ・乙が入札時に提案した日（遅くとも平成 21 年 9 月）から平成 45 年 3 月
業務の実施手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・乙は、入札時に提案した「経営支援業務計画書」に基づき、翌年度に実施する病院経営支援業務（病院経営健全化に向けたコンサルティング業務、病院所有の医療情報システムの整備及び運営に対するコンサルティング業務に係る具体的な業務項目等）に関する「年度経営支援業務計画書」を前年度の 9 月末（初回のみ前年度の 3 月末）までに甲へ提出し、甲の承諾を得ること。 ・乙は、上記業務計画書において、業務項目ごとに、その実施内容、実施時期、金額等を記載するものとする。また、当該業務計画書に記載の内容が、入札時の提案内容から変更する場合、乙は甲に変更する理由について説明を行い、甲の承諾を得るものとする。
対価支払い手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・甲は、月報等を受領後 10 日以内に当該業務の履行結果に対する甲によるモニタリング結果を乙に通知する。なお、各支払いは、四半期を基本とする。ここで、対価の基準となる金額は、甲が上記の実施手続きにおいて承諾した「年度経営支援業務計画書」に記載された金額とする。ただし、四半期単位の支払い額、及び当該業務の終了日が属する月が四半期の各支払い対象期の最初の月（第 1 期であれば 4 月）である場合の当該支払い対象期におけるサービス対価の支払い時期については、前年度の 9 月末（初回のみ前年度の 3 月末）までに乙が提出する「年度経営支援業務計画書」における甲及び乙間の協議時に、業務項目ごとに定めたものを基本とする。具体的な支払額は、上述の基本とした額に甲によるモニタリング結果を踏まえた評価に基づくサービス対価の減額等の有無を反映させた額を甲から乙へ通知するものとする。 ・乙は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに甲に請求書を提出する。 ・甲は、当該請求書を適法に受理した後、30 日以内に乙に対して当該対価（請求額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・乙が、各年度の「年度経営支援業務計画書」に基づく業務について当該業務計画書に記載のとおりを実施しなかった場合、甲は、当該年度のサービス対価 B₂ について、上記業務計画書に記載される各業務項目の金額等に基づき、未実施の業務項目に対応する減額措置を講じることができる。 ・モニタリングは月報等の確認等の形で毎月行われるが、評価は四半期ごとに行う。

3) サービス対価 B₃

甲は、調達関連業務費相当額のうち、医薬品調達予定リスト作成支援業務及び診療材料調達予定リスト作成業務費相当額について、サービス対価 B₃として、下表のとおり、乙に対して支払うものとする。

表 2 - 5 サービス対価 B₃の概要

対価を構成する費用相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品調達予定リスト作成支援業務費相当額 ・ 診療材料調達予定リスト作成業務費相当額
支払い期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度内で別途甲と乙で合意した時期から平成 45 年 3 月
対価支払い手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲は、業務期間にわたり当該業務の年度における履行結果に対する甲によるモニタリング結果とあわせて、サービス対価の減額等の有無等を当該年度の 3 月 31 日付で乙に通知する。 ・ 乙は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに甲に請求書を提出する。 ・ 甲は、当該請求書を適法に受理した後 30 日以内に、当該対価（請求額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を乙に対して支払う。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該業務に関するサービス対価の支払い予定額は、物価変動に伴う改定等、別途定める場合を除き、業務期間にわたり定額とする。

4) サービス対価 B₄

甲は、調達関連業務費相当額のうち、医薬品、診療材料及び準備品・消耗品に関する調達業務費相当額（各代金相当額を除く）について、サービス対価 B₄として、下表のとおり、乙に対して支払うものとする。

表 2 - 6 サービス対価 B₄の概要

対価を構成する費用相当額		<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品調達関連業務に関して乙が調達業務の実施に要した費用相当額 ・診療材料調達関連業務に関して乙が調達業務の実施に要した費用相当額 ・準備品・消耗品調達関連業務に関して乙が調達業務の実施に要した費用相当額
支払い対象期間		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 4 月から平成 45 年 3 月
対価支払い手続き	医薬品	<p>【当該年度の第 期における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲は、第 期の末月である 6 月の月報等を受領後、10 日以内に当該業務の四半期（ただし、前年度に実施されているベンチマークの設定等に関する協議等を含む）における履行結果に対する甲によるモニタリング結果とあわせて、サービス対価の減額等の有無等を乙に通知する。 ・乙は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに甲に請求書を提出する。 ・甲は、当該請求書を適法に受理した後 30 日以内に、当該対価（請求額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を乙に対して支払う。 <p>【当該年度の第 期から第 期までの間における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲は、四半期の各支払い対象期の末月（第 期であれば 9 月）に関する月報等を受領後 10 日以内に当該業務の四半期における履行結果に対する甲によるモニタリング結果を乙に通知する。 ・乙は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに甲に請求書を提出する。 ・甲は、当該請求書を適法に受理した後、30 日以内に乙に対して当該対価（請求額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。
	診療材料	<p>【当該年度の第 期、第 期における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲は、四半期の各支払い対象期の末月（第 期であれば 6 月）に関する月報等を受領後 10 日以内に当該業務の四半期（ただし、第 期に関しては、前年度に実施されているベンチマークの設定等に関する協議等を含む）における履行結果に対する甲によるモニタリング結果とあわせて、サービス対価の減額等の有無等を乙に通知する。 ・乙は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに甲に請求書を提出する。 ・甲は、当該請求書を適法に受理した後、30 日以内に乙に対して当該対価（請求額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。 <p>【当該年度の第 期、第 期における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲は、四半期の各支払い対象期の末月（第 期であれば 12 月）に関する月報等を受領後 10 日以内に当該業務の四半期における履行結果

		<p>に対する甲によるモニタリング結果を乙に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに甲に請求書を提出する。 甲は、当該請求書を適法に受理した後、30日以内に乙に対して当該対価(請求額)に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。
	<p>準備品・ 消耗品</p>	<ul style="list-style-type: none"> 甲は、四半期の各支払い対象期の末月(第 期であれば6月)に関する月報等を受領後10日以内に当該業務の四半期における履行結果に対する甲によるモニタリング結果を乙に通知する。 乙は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに甲に請求書を提出する。 甲は、当該請求書を適法に受理した後、30日以内に乙に対して当該対価(請求額)に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。
<p>留意点</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に関するサービス対価の支払い予定額は、物価変動に伴う改定等、別途定める場合を除き、業務期間にわたり定額とする。 モニタリングは月報等の確認等の形で毎月行われるが、評価は四半期ごとに行う。 医薬品の調達に関するベンチマークの設定等の協議等、翌年度の業務の履行のために前年度に行われる業務については、薬価改定に伴う翌年度の5～6月までの業務とあわせて、翌年度の第 期の業務の履行結果としてサービス対価の減額等に関する評価を行い、当該業務に対するサービス対価を支払う。 診療材料の調達に関するベンチマークの設定等の協議等について、前期のベンチマークに関する業務は上記の医薬品と同様に取扱うものとする。一方、後期のベンチマークに関する業務は、特定保険医療材料に関する診療報酬改定の影響もないことを踏まえ、第 期の業務の履行結果としてサービス対価の減額等に関する評価を行い、当該業務に対するサービス対価を支払う。 上記の詳細については、適宜モニタリング基本計画書(案)もあわせて参照のこと。

5) サービス対価 B₅

甲は、運營業務費相当額のうち、別途サービス対価 B₆ 及びサービス対価 C として支払う業務費相当額以外の各費用相当額をサービス対価 B₅ として、下表のとおり、乙に対して支払うものとする。

表 2 - 7 サービス対価 B₅ の概要

対価を構成する費用相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・保守委託対象医療機器（初期調達分）の保守点検・修理に要する経費相当額を除く、医療機器の管理・保守点検業務費相当額 ・医療補助業務費相当額 ・物品管理業務（ベッドステーション業務を含む）費相当額 ・滅菌消毒業務費相当額 ・診療情報管理業務費相当額 ・医療事務業務（電話交換業務を含む）費相当額 ・清掃業務（植栽管理業務を含む）費相当額 ・本事業の業務範囲となる計画修繕業務を除く施設メンテナンス業務（駐車場管理・医療用ガスの供給設備保守点検業務含む）費相当額 ・警備業務費相当額 ・その他統括マネジメント業務に共通する費用相当額 ・その他調達関連業務に共通する費用相当額 ・その他運營業務に共通する費用相当額
支払い期間	<ul style="list-style-type: none"> ・運營業務開始日から平成 45 年 3 月
対価支払い手続き	<p>【四半期の末月以外における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲は、運営期間にわたり当該業務の毎月の履行結果に対する甲によるモニタリング結果について、月報等の受領後 10 日以内に乙に通知する。 ・乙は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに甲に請求書を提出する。 ・甲は、当該請求書を適法に受理した後 30 日以内に、当該対価（請求額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を乙に対して支払う。 <p>【四半期の末月における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の甲から乙への通知内容には、モニタリング結果とあわせて、サービス対価の減額等の有無等に関する事項が含まれるものとし、以降の手続きは当該通知内容に基づくものとする。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に関するサービス対価の支払い予定額は、物価変動に伴う改定等、別途定める場合を除き、運営期間にわたり定額とする。 ・運營業務開始予定日は平成 25 年 6 月 22 日としているため、当該月に係る対価の請求額は、日割り計算とすること。 ・モニタリングは毎月行われるものとし、評価も毎月行う。

6) サービス対価 B₆

甲は、運營業務費相当額のうち、本事業の業務範囲となる保守委託対象機器の保守点検・修理に要する経費相当額（初期調達分）について、サービス対価 B₆として、下表のとおり、乙に対して支払うものとする。

表 2 - 8 サービス対価 B₆の概要

対価を構成する費用相当額	・保守委託対象医療機器（初期調達分）の保守点検・修理に要する経費相当額
支払い期間	・保守委託対象医療機器（初期調達分）の保守点検・修理業務開始日から6年間
業務の実施手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・乙は、入札時に提案した保守委託対象医療機器（初期調達分）の「保守点検・修理計画」に基づき、保守委託対象医療機器（初期調達分）の保守点検・修理業務開始日から6年間において実施する「保守委託対象医療機器保守点検・修理業務計画書」を当該業務開始の前年度の9月末までに甲へ提出し、甲の承諾を得ること。 ・乙は、上記業務計画書において、業務項目ごとに、その実施内容、実施時期、金額等を記載するものとする（金額についてはメーカー補償等の範囲に該当するものは除く。）。また、当該業務計画書に記載の内容が、入札時の提案内容から変更する場合、乙は甲に変更する理由について説明を行い、甲の承諾を得るものとする。
対価支払い手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・乙は、「保守委託対象医療機器保守点検・修理業務計画書」に記載された金額の72分の1に相当する金額に基づく請求書を業務実施月の翌月、速やかに甲に提出する。 ・甲は、当該請求書を適法に受理した後、30日以内に乙に対して当該対価に消費税相当額を加えた金額を支払う。
留意点	・甲は、いかなる事象が発生した場合においても、「保守委託対象医療機器保守点検・修理業務計画書」に記載された金額以上の支払いは行わないものとする。

7) サービス対価 B₇

甲は、運營業務費相当額のうち、本事業の業務範囲に含まれる計画修繕業務費相当額について、サービス対価 B₇として、下表のとおり、乙に対して支払うものとする。

表 2 - 9 サービス対価 B₇の概要

対価を構成する費用相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の業務範囲に含まれる計画修繕業務費相当額
支払い期間	<ul style="list-style-type: none"> ・運營業務開始日から平成 40 年 3 月
業務の実施手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・乙は、入札時に提案した「中長期修繕計画書」に基づき、翌年度に実施する計画修繕業務に関する「計画修繕業務計画書」を前年度の 9 月未までに甲へ提出し、甲の承諾を得ること。 ・乙は、上記業務計画書において、業務項目ごとに、その実施内容、実施時期、金額等を記載するものとする。また、当該業務計画書に記載の内容が、入札時の提案内容から変更する場合、乙は甲に変更する理由について説明を行い、甲の承諾を得るものとする。
対価支払い手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・甲は、当該業務の履行結果に対する甲によるモニタリング結果（留意点の視点に基づく対価の減額等の有無等を含む）について、当該業務の履行結果を含む月報等の受領後 10 日以内に乙に通知する。ここで、対価の基準となる金額は、甲が上記の実施手続において承諾した「計画修繕業務計画書」に記載された金額とする。 ・乙は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに甲に請求書を提出する。 ・甲は、当該請求書を適法に受理した後、30 日以内に乙に対して当該対価（請求額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・乙が、各年度の「計画修繕業務計画書」に基づく業務について当該業務計画書に記載のとおり実施しなかった場合、甲は、当該年度のサービス対価 B₇について、上記業務計画書に記載される各業務項目の金額等に基づき、未実施の業務項目に対応する減額措置を講じることができる。

(3) サービス対価 C

1) サービス対価 C₁

甲は、調達関連業務費相当額のうち、各代金相当額をサービス対価 C₁として、下表のとおり、乙に対して支払うものとする。

表 2 - 10 サービス対価 C₁の概要

対価を構成する費用相当額		<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品代金相当額 ・診療材料代金相当額 ・準備品・消耗品代金相当額
支払い期間		・平成 25 年 4 月から平成 45 年 3 月
対価支払い手続き	医薬品代金相当額	<p>【当該年度の 4 月から 2 月までの間における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙は、該当月に要した医薬品代金相当額に基づく請求書について、翌月の 15 日までに甲に提出する。 ・甲は、当該請求書を適法に受理した後、30 日以内に乙に対して当該対価（請求額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。 <p>【当該年度の 3 月における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の甲から乙への通知内容には、モニタリング結果とあわせて、サービス対価の減額等の有無等に関する事項が含まれるものとし、以降の手続きは当該通知内容に基づくものとする。
	診療材料代金相当額	<p>【当該年度の 4 月から 8 月、10 月から 2 月までの間における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙は、該当月に要した診療材料代金相当額に基づく請求書について、翌月の 15 日までに甲に提出する。 ・甲は、当該請求書を適法に受理した後、30 日以内に乙に対して当該対価（請求額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。 <p>【当該年度の 9 月及び 3 月における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の甲から乙への通知内容には、モニタリング結果とあわせて、サービス対価の減額等の有無等に関する事項が含まれるものとし、以降の手続きは当該通知内容に基づくものとする。
	準備品・消耗品代金相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品代金相当額に同じ。
留意点		<ul style="list-style-type: none"> ・乙はサービス対価の減額等の通知を受ける月を除き、該当月に要した代金相当額を甲に請求すること。 ・代金相当額は、単価契約に基づくものとし、品目ごとの調達単価と調達数量を明示した請求書とすること。

2) サービス対価 C₂

甲は、運營業務のうち、別途サービス対価 B として支払う運營業務費相当額以外の分をサービス対価 C₂として、下表のとおり、乙に対して支払うものとする。

表 2 - 11 サービス対価 C₂の概要

対価を構成する費用相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供業務費相当額 ・ 洗濯業務費相当額
支払い期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運營業務開始日から平成 45 年 3 月
対価支払い手続き	<p>【四半期の末月以外における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲は、運営期間にわたり当該業務の毎月の履行結果に対するモニタリング結果について、月報等の受領後 10 日以内に乙に通知する。 ・ 乙は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに甲に請求書を提出する。 ・ 甲は、当該請求書を適法に受理した後 30 日以内に、当該対価（請求額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を乙に対して支払う。 <p>【四半期の末月における当該業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の甲から乙への通知内容には、モニタリング結果とあわせて、サービス対価の減額等の有無等に関する事項が含まれるものとし、以降の手続きは当該通知内容に基づくものとする。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙は単価契約に基づく額を甲に請求すること。 ・ モニタリングは毎月行われるものとし、評価も毎月行う。

以上、サービス対価の支払頻度等に関する一覧を下表に示す。

表 2 12 支払い頻度等一覧表

		県がSPCからサービス対価の請求を受ける時点ベースで記載																
区分	サービス対価の構成	平成 (t - 1) 年度	平成 t 年度												平成 (t + 1) 年度			
		...	第 期			第 期			第 期			第 期			...			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	...	
B1	個別業務のマネジメント業務費相当額	
	病院経営支援業務費相当額 (固定費分)	
B2	病院経営支援業務費相当額 (変動費分)	...	四半期ごとを基本とし、詳細は甲及び乙間の協議により定める															
B3	医薬品調達予定リスト作成支援業務費相当額	
	診療材料調達予定リスト作成業務費相当額	
B4	医薬品調達業務の実施に要した費用相当額	
	診療材料調達業務の実施に要した費用相当額	
	準備品・消耗品調達業務の実施に要した費用相当額	
B5	その他統括マネジメント業務に共通する費用相当額	
	その他調達関連業務に共通する費用相当額	
	保守委託対象医療機器(初期調達分)以外の医療機器の管理・保守点検業務費相当額	
	医療補助業務費相当額	
	物品管理業務(ベッドステーション業務を含む)費相当額	
	滅菌消毒業務費相当額	
	診療情報管理業務費相当額	
	医療事務業務(電話交換業務を含む)費相当額
	清掃業務(植栽管理業務を含む)費相当額
	計画修繕業務費以外の施設メンテナンス業務(駐車場管理・医療用ガスの供給設備保守点検業務を含む)費相当額
	警備業務費相当額
	その他運営業務に共通する費用相当額	
B6	保守委託対象医療機器(初期調達分)の医療機器の管理・保守点検業務費相当額	
B7	本事業の業務範囲に含まれる計画修繕業務費相当額	...	当該業務の実施日が属する月の翌月															
C1	医薬品調達業務の代金相当額	
	診療材料調達業務の代金相当額	
	準備品・消耗品調達業務の代金相当額	
C2	洗濯業務費相当額	
	食事の提供業務費相当額	

: 定期的に予定額が支払われるサービス対価

: 原則として、モニタリング結果を踏まえ必要に応じて減額等が反映された上で支払われるサービス対価

3. 物価変動等に伴うサービス対価の改定

サービス対価を構成する各費用相当額に関して、それぞれの支払い期間にわたり、以下のとおり、それぞれ支払い対価の改定を行う。

改定に当たっては、初年度の支払い予定額を基準に、毎事業年度1回、以下に示す各参照指標の対前々年度比の変動率を勘案して設定した改定率（以下「改定率」という。）を乗じ、翌年度以降のサービス対価の支払額に反映させる。なお、改定率に小数点以下第〔四〕位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

対価の構成			参照指標	
統括マネジメント業務費相当額	個別業務のマネジメント業務費相当額		「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・ 第6表 実質賃金指数 ・ 事業所規模5名以上 ・ 調査産業計のうちの現金給与総額	
	病院経営支援業務費相当額			
	その他統括マネジメント業務に共通する費用相当額			
調達関連業務費相当額	医薬品	調達予定リスト作成支援業務費相当額		
		調達業務		調達業務の実施に要した費用相当額
	診療材料	調達予定リスト作成業務費相当額		
		調達業務		調達業務の実施に要した費用相当額
	準備品・消耗品	調達業務の実施に要した費用相当額		
その他調達関連業務に共通する費用相当額				
運営業務費相当額	診療技術支援業務	食事の提供業務費相当額		「消費者物価指数」(総務省統計局) ・ 第1表-1 中分類指数(全国) ・ 食料
		医療機器の管理・保守点検業務費相当額	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・ 第6表 実質賃金指数 ・ 事業所規模5名以上 ・ 調査産業計のうちの現金給与総額	
		保守委託対象医療機器(初期調達分)の保守点検・修理に要する経費相当額以外		
	物流管理関連業務	医療補助業務費相当額		「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・ 第6表 実質賃金指数 ・ 事業所規模5名以上 ・ 調査産業計のうちの現金給与総額
		物品管理業務(ベッドステーション業務を含む)費相当額		「消費税を除く企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局)の年度平均 ・ 大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・ 小類型：洗濯 ・ 品目：リネガライ
		滅菌消毒業務費相当額		
洗濯業務費相当額				

対価の構成		参照指標
情報管理 関連業務	診療情報管理業務費相当額	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・ 第6表 実質賃金指数 ・ 事業所規模5名以上 ・ 調査産業計のうちの現金給与総額
	医療事務業務(電話交換業務を含む)費相当額	
施設維持 管理業務	清掃業務(植栽管理業務を含む)費相当額	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局)の年度平均 ・ 大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・ 小類型：建物サービス ・ 品目：清掃
	施設メンテナンス(駐車場管理・医療用ガスの供給設備保守点検業務含む)費相当額	・ 下記以外 ・ 本事業の業務範囲となる計画修繕業務費相当額 「消費税を除く企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局)の年度平均 ・ 大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・ 小類型：建物サービス ・ 品目：設備管理
	警備業務費相当額	
その他運営業務に共通する費用相当額		「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・ 第6表 実質賃金指数 ・ 事業所規模5名以上 ・ 調査産業計のうちの現金給与総額

- t年度に支払うサービス対価の算定式（各費用相当額ごとに算定） -

t年度以前に、当該費用相当額に係るサービス対価が一度も改定されていない場合

$$\text{〔算定式〕 } P_t = P_{0t} \times \left\{ \frac{I_{t-2}}{I_0} \right\}$$

t年度以前に、当該費用相当額に係るサービス対価が改定されている場合

$$\text{〔算定式〕 } P_t = P_{rt} \times \left\{ \frac{I_{t-2}}{I_r} \right\}$$

- ・ P_t t年度に実際に支払う当該費用相当額に係るサービス対価（税抜き）
- ・ P_{0t} 契約締結時に予定した t年度の当該費用相当額に係るサービス対価（税抜き）
- ・ P_{rt} 前回改定後の t年度における当該費用相当額に係るサービス対価（税抜き）
- ・ I_{t-2} (t - 2)年度における該当する参照指標
- ・ I_0 契約日の属する年度における該当する参照指標
- ・ I_r 前回改定時における該当する参照指標

ただし、 $\left| \frac{I_{t-2}}{I_0} \right| > 3\%$ 若しくは $\left| \frac{I_{t-2}}{I_r} \right| > 3\%$ の場合のみ改定を行う

改定後のサービス対価、消費税及び地方消費税額の円未満の端数については切捨てとする。
乙は、毎年度9月末までに、上記参照指標値の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス対価の金額を甲に通知し、確認を受けるものとする。なお、改定が行われない場合にも同様とする。

4. 市場実勢価格等の変動によるサービス対価の改定に関する協議

- (1) 甲及び乙は、統括マネジメント業務費相当額、調達関連業務費相当額（代金相当額を除く）及び運営業務費相当額について、直近の改定時のサービス対価及び類似の内容の業務における委託費の市場実勢価格の推移、新製品の導入、本件病院における診療科目の変更、患者及び疾病動向の大幅な変化等、諸般の事情を勘案して、運営業務開始日が属する年度、及び運営業務開始日が属する年度から5事業年度ごとに1度、改定のための協議を行う。
- (2) 前項の協議が整わない場合、甲は、改定の可否及び改定を認める場合には合理的と判断する改定額並びに改定時期をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面を乙に通知し、乙は当該通知の内容に従うものとする。

5. 実需要数によるサービス対価の改定に関する協議

- (1) 運営業務費相当額のうち単価契約払いとしている「食事の提供業務費相当額」及び「洗濯業務費相当額」における単価については、前述の4.に示す協議において、実需要数も勘案した改定に関する協議を行うことができるものとする。
- (2) 前項の定めに関らず、実需要数が設定需要数（当初は、甲と乙との間で別途合意された設定需要数をいい、その後は、直近の改定に関する協議時に合意された設定需要数をいう。）比で累積10%以上変動した場合には、甲及び乙は、相手方にその理由及び改定見込み額を記載した書面を通知することにより、サービス対価の改定に関する協議を求めることができる。

- (3) 協議の手続きについては、4.の規定に準じるものとする。ただし、協議においては、従前の設定単価に係る費用明細及び実需要数等を踏まえるものとする。
- (4) 前項の協議が整わない場合、甲は、改定の可否及び改定を認める場合には合理的と判断する改定額並びに改定時期をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面を乙に通知し、乙は当該通知の内容に従うものとする。

6. 医療保険制度の改正によるサービス対価の改定に関する協議

- (1) 甲及び乙は、医療保険制度の改正によりサービス対価の改定を行うことが合理的と判断する場合、相手方にその理由及び改定見込み額を記載した書面を通知することにより、サービス対価の改定に関する協議を求めることができる。
- (2) 前項に基づく通知を受領した後、甲及び乙は、速やかにサービス対価の改定の可否等に関する協議を行い、対応について決定する。
- (3) 前項の協議が整わない場合、甲は、改定の可否及び改定を認める場合には合理的と判断する改定額並びに改定時期をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面を乙に通知し、乙は当該通知の内容に従うものとする。

7. 税制度の変更によるサービス対価の改定に関する協議

- (1) 乙は、税制度の変更に伴う過度な追加費用の負担が生じ、本事業の継続性に明らかに支障を来すと判断した場合、その旨及び当該追加費用の見込み額を記載した書面を甲に通知することにより、サービス対価の改定に関する協議を求めることができる。
- (2) 甲は、上記の通知を受領後、甲及び乙によるサービス対価の改定に関する協議を行い、対応について決定する。
- (3) 前項の協議が整わない場合、甲は、改定の可否及び改定を認める場合には合理的と判断する改定額並びに改定時期をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面を乙に通知し、乙は当該通知の内容に従うものとする。

別紙 13 要求水準書の変更手続（第 141 条関係）

- 1 甲は、要求水準書の内容を変更しようとするときは、随時 2 の(1)ないし(5)に掲げる事項及び甲と乙が合意する事項を記載した業務変更要求通知を作成し、乙に送付又は交付することにより、要求水準又は業務範囲の変更を求めることができる。乙は、要求水準又は業務範囲の変更に伴い運営等協力企業の変更を行う場合には、別紙 10 に定める手続を行う必要はない。
- 2 業務変更要求通知には、次の各号に掲げる事項を記載することを要する。
 - (1) 変更要求事項 ただし、甲は、変更要求事項を示すに当たり、本契約及び要求水準書の該当箇所を引用し、変更前と変更後を併記又はマークアップすることにより該当部分を明確にしなければならない。
 - (2) 変更開始希望日 ただし、変更開始希望日は、業務変更要求通知の到達の日から少なくとも次の期間を経過した後の日を記載することを要する。
 - ア 業務量又は業務内容が増大又は拡大し、これに伴い乙又は当該業務を受託する運営等協力企業等において新たに設備の購入、運営等協力企業等若しくはその他の企業への再委託又は使用人の雇用が必要になる場合は、[6 月]間
 - イ 業務量又は業務内容が減少又は縮小し、これに伴い乙又は当該業務を受託する運営等協力企業等において所有、委託又は雇用する設備の廃棄、委託契約の解除又は配置転換若しくは解雇が必要になる場合は、[6 月]間
 - ウ 大規模な情報システムの変更が必要となる場合は、[6 月]間
 - エ 上記アないしウの場合を除き、当該業務量又は業務内容の変更によって当該業務に係るサービスの対価の減少額が[10]パーセントを超える場合は、[3 月]間
 - オ 上記アないしエのいずれにも該当しない場合は[1 月]間
 - (3) サービスの対価の変更の意思の有無及び変更の意思がある場合は見込み額
 - (4) 変更を要求する理由
 - (5) その他必要事項
- 3 乙は、甲に対し、業務変更要求通知受領後[30]日以内に仮見積り及び変更要求事項の範囲外の業務も考慮したより適切と考える仮対案を書面により提出することができる。これらの仮見積り及び仮対案は、甲及び乙を拘束しないものとする。乙は仮見積り又は仮対案を提出しない場合、業務変更要求通知受領後[40]日以内に、9 の要領に従い甲に回答書を提出する。
- 4 3 の仮見積り又は仮対案が提出された場合、甲は、これらを考慮の上、乙に対し、提出を受けた日から[14]日以内に、乙が業務変更要求通知に回答する必要があるか否かを通知する。ただし、甲が[14]日以内に通知を行わない場合は、業務変更要求通知

に回答する必要がない旨を通知したものとみなす。

- 5 甲が業務変更要求通知に回答する必要がある旨を通知した場合、乙は当該通知を受領後[30]日以内に、9の要領に従い甲に回答書を提出する。
- 6 3ないし5に定める期間は、甲及び乙の合意により延長することができる。
- 7 甲が業務変更要求通知に回答する必要がない旨を通知した場合、甲は、3の仮対案を、これを基に更に業務変更要求通知を作成するためにのみ使用することができる。
- 8 乙は、業務の変更が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合に限り、その該当する事由及びその根拠を具体的に明らかにして要求水準又は業務範囲の変更を拒否することができる。ただし、乙が(9)に掲げる事由に該当することのみを理由として拒否の回答書を提出した場合、甲は、変更開始希望日について乙と協議した上で、変更開始希望日を変更した業務変更要求通知を乙に交付又は送付することにより、変更された当該業務変更要求通知の受領後[10]日以内に更に回答を求めることができる。乙が(1)ないし(8)に掲げる事由に該当することを理由として拒否の回答書を提出した場合、甲は[30]日以内に、乙と協議のうえ、本契約の一部解約を行うことができる。
 - (1) 人の生命身体に重大な悪影響を及ぼすとき
 - (2) 違法となるとき
 - (3) 乙又は運営等協力企業等の許認可の取消原因となるとき
 - (4) 乙又は運営等協力企業等が合理的に判断して取得不能な許認可の取得が必要となるとき
 - (5) 変更対象業務以外の業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすとき
 - (6) 業務変更要求通知が本契約に定められた記載事項を欠いているとき
 - (7) 変更が実施された場合に本件病院の根本的な部分の変化を招来するとき
 - (8) 乙の経営に重大な悪影響を及ぼすとき
 - (9) 業務変更要求通知に記載された変更開始希望日から[30]日以内に乙が変更後の業務を開始することが不能と合理的に判断されるとき
- 9 8の(1)ないし(9)に掲げる事由に該当する場合を除き、乙は、以下の各号に掲げる事項を記載した回答書により回答を行う。乙が期限までに回答を送付しない場合は、甲の変更要求通知記載の条件をすべて承諾したものとみなす。
 - (1) 変更への移行方法
 - (2) 変更に係る乙の増加費用及び減少可能な費用
 - (3) 取得又は変更しなければならない許認可及び当該許認可の取得見込日
 - (4) 変更の結果必要となるモニタリング実施計画書並びに本契約及び要求水準書中関連する条項の変更案
 - (5) 変更により本件病院の利用不能又は不便を招来するか否か
 - (6) 変更によりライフサイクルコストに与える影響があればその影響

- (7) 運営等協力企業等の変更の見込み
 - (8) その他甲が定める事項及び特記事項
- 10 甲は、3若しくは5の回答書を受領後又は3若しくは5の回答書を受領せずにその回答期限を経過した後直ちに、乙との間で、要求水準の詳細、サービスの対価の算定方法の変更、変更期限日及びその他必要な事項について協議する。これらの事項について甲及び乙が合意に至った場合、甲及び乙は本契約の変更を証するため、変更確認書を作成する。
- 11 10の合意が協議開始後[60]日以内に成立しなかった場合、甲は、第141条第2項の費用負担に従い、合理的な内容の要求水準の詳細、サービスの対価の算定方法の変更、変更期限日及びその他必要な事項を乙に通知することにより、要求水準書を変更するか、又は契約の解除に関する協議を求めることができる。
- 12 乙は、随時、変更内容及び9の(1)ないし(8)に掲げる事項を記載し、かつ見積りを付した書面により要求水準又は業務範囲の変更を提案することができる。甲は、乙の当該提案について協議に応じるか否かを決定し、[15]日以内に書面により乙に回答する。甲が乙の当該提案について協議に応じる場合は、10及び11の規定を準用する。

別紙 14 業務仕様書及び業務マニュアルの変更手続（第 142 条関係）

- 1 乙は、業務仕様書又は業務マニュアル（以下、「業務仕様書等」という。）を変更することが必要と判断するときは、要求水準を満たす限りにおいて、自己の裁量と責任により、随時業務仕様書等を変更することができる。
- 2 乙は、業務仕様書等を変更することが必要であると判断するときは、業務仕様書等変更通知書を作成し、当該業務仕様書等の変更予定日の[1]月前までに（ただし、乙の責めに帰すことができない事由により、かかる期限を遵守することができないときは、できるだけ早期に）甲に送付又は交付する。
- 3 2の業務仕様書等変更通知書には、次の(1)ないし(9)に掲げる事項を記載し、かつ、当該業務仕様書等の変更に伴い、運営等協力企業との契約内容を変更するとき（運営等協力企業を変更するときを除く。）は、乙と運営等協力企業との間の変更後の契約案、及び5の許認可を受けたことを証する書面がある場合は、当該書面の写しを添付する。
 - (1) 対象業務、変更内容、変更予定日及び移行方法
 - (2) 変更を要する理由
 - (3) 運営等協力企業等の変更の要否
 - (4) 業務仕様書等の変更に係る許認可の要否
 - (5) 業務仕様書等の変更により許認可を要する場合は当該許認可の有無又は取得見込み
 - (6) 業務仕様書等の変更により本件病院に与える影響
 - (7) 業務仕様書等の変更によるサービスの対価の変更の希望の有無並びに希望がある場合はその理由及び見積り
 - (8) モニタリング実施計画書の変更を要するときは変更案
 - (9) その他甲が定める事項及び特記事項
- 4 甲は、業務仕様書等変更通知の記載内容について疑義がある場合、当該業務仕様書等変更通知を受領後[10]日以内に乙にその旨を書面により照会することができる。乙は、当該照会を受領した日から[10]日以内に甲に回答書を提出する。
- 5 乙は、4の回答に必要であると判断する場合、運営等協力企業等をして前項の回答書を補充説明させることができる。
- 6 4、5に定める手続は複数回行うことができる。
- 7 乙が業務仕様書等変更通知においてサービスの対価の変更を希望する旨を記載した場合、甲は、業務仕様書等変更通知の受領後 10 日以内に、サービスの対価の変更に関する協議に応じるか否かについて、書面により乙に通知する。
- 8 7の規定により甲が乙に対しサービスの対価の変更に関する協議に応じる旨を通知した場合、甲と乙は、サービスの対価の変更について協議する。当該協議において

合意が成立しない場合、甲がサービスの対価の変更の可否及び変更する場合はその変更されたサービスの対価を決定し、乙に通知する。

- 9 法令変更、不可抗力又は本件病院の事業規模の変更により業務仕様書等を変更することを要する場合であって、甲がサービスの対価の変更に関する協議に応じない旨を通知したとき又は、前項の規定により甲が通知した変更後のサービスの対価に不服があるときは、乙は、[6]月以上前に甲に対してその旨及び理由を記載した書面により通知することにより、当該業務に関する本契約の一部解約を行うことができる。乙は、解約日までの間、法令に反しない限度で当該業務を遂行することを要し、甲は、乙がかかる業務遂行を行うことを条件として、解約日までのサービスの対価を支払わなければならない。
- 10 甲は、第 141 条の場合を除き、法令変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により、業務仕様書等を変更することが必要と判断するときは、乙に対し、対象業務、変更内容、変更希望日、変更後のサービスの対価を変更する意思の有無及び業務仕様書等の変更を求める理由を記載した書面により、随時業務仕様書等の変更を求めることができる。
- 11 乙は、10 の書面を受領した後[30]日以内に、甲に対し、当該業務仕様書等変更要求に関して当該業務仕様書等変更要求に関する仮見積り、他の業務への影響の有無及び当該業務仕様書等変更要求に対する質問、意見又は提案を書面により提出する。ただし、これらの仮見積り及び意見又は提案は、甲及び乙を拘束しないものとする。
- 12 甲は、11 の書面を受領した後[30]日以内に、乙に対し、当該変更要求（サービスの対価の変更を含む。）に関して協議を求めることができる。
- 13 法令変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により業務仕様書等を変更することを要する場合であって、甲と乙の間でサービスの対価の変更に関する合意が成立しないときは、甲は、[6]月以上前に乙に対してその旨及び理由を記載した書面により通知することにより、当該業務に関する本契約の一部解約を行うことができる。乙は、解約日までの間、法令に反しない限度で当該業務を遂行することを要し、甲は、乙がかかる業務遂行を行うことを条件として、解約日までのサービスの対価を支払わなければならない。
- 14 乙は、1 ないし 12 の規定により業務仕様書等を変更した場合は、変更後[5]日以内に、次の(1)ないし(3)に掲げる事項を記載した業務仕様書等変更届出書を甲に提出する。ただし、業務仕様書等の変更に許認可を要するときは、当該許認可を受けたことを証する書面の写しを、3 の業務仕様書等変更通知書に添付した場合を除き、業務仕様書等変更届出書に添付することを要する。
 - (1) 業務別使用書等の変更による変更後の業務方法及び変更日
 - (2) サービスの対価の変更について甲と協議が整ったときは変更後のサービスの対価

(3) その他甲が定める事項及び特記事項

- 15 2 ないし 14 の規定は、軽微な変更には適用しない。
- 16 業務仕様書等の変更により、運営等協力企業の変更を要するときは、別紙 10 に定める手続にも従うことを要する。

別紙 15 法令変更等による増加費用の負担割合（第 63 条、第 85 条、第 98 条、第 131 条、第 132 条、第 141 条、第 160 条、第 161 条関係）

第160条に規定する法令変更等に基づいて増加費用が発生する場合の費用負担の割合を指定する。

	甲負担割合
1. 本事業に直接影響を与える法令の変更の場合	100%
2. 1.以外の法令の変更の場合	0%

なお、1.の「本事業に直接影響を与える法令の変更」とは、特に本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で事業者の費用に影響があるものを意味することとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令の変更は含まれない。

別紙 16 不可抗力による損害等の負担割合（第 63 条、第 65 条、第 85 条、第 98 条、第 131 条、第 132 条、第 141 条、第 163 条、第 165 条関係）

1. 不可抗力による損害の対象

不可抗力による損害の対象は、以下のとおりとする。

設計・施工期間、調達期間及び運営期間の変更、延期及び短縮に伴う施設整備業務費、調達関連業務費（医薬品代金、診療材料代金及び準備品・消耗品代金を除く。）及び運営業務費

原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要の調査研究費用、再調査・設計及び事業者提案又は基本設計説明書若しくは設計図書の変更等に伴う増加費用

損害防止費用、損害軽減費用、応急措置費用

損壊した対象施設等の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮設工事、仮設建物等の損傷・復旧費用

設計・施工期間、調達期間及び運営期間の変更、延期及び短縮に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う増加費用

設計・施工期間、調達期間及び運営期間の変更、延期及び短縮に伴う乙の間接損害及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、乙の逸失利益は除く。）

2. 不可抗力による損害の分担

(1) 設計・施工期間

設計・施工期間中に不可抗力が生じ、病院施設整備業務、医療機器等調達関連業務に関して事業者が損害が発生した場合、合理的な範囲における当該損害に関しては、設計・施工期間中の累計で施設整備業務費相当額、医療機器等（給食用機器を含む。）の初期調達費相当額及び一般備品の初期調達費相当額の合計額（以下本号において「施設整備業務費等相当額」という。）の 100 分の 1 に至る金額までは乙が負担し、これを超える金額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち設計・施工期間中は施設整備業務費等相当額の 100 分の 1 を超える部分を甲の負担部分から控除する。

(2) 調達期間中

調達期間中に不可抗力が生じ、運営業務等に関して乙に損害が発生した場合、合理的な範囲における当該損害に関しては、事業年度ごとに累計し、当該事業年度の統括マネジメント業務費相当額、調達関連業務費相当額（医療機器等（給食

用機器を含む。)の初期調達費相当額、一般備品の初期調達費相当額、医薬品代金相当額、診療材料代金相当額及び準備品・消耗品代金相当額を除く。)及び運營業務費相当額の合計額(別紙 12 の改定がなされ、かつ別紙 12 の減額がなされていない金額とする。以下本号において「調達・運營業務費相当額」という。)の 100 分の 1 に至る金額までは乙が負担し、これを超える金額については、甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち調達・運營業務費相当額の 100 分の 1 を超える部分は甲の負担部分から控除する。

(3) 設計・施工期間と調達期間とが重複する期間

設計・施工期間と調達期間とが重複する期間に病院施設整備業務、医療機器等調達関連業務に関して乙に損害が発生した場合は、2.(1)を、運營業務等に関して乙に損害が発生した場合は、2.(2)を適用する。

(4) 前 3 号に定める金額には、いずれも消費税及び地方消費税を含む。